

睦沢町地域防災計画



令和4年3月

睦 沢 町 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 章 計画の基本方針	2
第 1 節 計画の目的及び構成	2
第 2 節 災害対策の基本方針	5
第 3 節 計画の基本的な考え方（防災ビジョン）	7
第 4 節 減災目標	9
第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第 3 章 睦沢町の地勢概要等	19
第 1 節 睦沢町の自然的条件	19
第 2 節 睦沢町の社会条件	21
 第 2 編 地震・津波編	31
第 1 章 総 則	33
第 1 節 地震・津波対策の基本的視点	33
第 2 節 想定地震と被害想定	35
第 2 章 災害予防計画	47
第 1 節 防災意識の向上	47
第 2 節 津波災害予防対策	56
第 3 節 火災予防対策	61
第 4 節 消防計画	63
第 5 節 建築物の耐震化等の推進	68
第 6 節 液状化災害予防対策	75
第 7 節 土砂災害等予防計画	77
第 8 節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	82
第 9 節 情報連絡体制の整備	87
第 10 節 備蓄・物流計画	90
第 11 節 防災施設の整備	94
第 12 節 帰宅困難者対策	98
第 13 節 防災体制の整備	100
第 3 章 災害応急対策計画	105
第 1 節 災害応急活動体制	105
第 2 節 情報収集・伝達体制	121

第3節	地震・火災避難計画	136
第4節	津波避難計画	147
第5節	要配慮者等の安全確保対策	149
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	153
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	162
第8節	救援物資供給活動	168
第9節	広域応援の要請及び県外支援	172
第10節	自衛隊への災害派遣要請	176
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	181
第12節	帰宅困難者対策	185
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	187
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	193
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	196
第16節	ボランティアの協力	202
第4章	災害復旧計画	206
第1節	被災者生活安定のための支援	206
第2節	津波災害復旧対策	217
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	218
第4節	激甚災害の指定	221
第5節	災害復興	222
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	225
第1節	総則	225
第2節	推進地域及び特別強化地域	226
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	226
第4節	関係者との連携協力の確保	226
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	227
第6節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	229
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	234
第8節	防災訓練計画	235
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	235
第10節	南海トラフ地震防災対策計画	236
第6章	東海地震に係る周辺地域としての対応計画	240
第1節	総 則	240
第2節	防災機関の業務	241

第3節	事前の措置	245
第4節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	252
第5節	警戒宣言発令に伴う対応措置	254
第6節	住民等のとるべき措置と対応	264
第3編	風水害等編	271
第1章	総 則	273
第1節	風水害等対策の基本的視点	273
第2節	町域の保全	274
第3節	浸水被害の想定	275
第2章	災害予防計画	276
第1節	防災意識の向上	276
第2節	水害予防計画	279
第3節	土砂災害予防計画	284
第4節	風害予防計画	290
第5節	雪害予防計画	293
第6節	火災予防対策	295
第7節	消防計画	297
第8節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	297
第9節	情報連絡体制の整備	297
第10節	備蓄・物流計画	297
第11節	防災施設の整備	297
第12節	帰宅困難者対策	298
第13節	防災体制の整備	299
第3章	災害応急対策計画	300
第1節	災害応急活動体制	300
第2節	情報収集・伝達体制	315
第3節	水防計画	326
第4節	避難計画	337
第5節	要配慮者等の安全確保対策	351
第6節	救助救急・医療救護活動	351
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	352
第8節	救援物資供給活動	354
第9節	広域応援の要請及び県外支援	354

第10節	自衛隊への災害派遣要請	354
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	354
第12節	帰宅困難者対策	355
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	356
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	356
第15節	ライフライン関連施設等の応急復旧	356
第16節	ボランティアの協力	356
第4章	災害復旧計画	357
第1節	被災者生活安定のための支援	357
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	357
第3節	激甚災害の指定	357
第4節	災害復興	357
第4編	大規模事故等災害編	359
第1章	放射性物質事故対策	361
第1節	基本方針	361
第2節	放射性物質事故の想定	362
第3節	予防計画	363
第4節	応急対策計画	365
第5節	復旧計画	368
第2章	大規模火災対策	369
第1節	基本方針	369
第2節	予防計画	369
第3節	応急対策計画	371
第3章	林野火災対策	373
第1節	基本方針	373
第2節	予防計画	373
第3節	応急対策計画	375
第4章	危険物等災害対策	377
第1節	基本方針	377
第2節	予防計画	378
第3節	応急対策計画	381
第5章	航空機事故災害対策	384
第1節	基本方針	384

第 2 節	予防計画	384
第 3 節	応急対策計画	385
第 6 章	道路事故災害対策	388
第 1 節	基本方針	388
第 2 節	予防計画	388
第 3 節	応急対策計画	390

第 1 編 総 則

第1章 計画の基本方針

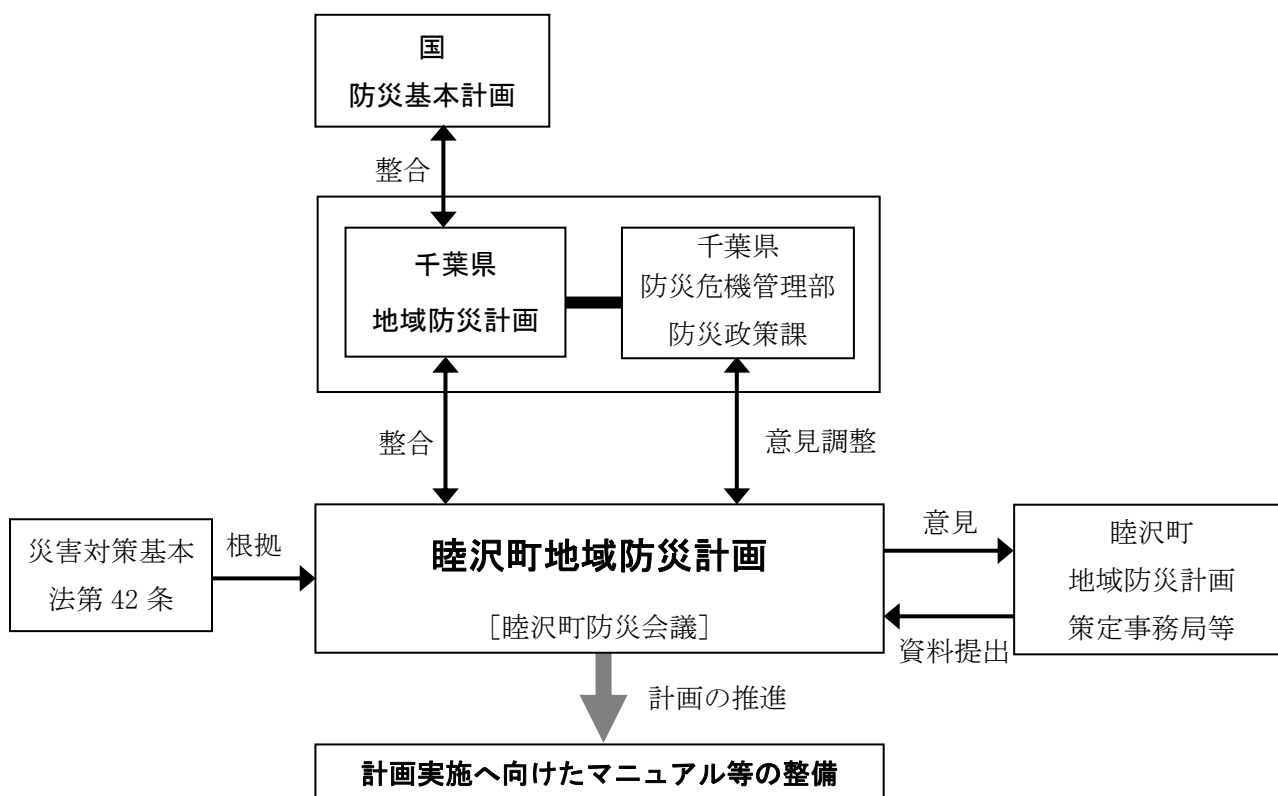
第1節 計画の目的及び構成

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、睦沢町防災会議が作成する計画であって、睦沢町の地域にかかる災害に対して総合的な指針及び対策計画を定め、本町における災害の予防、応急対策、災害復旧の対策等を実施することにより、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する災害対策基本法施行令第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

■ 計画の位置づけ



2. 計画の構成・内容

本計画は、睦沢町の地域に係る災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、第1編 総則、第2編 地震・津波編、第3編 風水害等編、第4編 大規模事故等災害編の4編をもって構成している。また、資料編を別編として、本計画に必要な関係資料等をまとめた。

計画の内容は、次の通りである。

(1) 総則

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、整理するものである。

(2) 地震・津波編

第2編 地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。さらに、東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

(3) 風水害等編

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

(4) 大規模事故等災害編

第4編 大規模事故等災害編は、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害）、公共交通等事故（航空機事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策についてまとめたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

3. 計画の遵守

防災関係機関はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令に準拠して策定した本計画をよく理解し、これを遵守するよう努めるとともに、防災に関し万全の措置を講じる。

4. 計画の習熟

防災関係機関は、不断の危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

5. 計画の修正

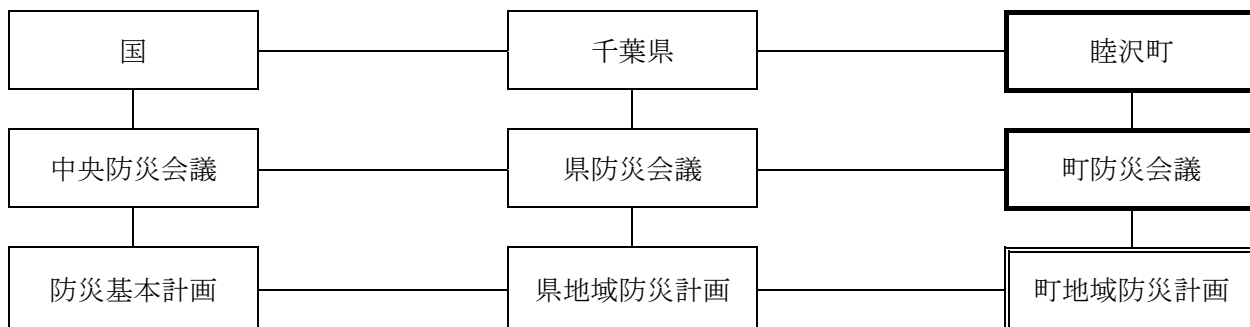
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

6. 他の法律等との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合を図るもので、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理する。

また、この計画は、本町の地域特性を踏まえるとともに、国の防災基本計画、防災業務計画、千葉県地域防災計画及び災害対策基本法他関係法令と整合性のある計画とする。

■ 国、県及び町の防災会議並びに防災計画の体系



〔資料編：資料11 関連条例〕

第2節 災害対策の基本方針

● 計画の方針

- 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的でわかりやすい計画とする。
- 震災対策においては阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、本町に大きな被害をもたらすと予想される「東京湾北部地震」も想定した防災対策の確立を図る。
- 風水害対策においては、過去の水害の教訓を踏まえた防災対策の確立を図る。

1. 災害予防対策

- (1) 住民への震災や風水害の知識の普及に努めるとともに、地区防災計画の策定を推進し自主防災組織の育成と防災訓練の充実に努めるものとする。
- (2) 災害に強い町づくりを進めるため、河川の改修、地盤災害の防止対策・建築物対策、ライフライン施設などの防災対策を進めるものとする。
- (3) 防災拠点の整備、また各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進めるものとする。
- (4) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備の充実、テレビ・ラジオ・インターネットの優先利用、J-ALERT・緊急速報メール・睦沢町情報配信メールサービス・防災アプリ、町ホームページなどの新たな情報提供手段の確立を図るものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者対策マニュアルを作成するなど、避難行動要支援者対策を確立しておくものとする。
- (6) 飲料水・食料・生活必需品の備蓄や民間団体・企業との協定締結等による流通備蓄の確保に努めるものとする。
- (7) 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進めるものとする。

2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、防災関係機関の応急体制を整えるものとする。
- (2) 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集・伝達体制及び避難情報等の発令の基準を明確化し、住民へ周知徹底を遅滞なく行える体制を整えるものとする。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、住民の生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分するものとする。
- (4) 被災者の安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、飲料水・食料・生活必需品等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実に努めるものとする。
- (5) 消防、交通規制などの応急活動の充実に努めるものとする。
- (6) 必要に応じ、自衛隊や緊急消防援助隊、周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施するものとする。
- (7) 電気、水道、ガス等のライフライン施設等の迅速な応急復旧を図るものとする。
- (8) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図るものとする。

3. 災害復旧・復興対策

- (1) 被災者や被災事業者への救護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な復旧・復興に努める。
- (3) 復旧・復興体制の整備を進める。

第3節 計画の基本的な考え方（防災ビジョン）

町域の保全と住民の身体、財産の保護のためには、地域防災体制の確立は欠かせないものである。本計画の策定にあたり、防災対策を確実に推進するため、防災ビジョンを提示するものとする。

1. 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

2. 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターや自主防災組織のリーダー等の養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、本町では、民間事業者等との協定締結による連携体制の整備など、様々な分野で連携を促進している。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

3. 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本町でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充

実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

4. 防災体制、災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、職員の動員配備体制や災害対策本部の組織等を常に整備点検し、被害最小化に向けた町防災体制の充実を図るものとする。

また、災害や避難に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、県をはじめとする関係機関との間で情報受伝達体制の高度化を進めるほか、応援協力の範囲、時期、方法、連絡窓口等について平常時から協議・調整を行い、必要に応じて相互応援協定等の締結を推進するものとする。

5. 地震対策、風水害・土砂災害、その他の災害対策の推進

地震による被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画と連携の上、町有建築物や特定建築物の適切な維持管理に努めるとともに、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断や耐震診断結果に基づく耐震改修工事を促進させる。さらには、橋梁等の耐震診断及び維持管理を進めていくものとする。

また、台風・集中豪雨等による河川の氾濫や土砂災害の被害を軽減するため、今後も河川施設や土砂災害危険箇所等の改修、下水道及び治水施設の整備など町内の施設・設備等ハード面の対策を推進するとともに、特別警報や土砂災害警戒情報等の伝達、避難情報等の発令基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。

6. 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第4節 減災目標

本町では、平成8年9月に発生した台風17号、令和元年9月に発生した台風15号から10月25日豪雨までの一連の災害等により、度重なる風水害に見舞われてきた。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、西日本豪雨をはじめとした、想定をはるかに超える自然災害が各地で発生し、改めて大自然の脅威を思い知らされたところである。

これらの災害はいつ発生するか事前に知ることはできない。そのため、本町では、災害に強いまちづくりを町の最重要課題の一つとして位置づけている。災害から住民の生命、身体及び財産を守り、安全な暮らしを確保するためには、災害対策の機能を強化し、地域ぐるみの防災・減災対策を推進することが必要不可欠となっている。

自分の身の安全は自分で守る「自助」、地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る「共助」、町が住民及び事業者を災害から守る「公助」の理念に基づき、住民、事業者、自主防災組織、町及び町議会が、それぞれの責務や役割を理解し、一体となって災害に立ち向かうため、睦沢町防災基本条例（令和2年条例第2号）に基づき、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指すものとする。

また、防災に関する具体施策については、「第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（令和3年4月策定）、「国土強靱化地域合同計画－睦沢町編」（令和3年3月策定）、「睦沢町耐震改修促進計画」（令和2年3月策定）に基づき、計画的な推進を図っていくものとする。

本町の体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、以下のように減災目標を設定する。

1. 住民・地域の自主防災能力の強化

平常時・災害発生時に住民が自ら考え行動し、自らの生活を守ることができるよう、住民の自主防災力強化の支援を行う。

- (1) 災害リスクや災害発生時の避難行動のとり方等について、地区ごとの防災マップ作成を通じて自ら考えるワークショップや、防災研修会、各関係団体と協力した防災訓練等を実施し、住民による事前の防災対策を促進する。
- (2) 災害発生時に避難等において支援を要する災害弱者の安全確保を図るための情報伝達や避難誘導ができるよう、地域ぐるみの避難誘導體制の整備に努める。

2. 住民の自主防災力を支える町の防災体制強化

住民の自主防災を支える町の防災体制について、強化を図る。

- (1) 町内拠点施設・事業所等との協定締結により、災害発生時における町と事業所の役割分担を明確にする。
- (2) 大規模災害発生時の防災拠点機能の機能強化のため、インフラ投資も含めた方策を検討する。
- (3) 国土強靱化地域合同計画に基づき、広域や遠隔自治体等との連携協定や相互応援協定の締結等により、災害発生時の即応体制を強化する。
- (4) 最新の浸水想定・土砂災害警戒区域等を踏まえた洪水・土砂災害ハザードマップの見直しを行い、事前の災害リスクの周知や避難行動の迅速化を図る。
- (5) 災害時受援計画を策定するとともに受援拠点の確保、機能維持・向上を図り、被災時の他自治体等からの支援を円滑に受入れられる体制の充実を図る。

- (6) 災害事例や訓練等に基づいた避難所運営マニュアルの改訂とそれに基づく訓練を実施する。また、避難生活環境維持・向上のための備蓄品拡充、冷暖房・自家発電設備の増強等を検討する。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の主要なものは、次の通りである。

1. 睦沢町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
睦沢町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災町営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (12) 被災施設の復旧に関すること (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること (15) 防災関係団体・民生児童委員等との連携に関すること

2. 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 (佐貫分署)	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること (2) 救助及び救援施設・体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 消防知識の啓発・普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 被災者の救助・救援に関すること (7) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (8) 水防活動の協力、援助に関すること
2. 長生郡市広域市町村圏組合消防団（第5支団）	(1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること (4) 災害時の救助、救急、情報の収集及び伝達に関すること

3. 千葉県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関するこ と (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関することと (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県 市間の相互応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17) 被災者の生活再建支援に関すること (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関す ること

4. 千葉県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 長生地域振興事務 所	(1) 支部内の連絡調整に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 情報連絡員との連絡調整に関すること (4) 睦沢町への助言及び連絡調整に関すること (5) 災害救助についての応援に関すること (6) 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること
2. 長生土木事務所	(1) 水防の全般に関すること (2) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (3) その他土木関係の災害対策に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること
3. 長生保健所 (長生健康福祉センタ ー)	(1) 支部健康福祉班の活動の調整に関すること (2) 被災者の医療の確保に関すること (3) 被災者の健康の維持に関すること (4) 被災者の生活衛生の確保に関すること (5) 被災者の福祉の確保に関すること (6) その他分掌事務の実施に必要なこと
4. 長生農業事務所	(1) 農業関係（土地改良事業を含む。）の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
5. 教育庁 東上総教育事務所	(1) 県災害対策本部長生支部に関すること (2) 教育施設の保全に関すること (3) 災害時の応急教育及び指導に関すること (4) 教職員の確保及び調整に関すること (5) 災害救助用教科書等支給の協力に関すること
6. 茂原警察署	(1) 災害警備活動及び他警察との相互援助の指導・調達に関すること (2) 県警本部及び防災関係機関との連携に関すること (3) 県警本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する こと (4) 警察通信の確保及び統制に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 被災者の救出及び避難に関すること (6) 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること (7) 交通規制及び交通施設等の保全に関すること (8) 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関すること

5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること
2. 関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
3. 関東財務局 千葉財務事務所	(1) 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること (2) 融資関係 ア 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること (3) 国有財産関係 ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ア 災害関係の融資に関すること イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること ウ 手形交換、休日営業等に関すること エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること オ 営業停止等における対応に関すること
4. 関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 関係機関との連絡調整に関する事
5. 千葉労働局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事 (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事
6. 関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 (2) 応急用食料・物資の支援に関する事 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 (10) 被害農業者に対する金融対策に関する事
7. 関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
8. 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事
9. 関東東北 産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事
10. 関東地方整備局 （緊急災害対策派遣隊 （T E C - F O R C E）・リエゾン）	(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 イ 通信施設等の整備に関する事 ウ 公共施設等の整備に関する事 エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 オ 官庁施設の災害予防措置に関する事 カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事 キ 豪雪害の予防に関する事 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事 イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事 ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 エ 災害時における復旧資材の確保に関する事 オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事 カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事 キ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事 (3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
11. 関東運輸局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
12. 成田空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
13. 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
14. 東京管区気象台 (銚子地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
15. 第三管区海上保安本部	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
16. 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
17. 北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

6. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 睦沢町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

6. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(1)電気通信施設の整備に関すること (2)災害時における通信サービスの提供に関すること (3)被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
2. 日本赤十字社千葉県支部	(1)医療救護に関すること (2)こころのケアに関すること (3)救援物資の備蓄及び配分に関すること (4)血液製剤の供給に関すること (5)義援金の受付及び配分に関すること (6)その他応急対応に必要な業務に関すること
3. 日本放送協会千葉放送局	(1)住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2)住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3)社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること (4)被災者の受信対策に関すること
4. 日本通運(株)千葉支店	(1)災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
5. 東京電力パワーグリッド(株)	(1)災害時における電力供給に関すること (2)被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
6. KDDI(株)	(1)電気通信施設の整備に関すること (2)災害時における通信サービスの提供に関すること (3)被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
7. 日本郵便(株)	(1)災害時における郵便事業運営の確保 (2)災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること (3)災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
8. ソフトバンク(株)	(1)電気通信施設の整備に関すること (2)災害時における通信サービスの提供に関すること (3)被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
9. 福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	(1)災害時における物資の輸送に関すること

7. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 大多喜ガス(株)	(1)ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
2. (公社)千葉県医師会	(1)医療及び助産活動に関すること (2)医師会と医療機関との連絡調整に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
3. (一社) 千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
4. (一社) 千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
5. (公社) 千葉県看護協会	(1) 医療救護活動に関すること (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
6. 千葉テレビ放送(株)、(株) ニッポン放送及び(株) ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
7. (一社) 千葉県トラック協会及び(一社) 千葉県バス協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック) 及び旅客自動車(バス) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
8. 千葉県道路公社	(1) 所管道路の保全に関すること (2) 所管道路の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

8. 公共的団体等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 区長会	(1) 県及び町が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
2. 長生郡市広域市町村圏組合	(1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること (2) 環境衛生に関すること
3. 長南町ガス課	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
4. 長生農業協同組合	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農家に対する融資、斡旋 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 (5) 農産物の需給調整
5. 睦沢町商工会	(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 (3) 融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力 (4) 災害時における物価安定への協力
6. (一社) 茂原市長生郡医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
7. (一社) 茂原市長生郡歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
8. (一社) 外房薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師との連絡調整に関すること
9. 病院等医療施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の収容及び保護 (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
10. 陸沢町土木建築事業協同組合	(1) 災害応急対策の支援に関すること
11. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
12. 社会福祉施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
13. 社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
14. 危険物取扱施設	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

9. 住民、自主防災組織及び事業所等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 住民	(1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること (2) 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
2. 事業者	(1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること (2) 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること
3. 自主防災組織	(1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること (2) 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること
4. ボランティア団体	(1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

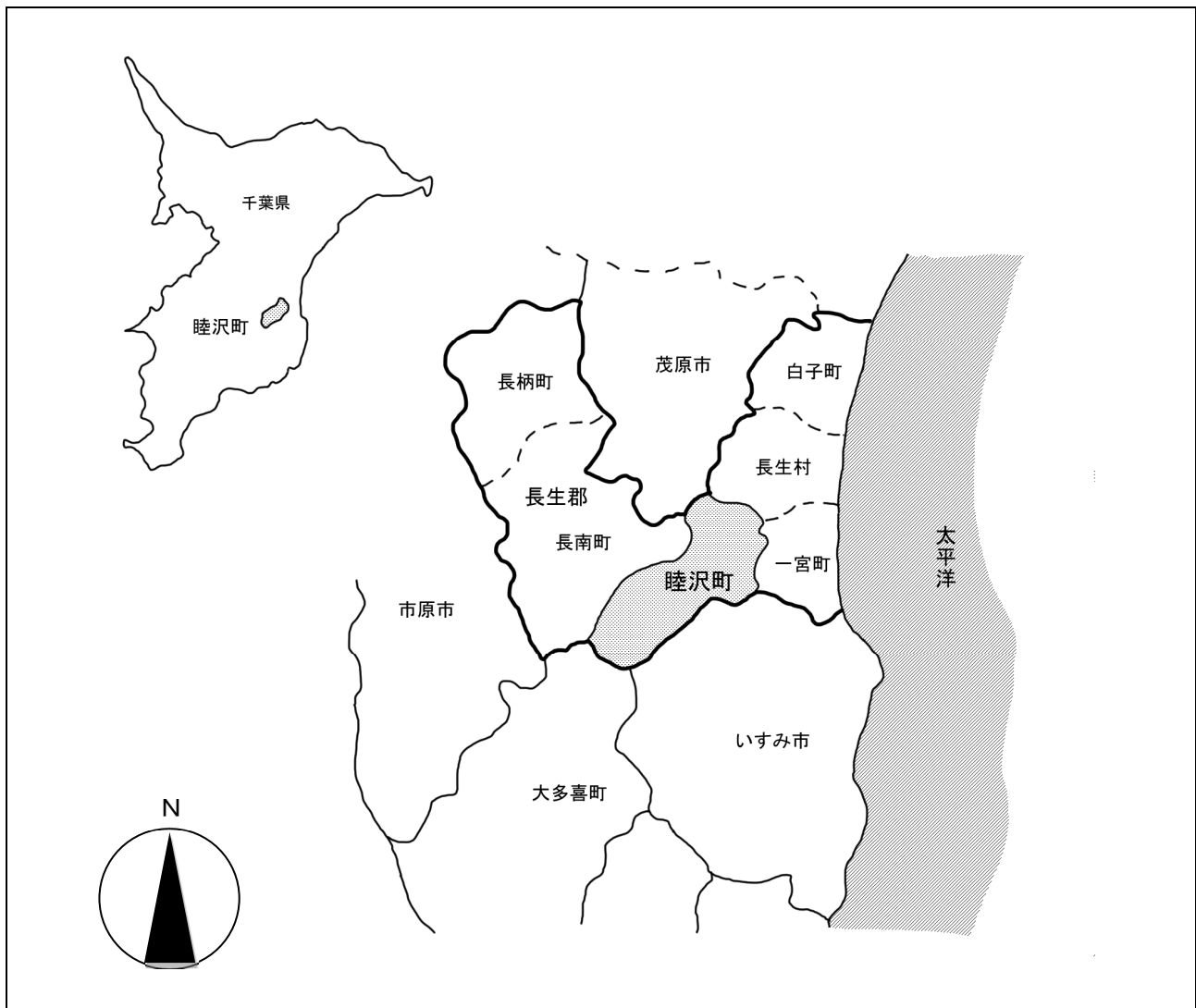
第3章 睦沢町の地勢概要等

第1節 睦沢町の自然的条件

1. 地勢

本町は、房総半島の中央部よりわずか東南寄り、長生郡の最南端に位置し、首都圏から70km圏内にある。東西に4.2km、南北に11km、周囲35kmの細長い地形で、総面積は35.59km²となっている。地形は西に高く東に低く、標高が2～168mあり、豊富な天然ガスが地下にあることが特徴である。町の中央部を瑞沢川が流れ、途中で埴生川と合流し、さらに町の東北端で一宮川と合流し一宮川となって太平洋へと注いでいる。川の沿岸には肥沃な平野が広がり、緑豊かな農業地帯をつくり出している。

■ 睦沢町の位置



2. 地質

本町は、房総半島のほぼ中央よりやや東に位置し、上総丘陵が広がっている。地質的には町の全域を第四紀の上総層群が分布している。

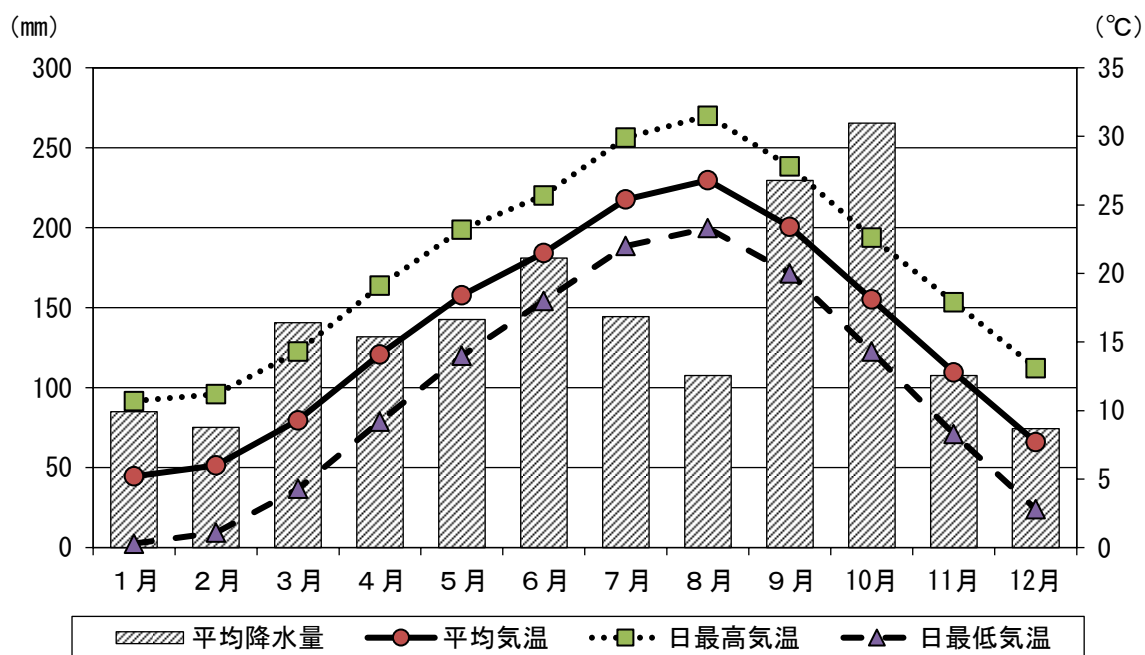
上総丘陵では、地質的に砂岩の分布地域の方が緻密な泥岩地域より風化、浸食されずに残される傾向がある。従って、泥岩の分布地域は山ひだの細かい斜面から成る低い山地を作っている。一方、砂岩の分布地域ではなだらかな斜面の高い尾根となっているのが特徴である。

上総層群は、ほぼ整合に重なる厚さ 3,000m以上の深海成～浅海成の地層で、下位の三浦層群とは不整合関係にあり、上位の下総層群とも不整合関係にある。

3. 気候

本町は、房総半島の中央部よりやや南東の九十九里浜南端部近くに位置するため、気候的には、温暖で寒暑の差も小さく、冬季に降雪を見ることはほとんど無い。しかしながら、降水量は比較的多い。

■ 睦沢町の気象（観測地点：茂原、1991～2020年の30年平均）



（資料：気象庁ホームページ）

第2節 睦沢町の社会条件

1. 人口及び世帯

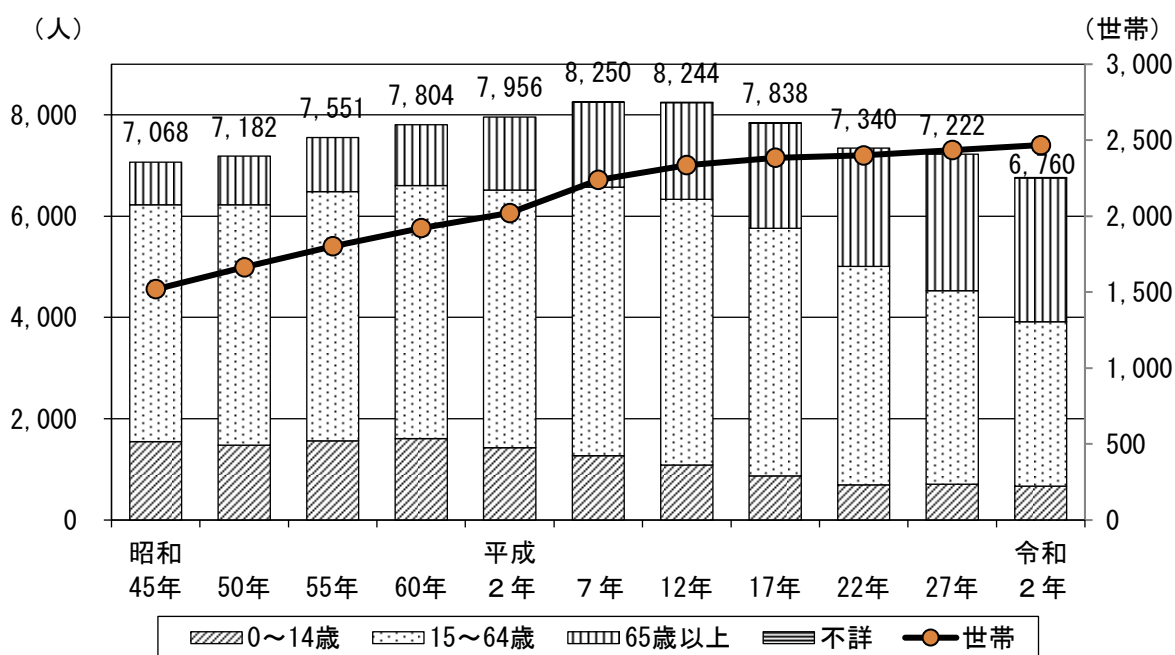
(1) 人口

本町の人口は、昭和45年からの50年間の国勢調査でみると、昭和45年の7,068人から増加傾向であったものが平成7年の8,250人を頂点に減少傾向に転じ、令和2年では6,760人となっている。本町でも少子高齢化が進行しており、平成27年の高齢化率は37.3%と約3人に1人が高齢者となっている。

(2) 世帯

昭和45年からの国勢調査による世帯数の推移は、昭和45年に1,519世帯であったものが、人口の増加と核家族化の進展に伴い平成7年には2,239世帯となり、その後人口は減少傾向に転じたものの世帯数は増加傾向が続いて、令和2年では2,467世帯、世帯人員は2.74人となっている。

■ 人口と世帯数の推移



(資料：国勢調査)

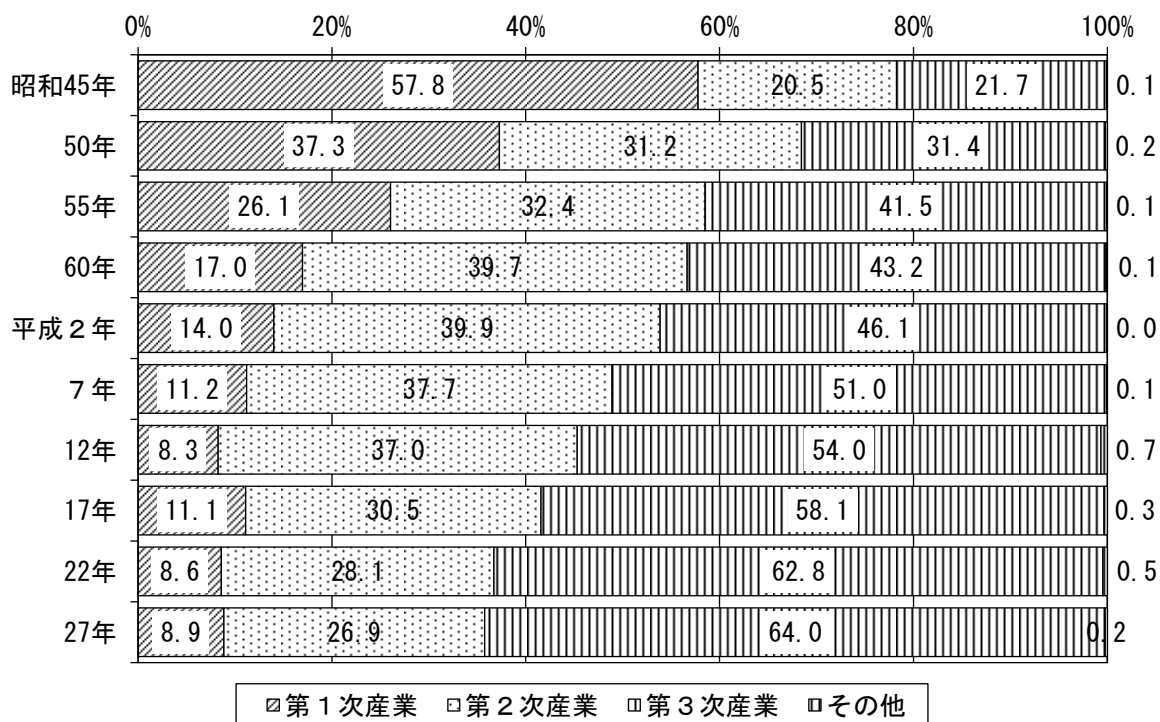
2. 産業

(1) 産業構造

本町の経済構造を産業別の就業者の推移でみると、昭和45年での全就業者は、4,041人、産業別の構成比は、第1次産業が57.8%、第2次産業が20.5%、第3次産業が21.7%であり、農業を中心とする経済構造を示している。

平成27年の就業構造は、就業者数が3,229人で昭和45年に比べ20.1%減少し、構成比は、第1次産業が48.9ポイントと大きく低下して8.9%、第2次産業は6.4ポイント増加して26.9%、第3次産業は42.3ポイント増加して64.0%となり、サービス業を中心とする経済構造に変化した。

産業別就業者人口



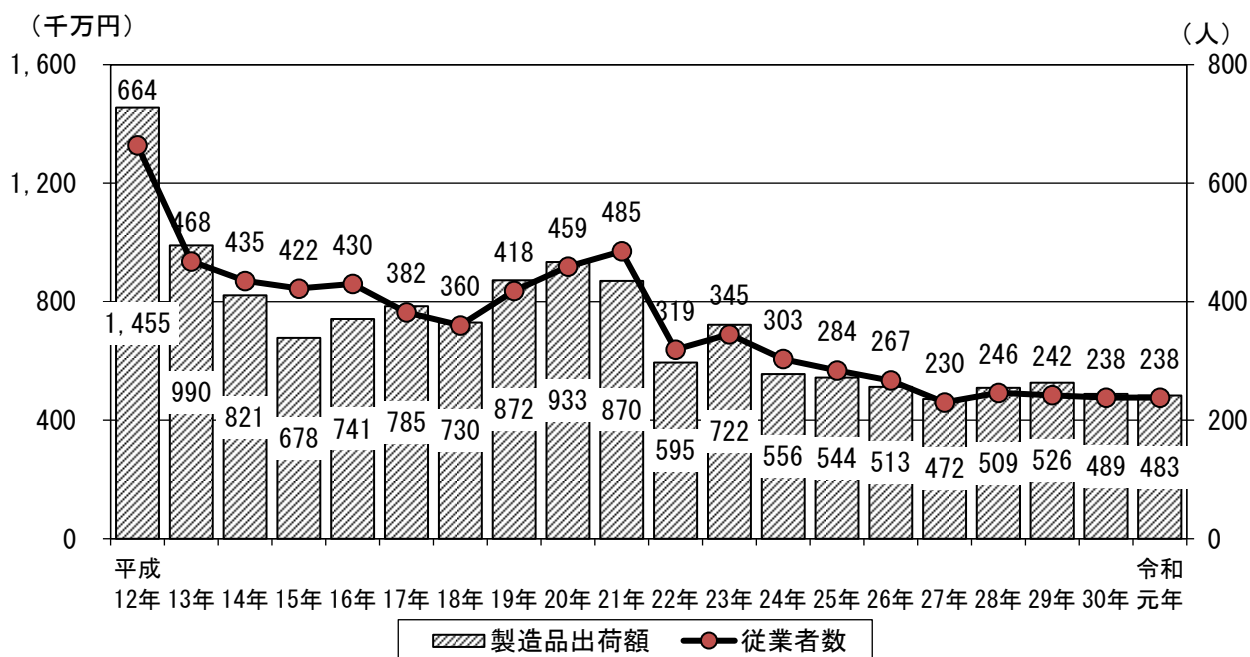
(資料：国勢調査)

(2) 経済活動

ア 工業

本町の工業の製造品出荷額はバブル経済の影響を受け平成3年にピークをむかえた後はマイナス成長となっており、平成12年から令和元年の工業統計調査（平成28年は経済センサス活動調査）によると、平成24年以降はほぼ横ばい状態である。令和元年の製造品出荷額（従業者4人以上）は約48億3千万円となっている。

■ 工業の推移

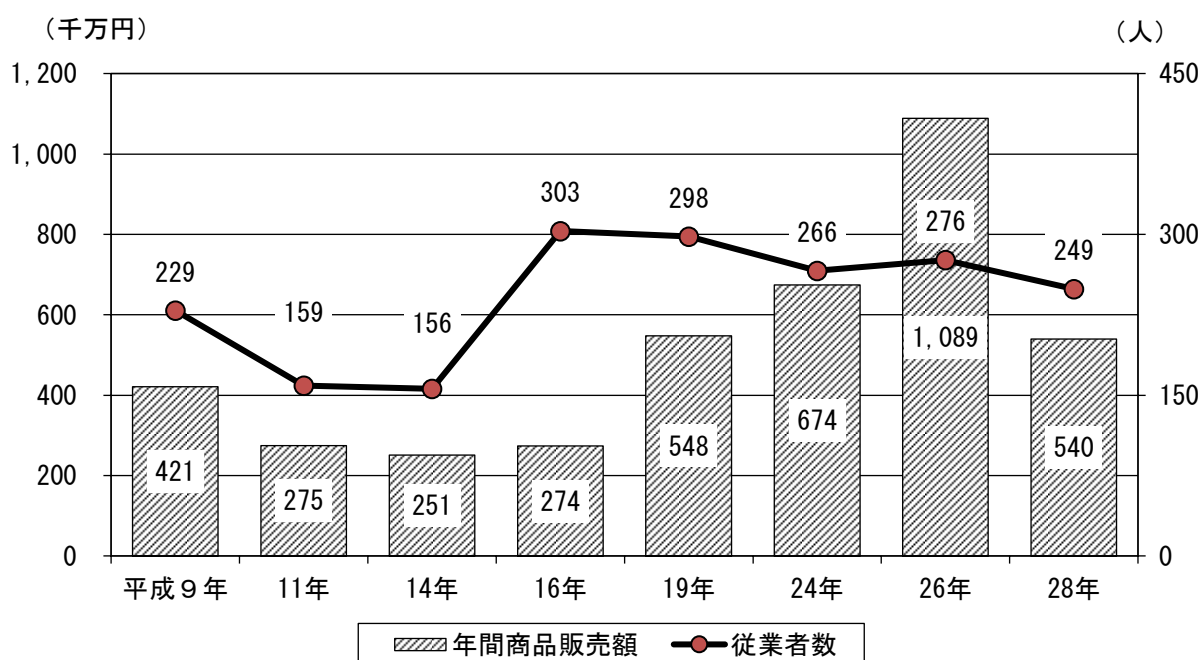


(資料：工業統計調査、経済センサス活動調査)

イ 商業

本町の商品販売額（卸売・小売）は、バブル崩壊による経済の落ち込みの影響を受け、その後は減少傾向となっていたが、平成9年から平成28年の商業統計調査（平成24・28年は経済センサス活動調査）によると、平成28年には54億円となっている。

■ 商業の推移

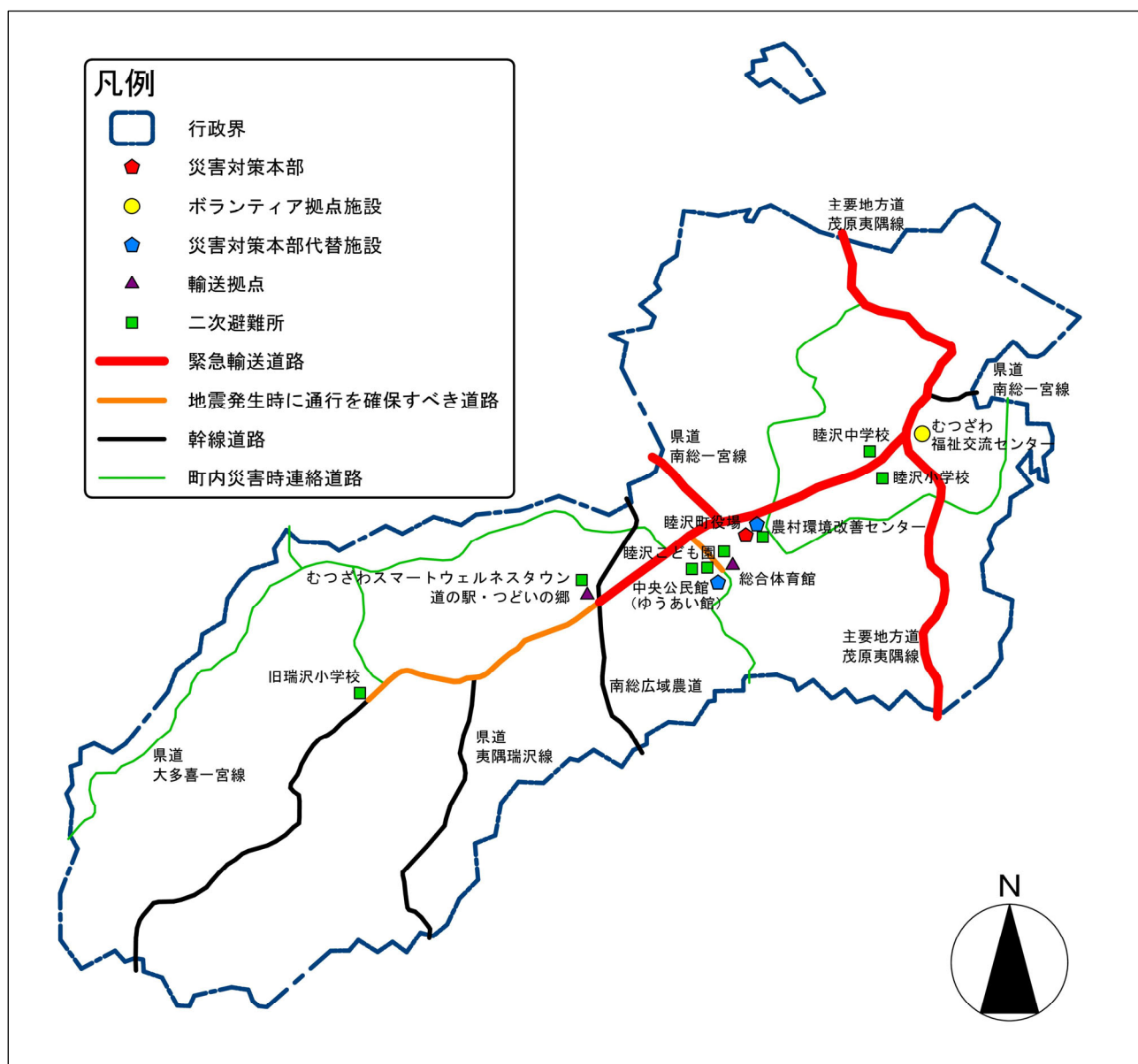


(資料：商業統計調査、経済センサス活動調査)

3. 交 通

町内には、主要地方道茂原夷隅線、県道大多喜一宮線、県道南総一宮線、県道夷隅瑞沢線の4本の幹線道路が縦横断し、広域幹線の役割を果たしている。また、それらの幹線道路と接続する町道は住民の生活を支える大切な動脈として、着実に整備が進められており、橋においては、そのほとんどが永久橋として整備されている。

■ 交通施設



4. 災害履歴

(1) 地震災害

1,600年代以降、千葉県内で被害が発生した主な地震・津波災害は次の通りである。

■ 千葉県内の地震被害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本暦 年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605.2.3 (慶長9年12 月16日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に 大津波が来襲し た。一時潮が引 いて30余町 (30ha)干潟に なり、ついで津 波が来襲した。 上総下総の沿岸 45か村の漁村農 村が押し流され た。大津波は小 山の中腹まで押 し寄せた。	死者多数
2	1677.11.4 (延宝5年10 月9日)	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8.0		勝浦から東浪見 にかけて多くの 被害が発生し た。	房総沿岸に大津 波があった。各 地の推定津波浸 水高は、東浪見 村6.0～7.5m、 矢指戸村5.5～ 7.0m、岩船浦 6.5～8.0m、御 宿浦4.5～7.0 m、沢倉村5.5 ～7.0mなどで あった。	銚子市高神1万 余の樹木が倒れ た。家や漁船の 被害が大きかつ た。東浪見で倒 家50戸、水死者 97名、和泉浦で 倒家多数、田畑 浸水、水死者13 名、大原で倒家 25戸、水死者9 名、矢差戸で倒 家25戸、水死者 13名、岩船で倒 家40戸、水死者 57名、御宿で倒 家30戸、水死者 36名
3	1703.12.31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9 ～ 8.2	6	安房地方で山く ずれが多く発生 した。嶺岡山で 亀裂が生じたの をはじめ各地で 地割れが生じた。 。	房総沿岸に大津 波があった。各 地の痕跡高は、 御宿8m、勝浦7 m、鴨川6.5 m、千倉9.2 m、相浜11～12 m、保田6.5m などであった。	津波による被害 が主であった。 安房小湊で570 軒流失、死者 100名、御宿で 倒家440戸、死 者20余名、千 倉、布良で死者 多数、九十九里 南部津波で壊 滅。
4	1855.11.11 (安政2年10 月2日)	139.8 35.7	江戸 及び 付近	7.0 ～ 7.1	6	浦安、船橋地区 で地面に亀裂が 生じ、噴砂がみ られた。松戸か ら浦安にかけて	木更津の海岸で 小規模な津波が みられた。	下総地方で倒家 多く、死傷者も 多数でた。

番号	西暦年月日 (日本暦 年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央 地名					
						の地域で震度 6。		
5	1909. 3. 13 (明治 42 年)	(8:19) 141. 5 34. 5 (23:29) 141. 5 34. 5	房総 半島 沖	(8:19) M6. 7 (23:29) M7. 5		名洗で地盤に亀 裂が生じた。		銚子で家屋の傾 斜 2 戸と煙突の 挫折があった。
6	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140. 2 36. 0	茨城 県南 部	7. 0		印旛郡で道路に 亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破 損数箇所、千葉 や成田で多少の 被害があった。
7	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139. 8 35. 2	千葉 県西 岸	6. 9	5	布良で崖くず れ。		建物全壊 8 戸、 破損 771 戸、小 学校傾斜 1 棟。 館山、木更津、 大多喜等で土蔵 や倉庫等の壁落 下。
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139. 1 35. 3	神奈 川県 西部	7. 9	6	安房地方で地割 れ、噴砂、噴水 が多見した。上 総、安房地方の 丘陵地では山く ずれが多発した。 三芳村付近に 地震断層が生 じた。	布良付近で津波 による浸水があ った。各地の推 定津波高は布良 4. 5 m、洲崎 4 m、勝山 2. 2 m、木更津 1. 8 m などであっ た。	千葉県全体で死 者 1, 335 名、負 傷者 3, 426 名、 行方不明者 7 名、全壊家屋 31, 186 戸、半壊 14, 919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊 は安房、上総地 方に多く、流失 は布良の津波に よるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141. 7 34. 0	房総 半島 南東 沖	7. 4	5		銚子付近で最大 波高 3 m記録し たが、被害なし。	館山、富崎で墓 石が転倒し、犬 吠埼灯台の水銀 がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74. 5W 39. 5S	チリ沖	8. 5			九十九里浜、銚 子、勝浦、天羽 などの海岸に津 波がおこった。 津波の波高は銚 子で 153cm、布 良で 67cmであ った。	津波による被害 は死者 1 名 (銚 子)、負傷 2 名、 半壊家屋 11 戸、 田畑の冠水 173ha に及ん だ。

番号	西暦年月日 (日本暦 年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央 地名					
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140. 5 35. 4	千葉 県東 方沖	6. 7	5	山武、長生郡市 を中心に、崖く ずれ、道路の亀 裂、陥没、堤防 の沈下、地盤の 液状化現象等が 多数発生した。 また、崖くずれ の危険に伴う住 民避難が生じ た。		千葉県全体で死 者 2 名、負傷者 161 名、全壊家 屋 16 棟、半壊家 屋 102 棟、一部 損壊 71, 212 棟、 断水 49, 752 戸、 停 電 287, 900 戸、ガス供給停 止 4, 967 戸、ブ ロック塀等の倒 壊 2, 792 箇所が 発生した。な お、住家被害の ほとんどが屋根 瓦の崩落による ものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉 県北 東部	6. 0	5	佐原市ほか 4 町 で農業用水施設 (地下埋設管) に破損が生じ た。		佐原市ほか 4 市 町で屋根瓦の落 下による家屋の 一部破損が 12 棟、多古町にお いて水道管の亀 裂により断水 70 戸の被害がで た。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉 県北 東部	6. 1	5 強			県内で家屋の一 部損壊 4 棟の被 害がでた。
14	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉 県北 西部	6. 0	5 弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部 損壊 3 棟の被害 がでた。その 他、関東近県で 約 6 万 4 千台の エレベーターが 停止し、78 件の 閉じ込めが発生 した。鉄道につ いては、東北、 上越、長野、東 海道新幹線、関 東地方の JR 等 の各線で点検の ため運転を中止 し、運転再開ま で最大で約 7 時 間を要した。

番号	西暦年月日 (日本暦 年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38. 1	三陸沖	9. 0	6 弱	東京湾岸の埋立 地や利根川沿い の低地等におい ては、長く続い た地震の揺れに より地盤の液状 化が発生した。 市街地では、地 震時、建物は ゆっくりと大き く揺れ、道路で は敷地等の境が ずれるように水 平移動を繰り返 し、間もなく地 面から大量の泥 水が沸き出し た。マンホール は歩道の真ん中 で大きく突出 し、電柱や信号 機は傾き、沈み 込んだ。泥水の 噴出とともに、 戸建等の住宅が ゆっくりと沈み 込み、各地で噴 砂、沈み込み、 浮き上がり、抜 け上がり、地波 等の様々な液状 化被害が発生し た。水道、下水 道等のライフラ インも、液状化 により至る所で 管が破壊され た。	銚子験潮所で押 波による第1波 を15時13分に 観測。17時22 分に津波の最大 高さ2.5mを観 測した。潮位計 のデータでは、 13日以降も津波 による潮位変化 が観測されてい る。 九十九里地域に 押し寄せた津波 は、山武市では 海岸線から3k m近くの陸域に まで到達し、利 根川では河口か ら18.8kmまで 遡上、浸水面積 は九十九里地域 (銚子市～いす み市)で23.7 km ² に達した。 この津波は、旭 市飯岡地区に甚 大な被害をもた らした。海岸防 御ラインの背後 に砂丘や保安林 のないこの地区 に、7.6mと推 定される第3波 の津波が襲来 し、県民の生 命・財産を奪い 去った。	令和3年3月4 日現在死者22名 (うち、津波に よる死者14名 (旭市13名、山 武市1名)、行方 不明者2名(津 波による)、負 傷者270名。建 物全壊807棟、 半壊10,311棟、 一部損壊57,443 棟、建物火災15 件、床上浸水61 棟、床下浸水 455棟。水道断 水177,254戸、 減水129,000 戸。下水道 24,300戸で使 用制限。ガス 8,631戸で停 止。電気34,700 戸で停電。 国道、県道で全 面通行止め33箇 所、片側通行規 制12箇所。農業 施設の損壊 2,257箇所ほ か。漁船転覆・ 乗り上げ等390 隻。石油コンビ ナート爆発事故 (市原市)。 福島第一原発事 故による計画停 電、放射性物質 に伴う農林水産 物の出荷制限や 観光等の風評被 害、上下水道施 設や一般廃棄物 処理施設から発 生される焼却灰 や汚泥からも高 濃度の放射性物 質が検出され た。
16	2012. 3. 14 (平成 24 年)	140. 9 35. 7	千葉県 東 方沖	6. 1	5 強	銚子市市道の一 部で、液状化に よる噴砂等が発 生した。		県内で死者1 名、負傷者1 名、家屋の半壊 2棟、一部損壊 219棟の被害が

番号	西暦年月日 (日本暦 年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央 地名					
								でた。その他、銚子市ではブロック塀等が4箇所倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
17	2018. 7. 7 (平成30年)	140. 6 35. 1	千葉県東 方沖	6. 0	5弱			被害なし
18	2019. 5. 25 (令和元年)	140. 3 53. 3	千葉県北 東部	5. 1	5弱			県内で軽傷者1名(千葉市)
19	2020. 6. 25 (令和2年)	141. 1 35. 5	千葉県東 方沖	6. 1	5弱			県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者1名(いすみ市)

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載

(資料：千葉県地域防災計画(令和2年度第2回修正))

(2) 風水害

河川の洪水による災害は、本川及び支川の流路が関係するため、対象市町村のみならず近隣の市町村も含む広範囲になる。

睦沢町及びその近隣地域における最近の災害実績は、一宮川の洪水氾濫による浸水及び地盤沈下である。(ただし、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。)

近年の一宮川の洪水による浸水被害は、約10年間に2回という頻度で発生している。それらの状況は次の表に示すとおりである。

また、令和3年3月には竜巻の可能性が高いと判断される突風により被害が発生している。

■ 睦沢町における最近の水害の履歴とその被害状況

洪水	浸 水 家 屋		
	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	計(戸)
平成元年8月1日(台風12号)	2	5	7
平成8年9月22日(台風17号)	165	12	177

■ 睦沢町における最近の風害の履歴とその被害状況

竜巻と判断される突風	被害の概要
令和3年3月15日15時00分頃	睦沢町大上から長南町芝原で突風が発生し、住家の屋根の飛散などの被害が発生した。 住家被害：一部破損14棟(睦沢町7棟、長南町7棟) 非住家被害：5棟(睦沢町2棟、長南町3棟)

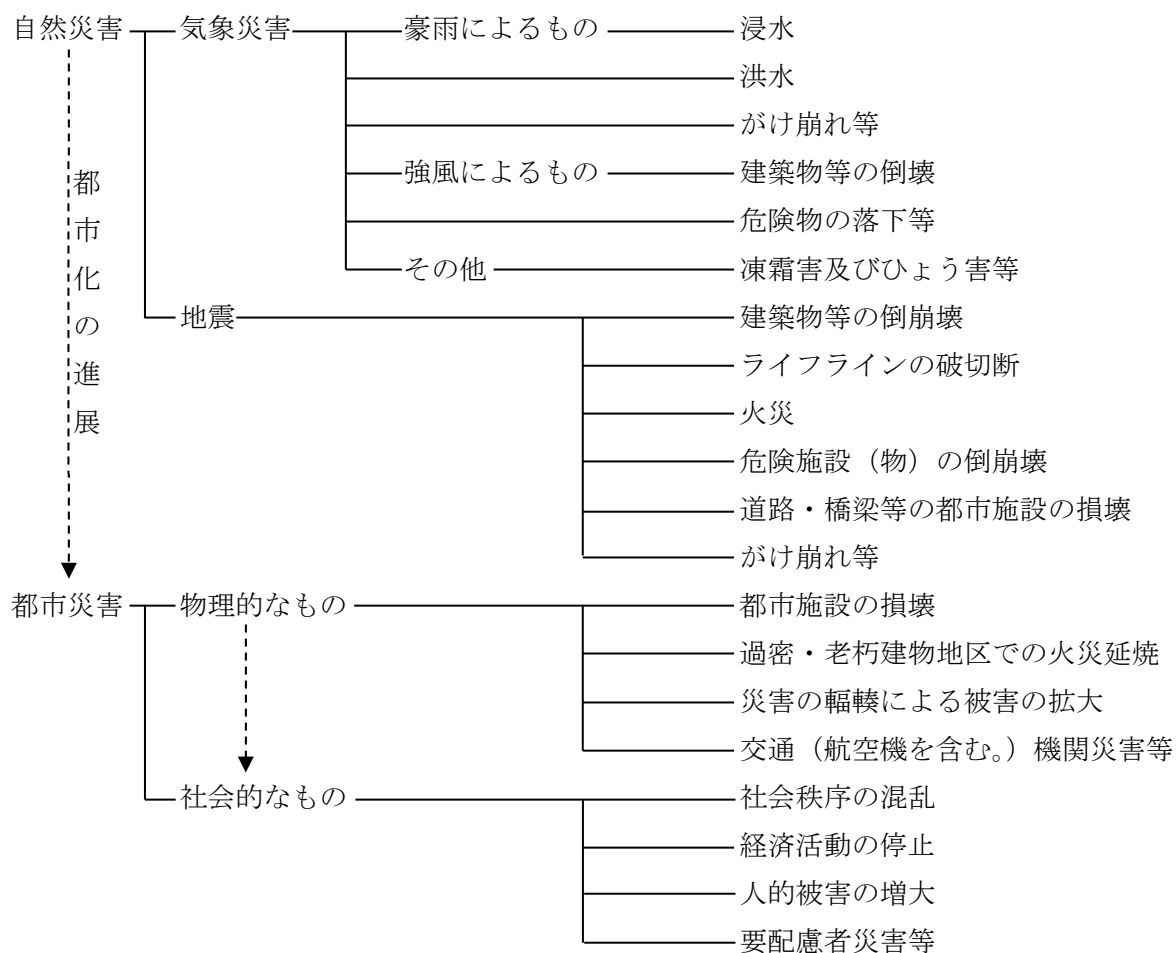
5. 睦沢町の災害特性

流域の規模及び洪水のピーク時間もそれほど変わらない一宮川本川と瑞沢川の合流点は、流域内の大量の水が集まり、一宮川の流量が急激に増加するところである。そのため特に台風期の豪雨時には、その流量が急増して氾濫、破堤などを繰り返してきたため、町の災害史はまさにこれらの河川の氾濫史であるといえることができる。

近年の急速な都市化の進行は、本来流域の持つ保水・遊水機能を低下させ、降雨水の直接流出量を著しく増大させる結果となる。そのため、河川の治水安全度は低下し、洪水被害が生じやすい状況となっている。

また、町の都市化の進展は、都市型災害と呼ばれる複雑な物理的状況と社会的状況を起因とした災害の危険性をはらんでおり、今後強力に取り組まなければならない防災上の課題になっている。

このような災害について、町の地域で予想される災害は、概ね次のようなものである。



第 2 編 地震・津波編

第1章 総 則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次の通りである。

- (1) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対して、河川管理施設のハード対策に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの地震・津波に対しても、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

- (2) 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本町においても一部損壊8棟の住家被害が生じた。また、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- (3) あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

- (4) 首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。

なお、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地

域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、被害が最大となるよう想定を行うものとする。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けた地震は、大正関東地震（1923 年関東大震災）や元禄地震（1703 年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987 年）や東日本大震災（2011 年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけをとり出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

以下、県の被害想定調査について概要を抜粋する。詳細については、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。

1. 想定地震、想定条件

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる次の4つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

■ 想定地震の概要

NO.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

2. 千葉県全体の被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定している。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

(1) 地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1ヶ月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む。）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日あたりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。

(11) 津波による被害

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域

とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード 8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高 8.8m と予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約 10 人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約 5,600 人と予測される。また、建物被害は、全壊約 2,900 棟、半壊約 6,700 棟と予測される。

なお、元禄地震（1703 年）及び延宝地震（1677 年）は、ともにマグニチュード 8 クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高 8.3m 程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高 8.4m 程度と予測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

(12) その他

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の 1 つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

■ 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

			千葉県北西部直下地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	
		タイプ	プレート内部	
		震源の深さ	約50km	
		震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	
物的被害	建物被害	全壊・消失棟数	約81,200 棟	
		半壊棟数	約150,700 棟	
	交通施設	道路	被害箇所	約2,600 箇所
		港湾施設	港湾の被害箇所数	57 箇所
	ライフイン	電力	供給停止率	約49 %
		都市ガス	停止戸数	約479,000 戸
		LPGガス	機能障害世帯数	約82,100 世帯
		上水道	機能支障人口	約2,500,400 人
人的被害	死者数	揺れ（倒壊等）	約660 人	
		急傾斜地崩壊	約10 人	
		火災	約1,400 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約30 人	
		小計	約2,100 人	
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約3,000 人	
		急傾斜地崩壊	— 人	
		火災	約660 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約430 人	
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約18,600 人	
		急傾斜地崩壊	約10 人	
		火災	約1,700 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約690 人	
	死傷者数	小計	約21,000 人	
		死傷者数合計	約27,200 人	
	避難者数	1日後	約298,300 人	
		2週間後	約806,600 人	
	帰宅困難者数（昼12時）	県内	約736,400 人	
		県外で帰宅困難者となる県民	約741,000 人	
		合計	約1,477,000 人	
	エレベーター停止台数		約2,500 台	
建物		住宅・家財・償却資産・棚卸資産	約7.13 兆円	
ライフライン		電力、通信、都市ガス、上・下水道	約0.47 兆円	
交通施設		道路、鉄道、港湾	約0.39 兆円	
その他公共土木施設			約0.15 兆円	
経済被害合計			約8.14 兆円	
震災廃棄物		体積	約7,789,300 m ³	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。

※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

■ 平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

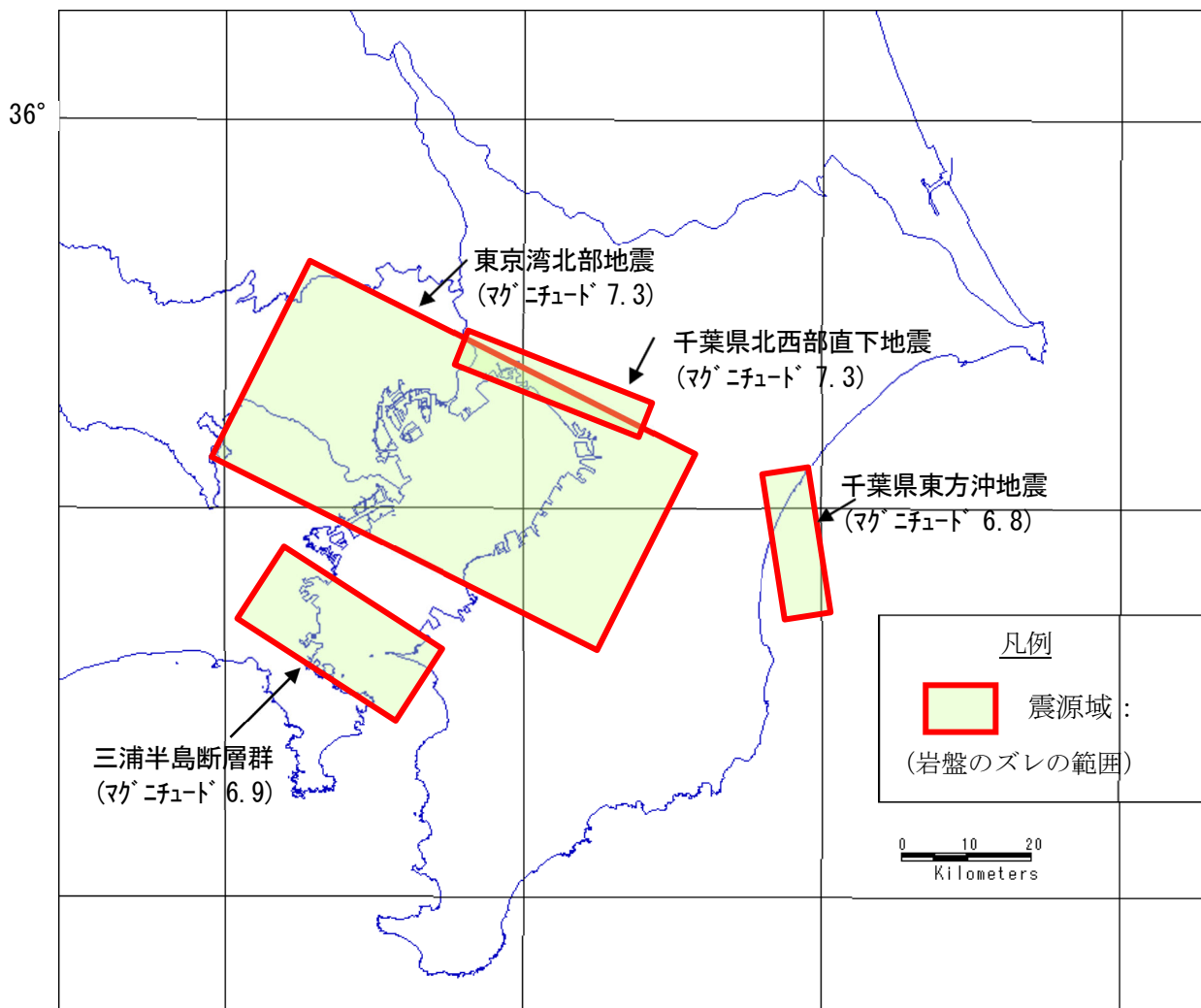
			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め） 0 箇所 中規模損傷（通行止め） 31 箇所 小規模損傷（交通規制） 417 箇所	0 箇所 0 箇所 20 箇所	1 箇所 2 箇所 103 箇所
		鉄道橋脚	損壊（運行不能） 5 箇所	—	—
		港湾施設	港湾・漁港の被害数 25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数 203,999 戸	286 戸	19,767 戸
		都市ガス	停止戸数 374,533 戸	— 戸	— 戸
		LPGガス	漏洩戸数 23,667 戸	35 戸	1,483 戸
		上水道	断水戸数 1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
		工業用水	被害箇所数 60 箇所	1 箇所	3 箇所
		下水道	影響戸数 64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸
人的被害	死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
		火災	365 人	0 人	4 人
		急傾斜地崩壊	59 人	17 人	11 人
		ブロック塀等の転倒	54 人	20 人	5 人
		小計	1,391 人	37 人	88 人
		死者数合計	1,391 人	37 人	88 人
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人
		火災	1,655 人	0 人	50 人
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人
		負傷者数合計	41,581 人	1,698 人	2,932 人
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人
		1ヶ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人
	帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人
		東京都+他県から県内	731,022 人	261,867 人	686,418 人
		合計	1,087,816 人	577,036 人	861,528 人
	エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台
	大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人
		東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人
	幕張メッセ		約7,500 人	— 人	— 人
直接被害経済	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

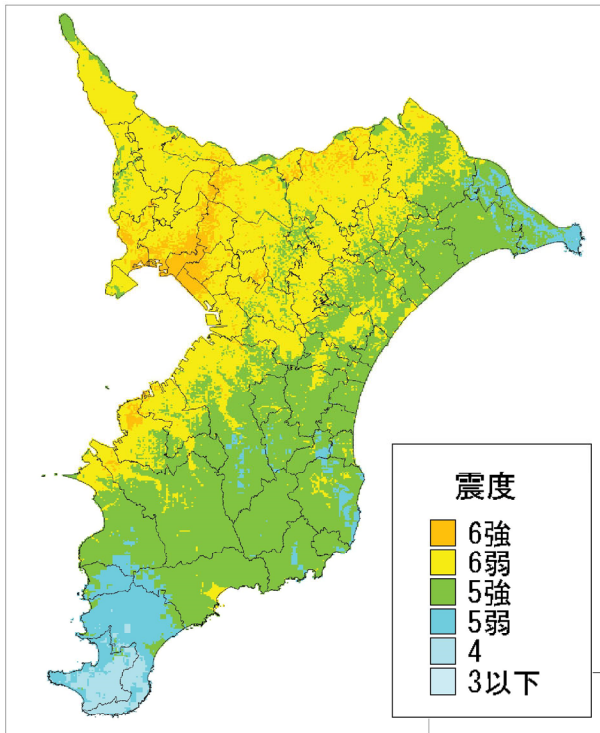
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

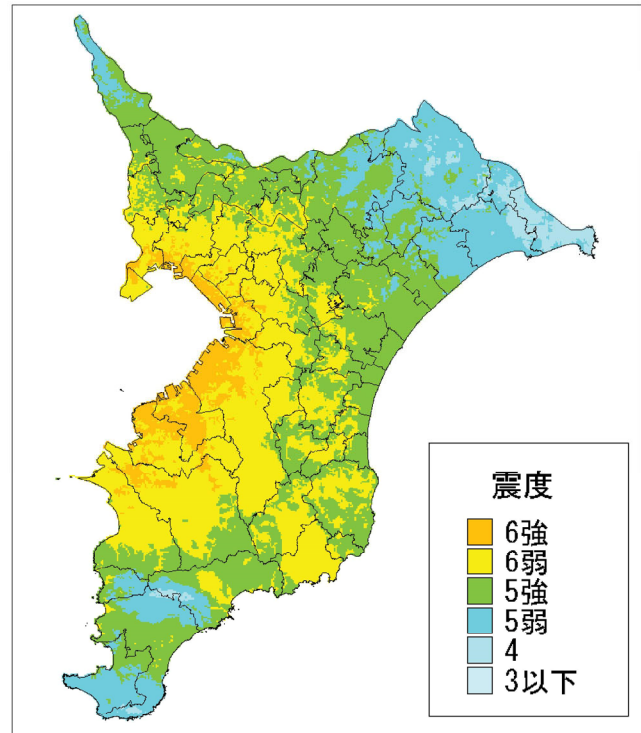
■ 被害想定対象地震の震源域



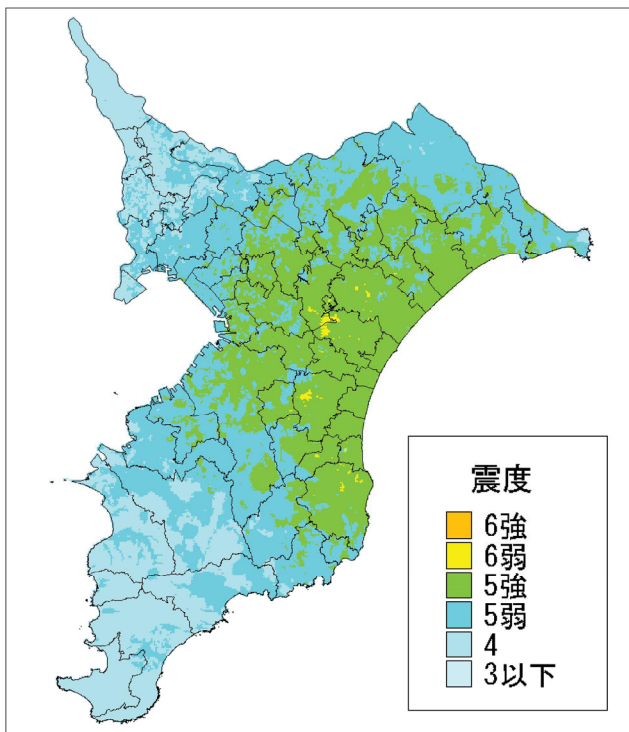
■ 震度分布図



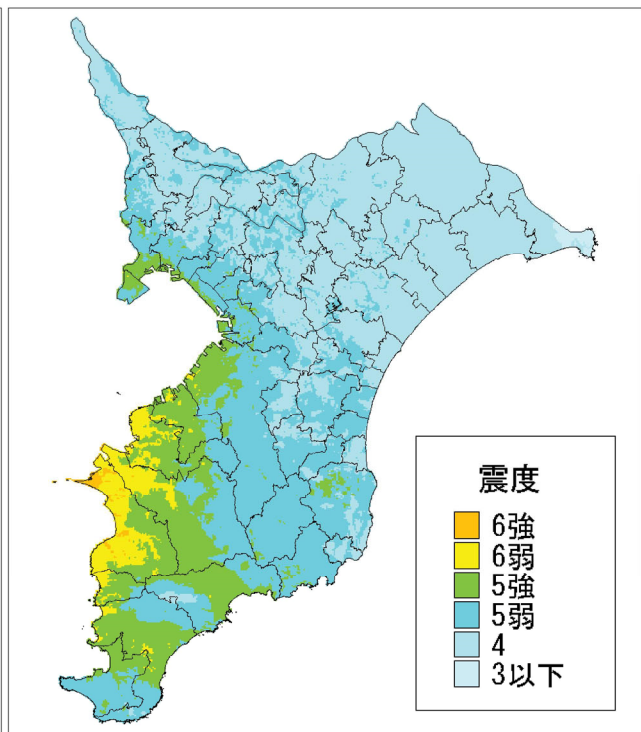
千葉県北西部直下地震 (マグニチュード7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

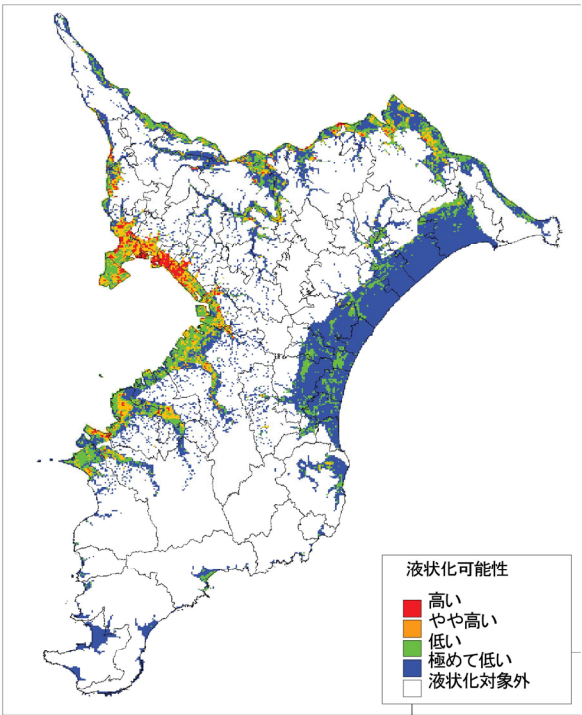


千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

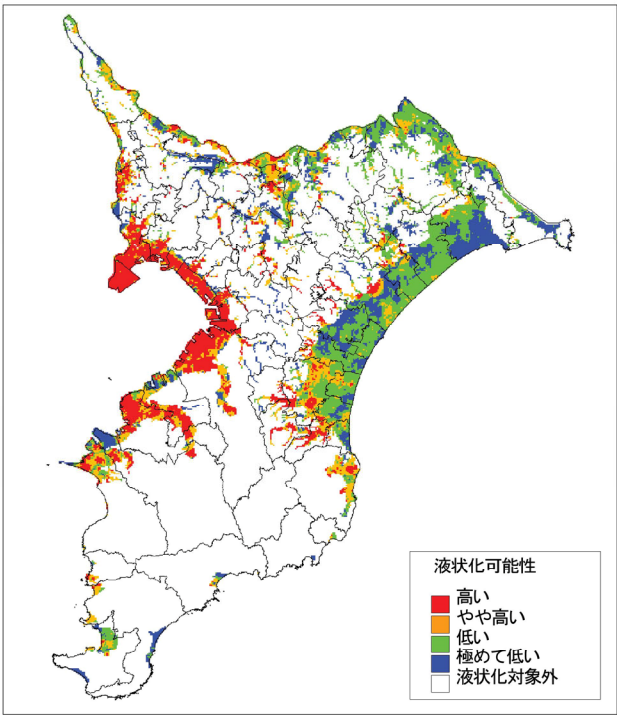


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

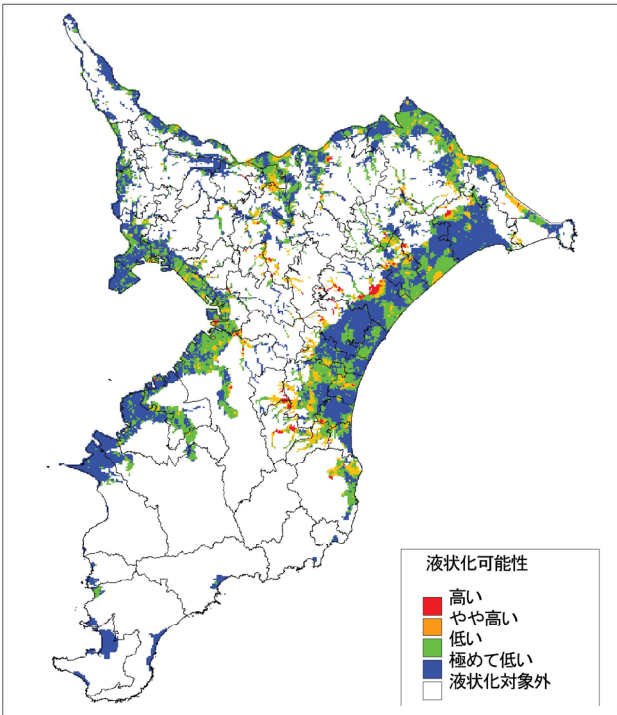
■ 液状化危険度分布図



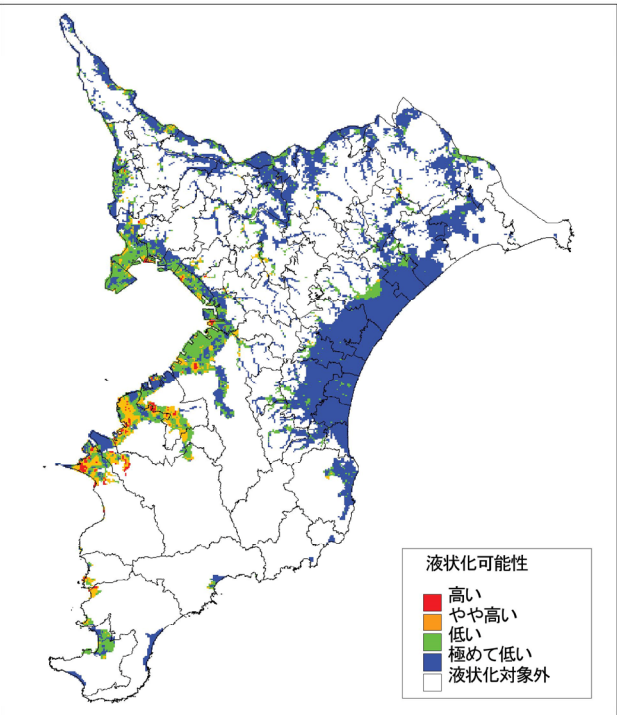
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

3. 本町における地震被害想定結果

想定地震のうち最も被害が大きいのは、東京湾北部地震となっており、本町では震度6弱～5強が想定されている。全壊・焼失棟数は123棟となっているが、死者は1人である。

また、東京湾北部地震や千葉県東方沖地震では、埴生川・瑞沢川流域、北西部の水田地帯において、液状化の危険性が高い・やや高いところが見られる。

■ 被害想定結果（平成26・27年度千葉県被害想定調査）（冬18時・風速8m）

		千葉県北西部直下地震
想定地震	震度別面積率 (睦沢町)	震度4以下
		震度5弱
		震度5強
		震度6弱
		震度6強
物的被害	原因別建物全壊・焼失棟数	揺れ
		液状化
		急傾斜地崩壊
		火災
		計
	揺れ・液状化建物全壊棟数	木造
		非木造
人的被害	死者数	建物倒壊等
		急傾斜地崩壊等
		火災
		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
		死者数計
	重傷者数	建物倒壊等
		急傾斜地崩壊等
		火災
		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
		重傷者数計
	軽傷者数	建物倒壊等
		急傾斜地崩壊等
		火災
		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
避難者	避難者数（1日後）	
		うち避難所避難者数
	避難者数（2週間後）	
		うち避難所避難者数
エレベータ閉じ込め	台数	
	人数	
震災廃棄物		

※十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「－」と表示。

※合計は丸め誤差の関係で合わない場合がある。

（資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書より睦沢町のみ抜粋）

■ 被害想定結果（平成 19 年度千葉県被害想定調査）（冬 18 時・風速 9m）

				東京湾北部 地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島断層 群による地震	
想 定 地 震	震度別 面積率 (睦沢町)	震度 5 弱以下		0%	16%	100%	
		震度 5 強		47%	83%	0%	
		震度 6 弱		53%	1%	0%	
		震度 6 強		0%	0%	0%	
物 的 被 害	原 因 別 建 物 全 壊 棟 数	揺れ		108 棟	4 棟	－ 棟	
		液状化		11 棟	5 棟	－ 棟	
		急傾斜地崩壊		4 棟	1 棟	－ 棟	
		計		123 棟	10 棟	－ 棟	
	揺れ・液 状化建物 全壊棟数	木造		113 棟	8 棟	－ 棟	
		非木造		7 棟	1 棟	－ 棟	
	火災	炎上出火件数		1 棟	－ 棟	－ 棟	
		焼失棟数 (全壊建物を)	含む	1 棟	－ 棟	－ 棟	
			含ま ない	1 棟	－ 棟	－ 棟	
人 的 被 害	死 傷 者 数	死 者 数	建物被害		1 人	－ 人	－ 人
			火災		－ 人	－ 人	－ 人
			急傾斜地崩壊		－ 人	－ 人	－ 人
			ブロック塀等の転倒		－ 人	－ 人	－ 人
			屋外落下物		－ 人	－ 人	－ 人
			死者数計		1 人	－ 人	－ 人
		負 傷 者 数	建物被害		59 人	10 人	－ 人
			火災		1 人	－ 人	－ 人
			急傾斜地崩壊		3 人	1 人	－ 人
			屋内収容物の 移動・転倒等		2 人	－ 人	－ 人
			ブロック塀等の転倒		2 人	4 人	－ 人
			屋外落下物		－ 人	－ 人	－ 人
			負傷者数計		67 人	16 人	－ 人
		死傷者数合計		68 人	16 人	－ 人	
	避難者数（1 日後）			2,516 人	736 人	3 人	
	帰宅困難者			1,024 人	1,024 人	558 人	
	エレベータ閉じ込め台数			2 台	1 台	－ 台	
	災害時要援護者死者数			－ 人	－ 人	－ 人	
	自力脱出困難者数			15 人	1 人	－ 人	
震災廃棄物			1 万トン	－ 万トン	－ 万トン		

※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

(資料：平成 19 年度千葉県地震被害想定調査より睦沢町のみ抜粋)

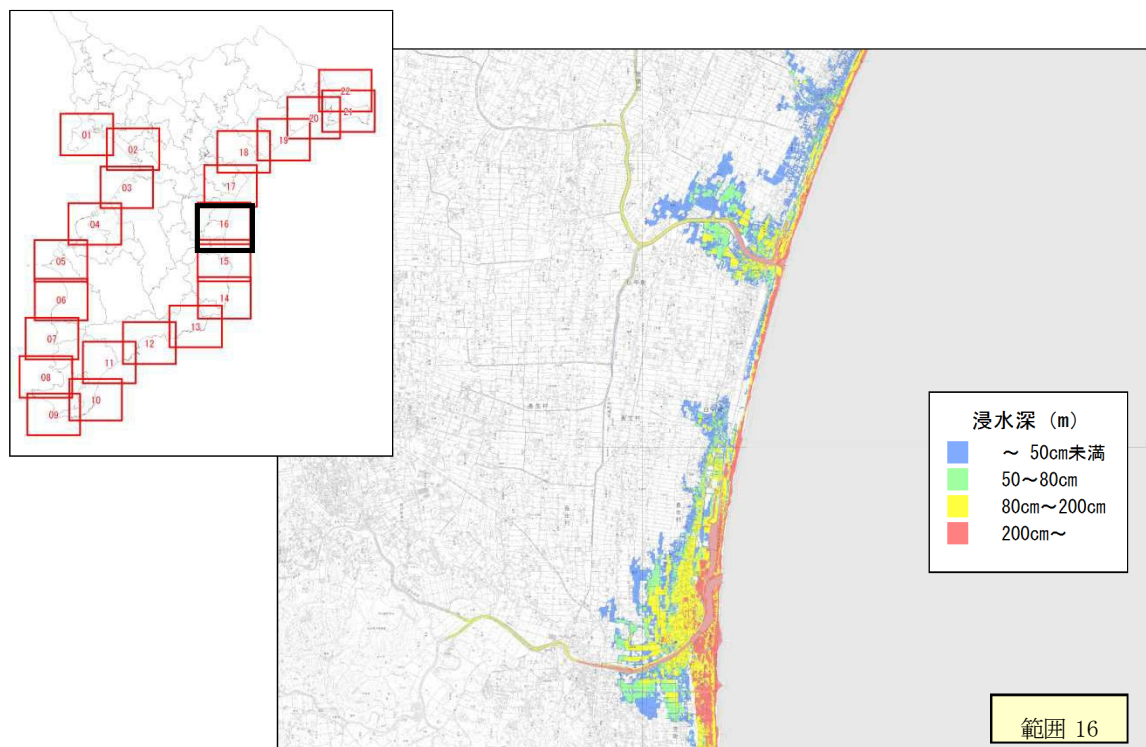
4. 津波による被害想定

「平成 26・27 年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）について津波浸水域の予測を実施している。

浸水域図では、町内でも一宮川・埴生川流域で 80～200cm の浸水があるとされている。

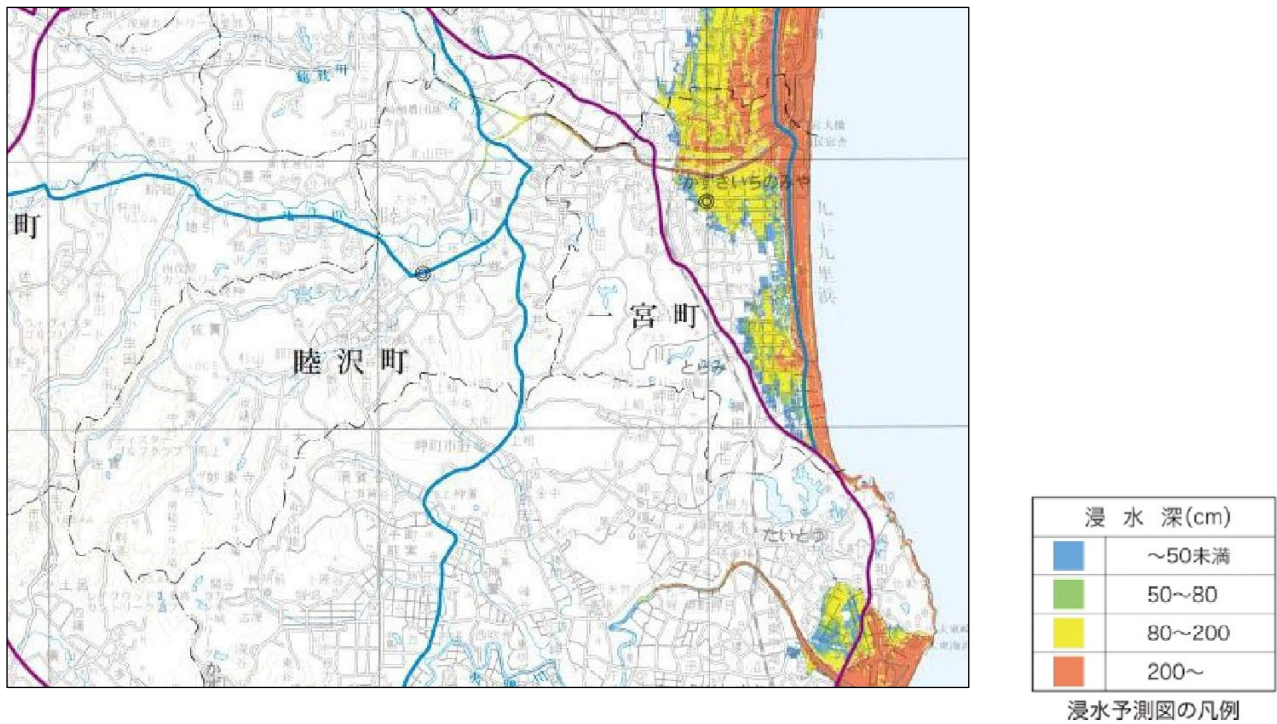
また、千葉県地震防災地図（平成 28 年度作成）の津波浸水予測図（大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放）においても、一宮川・埴生川流域で 80～200cm の浸水が予測されている。

■ 浸水域図（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル・堤防あり）



（資料：平成 19 年度千葉県地震被害想定調査）

■ 津波浸水予測図（大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放）



（資料：千葉県地震防災地図（平成 28 年度作成））

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等を基に、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、千葉県に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1. 防災教育

町、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒・園児等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進にあたっては、学校・こども園において、児童・生徒・園児等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

なお、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

2. 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3. 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及にあたっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らせるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）等の準備
- ウ 正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとるための、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- カ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- キ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ク 緊急地震速報の活用方法
- ケ 警報等や避難情報等の意味と内容の説明
- コ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- シ 自動車へのこまめな満タン給油
- ス 地域の地盤状況や災害危険箇所
- セ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- ソ 帰宅困難者の心得
- タ 地震保険の制度
- チ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ツ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 町地域防災計画の概要
- エ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

オ 災害時等における、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、
「暴力は許されない」意識の普及、徹底

(4) 広報媒体等

防災機関名	媒 体	対 象	内 容
町	広報むつざわ 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童・生徒・園児 町職員 ボランティア	・町地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ（地震・洪水・津波） ・避難所、避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び町の対応 他
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD・VR パンフレット リーフレット テレビ ラジオ新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした防災教育研修会 学校・こども園が地域と連携して行う防災教育等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童・生徒・園児 県職員及び市町村職員 ボランティア	・西部防災センターによる啓発活動 ・地震体験車を活用した啓発活動 ・防災教育事業の概要 ・防災基本条例の概要 ・県地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・地震に関する調査結果 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ・ライフラインに関する一般知識 ・地震保険に関する情報提供 ・避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・各種防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び県の対応 他
長生郡市広域市町村圏	防災フェア 広報紙	地域住民、事業所	・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得

防災機関名	媒 体	対 象	内 容
組合消防本部	パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会等		・ 室内外等における地震発生時の心得 ・ 避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 救助救護の方法 他

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道にあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和 60 年 9 月 1 日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4. 自主防災体制の強化

震災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進めることとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織をとりまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターや自主防災組織のリーダー等の養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生児童委員、小・中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次の通りである。

〔資料編：資料 11 関連条例〕

■ 自主防災組織の活動形態

平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難情報など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校・こども園、病院等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うので、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が町と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進

を図る。

5. 防災訓練の充実

震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次の通り実施する。

実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 町の防災訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防本部、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

消防本部は、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

6. 睦沢町防災基本条例

本町では、災害に強いまちづくりを町の最重要課題の一つとして位置づけており、住民、事業者、自主防災組織、町及び町議会が、それぞれの責務や役割を理解し、一体となって災害に立ち向かい、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指すため、令和2年3月に睦沢町防災基本条例を制定しており、本条例に基づき、災害対策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

〔資料編：資料11 関連条例〕

(1) 住民による共助

ア．住民は、共助の理念にのっとり、自発的に災害による被害を予防するための活動、災害時における避難及び避難誘導活動並びに負傷者の救出及び救護その他の災害対策に関する活動（以下「災害対策活動」という。）に参加するよう努めるものとする。

イ．住民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織の災害対策活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織による共助

ア．自主防災組織は、地域の住民、消防団及び事業者と協力し、地域における災害対策活動を実施することにより、地域の住民の安全の確保に努めるものとする。

イ．自主防災組織は、災害に備え、災害対策活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練、防災に関する研修及び講習等を実施し、災害対策活動に関する知識及び技術の習得及び向上に努めるものとする。

(3) 事業者による共助

事業者は、共助の理念にのっとり、地域の住民、消防団及び自主防災組織と連携し、地域における災害対策活動を実施するよう努めるものとする。

(4) 要配慮者への支援

住民等及び自主防災組織は、共助の理念にのっとり、要配慮者が災害時に安全を確保できるよう支援に努めるものとする。

(5) 災害対策への協力

住民等及び自主防災組織は、町が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(6) 町の基本的責務

ア. 町は、公助の理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

(ア) 住民等及び自主防災組織との協働による災害対策の推進

(イ) 災害への備えを中心とした災害に強いまちづくりの推進

イ. 町は、災害に対し迅速かつ組織的に対応することができるよう睦沢町地域防災計画その他の防災に関する計画(以下「地域防災計画等」という。)を策定するとともに、災害対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

ウ. 町は、住民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画等に基づき、施策を講ずるものとする。

エ. 町は、地域防災計画等に基づく施策を講ずるにあたっては、住民等、自主防災組織、国、県、他の地方公共団体及び関係機関との連携及び協力を努めるものとする。

(7) 議会の責務

ア. 町議会は、災害対策に関する調査及び研究を行い、町へ助言及び提言を行うものとする。

イ. 町議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域防災計画等の推進の状況の監視及び検証を行うものとする。

ウ. 町議会は、町長と協力し、国及び県への働きかけを行い、災害の予防並びに災害からの復旧及び復興の推進に努めるものとする。

(8) 町職員の責務

ア. 町職員は、住民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害の最小化及び迅速な回復を図るための職務を的確に遂行するものとする。

イ. 町は、町職員の防災に関する知識及び技術の向上のため、町職員に対し研修の機会の提供等に努めるものとする。

(9) 要配慮者への支援体制

ア. 町は、災害に備え、要配慮者に配慮した施策を推進するとともに、支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ. 町は、要配慮者の協力を得て、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるものとする。

(10) 町民防災の日

ア. 事業者及び町民の間に広く過去の災害から得た教訓を語り継ぐとともに、積極的に防災に関する活動を行う意欲を高めるため、町民防災の日を設ける。

イ. 町民防災の日は、毎月25日とする。

ウ. 町は、町民防災の日について、町防災行政無線、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプ

リ、町ホームページ等を活用して周知に努めるとともに、住民等の防災意識の向上を図る。
エ．住民等は、町民防災の日には、防災に関する活動に努めるものとする。

7. 調査・研究

(1) 基礎的調査研究

調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、町内及び県内で情報の調査、収集することによりデータベース化して情報の利用を図る。

ア 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) 地盤及び地質：ボーリング柱状図 表層地質図

(イ) 地震観測：県が設置する計測震度計の「千葉県震度情報ネットワークシステム」及び「千葉県防災情報システム」によるネットワーク化の活用

(ウ) 地形：土地利用条件図

イ 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) ハード面

- a 建築物の用途、規模、構造等の現況
- b 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- c ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- d 耐震性貯水槽等消防水利の現況

(イ) ソフト面

- a 昼夜間人口、要配慮者人口の分布
- b 住民の防災意識
- c 土地利用状況

ウ 災害事例

町内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

(2) 被害想定・地域危険度調査研究

ア 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が実施した「千葉県地震被害想定調査」を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎調査とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図るものとする。

イ 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

(3) 災害対策調査・研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

ア 調査研究テーマ

- (ア) 災害に強いまちづくりの調査研究
- (イ) 被害軽減のための調査研究
- (ウ) 防災教育、訓練のための調査研究
- (エ) 応援、派遣に関する調査研究
- (オ) 災害情報の収集、伝達に関する調査研究
- (カ) 被災者生活救援のための調査研究
- (キ) 応急復旧、事後処理のための調査研究
- (ク) 復興のための調査研究

第2節 津波災害予防対策

町内には、一宮川・瑞沢川・埴生川が流れており、一宮川・埴生川の流域は、千葉県地震防災地図（平成28年度作成）の津波浸水予測図（大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放）において、80～200cmの浸水が予測されている。

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、町は住民等に注意喚起を図るとともに、必要に応じた津波対策を推進する。

1. 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

本町においても津波被害が発生する可能性があることに留意しつつ、一宮川・埴生川の河川管理施設のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策の充実化を図り、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2. 津波広報、教育、訓練計画

（1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波による浸水が想定されている地区においては、津波による避難情報等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や川岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 町・県の取組

町や県は、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等がとることができるよう、次の内容について、広報むつざわ、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

（ア）地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生

があること

g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

町は、県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から「最低3日、推奨7日」分の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(3) 防災訓練の実施

町、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3. 津波避難対策

(1) 千葉県津波浸水予測図等の周知

町は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、本町においても津波被害が発生する可能性があることについて、住民等への周知を図る。

なお、県の津波浸水予測図が住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、津波浸水予測図は一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

(2) 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを基に、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう体制を整備する。

ア 避難情報等

町は、避難情報等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波予警報等が発表された際に、必要に応じて避難情報等の発令ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難情報等の発令にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

(ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、町長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受けとることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避

難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(エ) 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

ウ 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町村域を越えた避難体制の構築を図る。

(3) 町の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達、及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難情報等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J－A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 市町村間の連携

町は、津波被害等により地方自治体としての機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4. 津波防護施設等の整備

(1) 河川堤防の整備

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を必要に応じて実施する。

(3) 防災施設等の運用

防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」の策定に努める。

(4) 避難場所及び避難路等の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」などを基に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

第3節 火災予防対策

地震により市街地で同時多発のおそれがある火災は、二次災害を誘発する危険性が高く、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大などの危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1. 地震火災の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。また、防災訓練時においても同様の啓発指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の普及を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言及び指導を行うものとする。また、火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意書の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 町及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 町、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

[資料編：資料2 消防機関が保有する資機材等の情報]

イ ヘリコプターによる空中消火の検討

町及び消防本部は、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）」を基に、ヘリコプターの活用による空中消火についてあらかじめ検討しておく。

2. 建築物不燃化の促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3. 防災空間の整備・拡大

(1) 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。

そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次の通り推進する。

ア 主要幹線道路の広幅員化の整備を進める。

イ 街路樹を設置し、落下危険物の緩衝や延焼遮断の効果を高める。

(2) 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、防災拠点や避難場所等として災害時の活動拠点となる。このように多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。

また、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫など災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図っていく。

(3) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

第4節 消防計画

1. 現況と課題

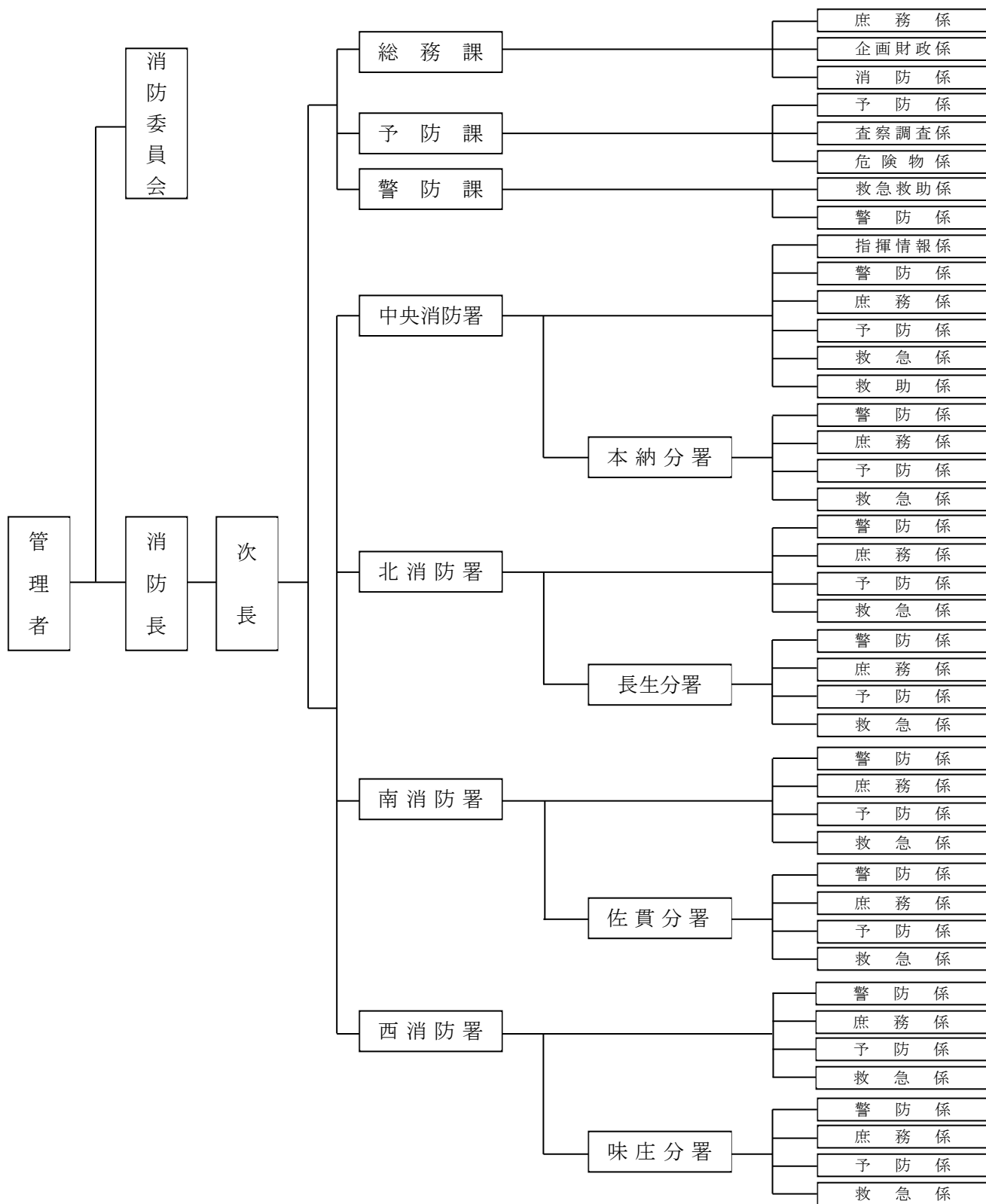
本町の消防組織及び施設は次の通りである。

今後は、消防の人員、施設等について、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）と「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）並びに睦沢町の地域特性を考慮し、総合的に消防力等の増強を図っていく必要がある。

また、緊急消防援助隊については、長生郡市広域市町村圏組合の計画に基づき整備を図るものとする。

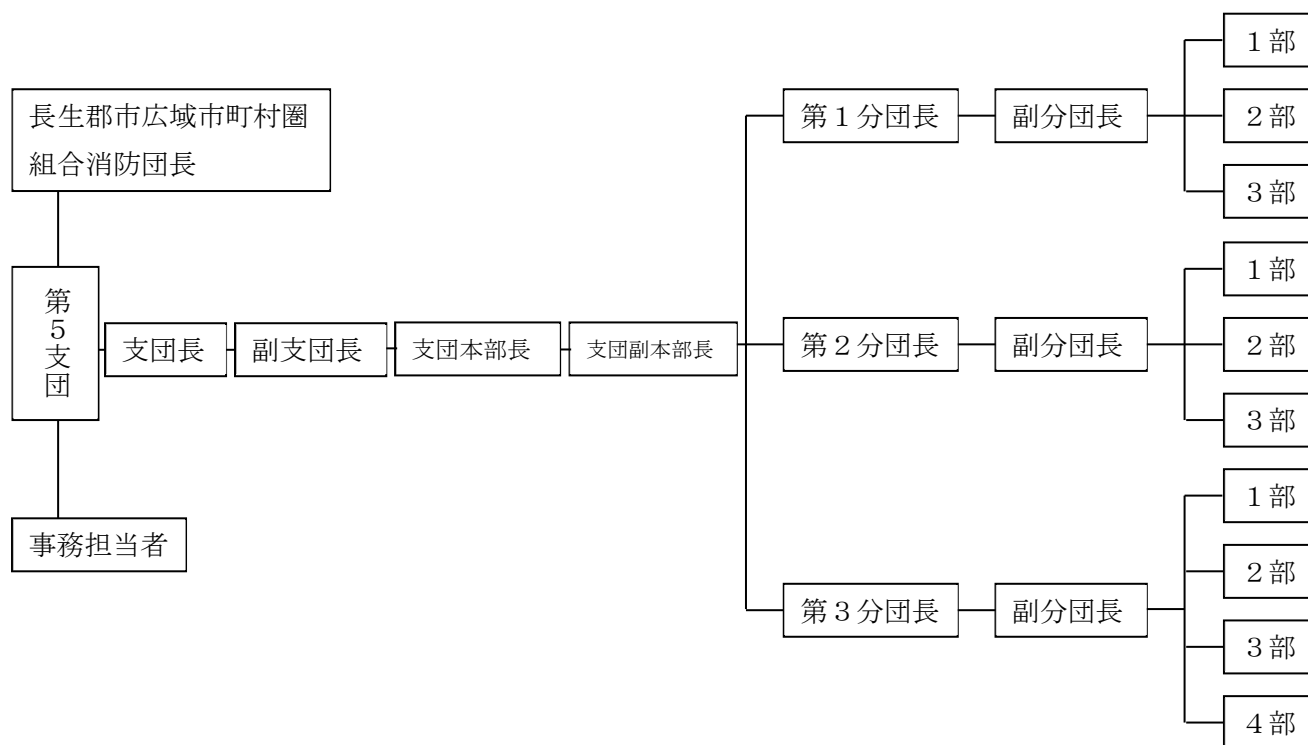
（1）常備消防（長生郡市広域市町村圏組合消防本部）

■ 広域消防本部組織図



(2) 非常備消防（広域消防団第5支団）

■ 消防団組織



2. 消防体制・施設の強化

(1) 常備消防の強化

町及び消防本部は、消防力を最大限活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、消防力の強化を図っていく。

(2) 消防団の充実・強化

町及び消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及啓発活動を実施する。

〔資料編：資料2 消防機関が保有する資機材等の情報〕

(3) 消防関連等施設の整備

災害時等の消防力の強化を図るため、消防関連施設等の安全点検を実施する。

また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

〔資料編：資料2 消防機関が保有する資機材等の情報〕

〔資料編：資料11 関連条例〕

(4) 消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防施設強化促進法に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

また、併せて震災時の活用ができる可搬式ポンプ、水槽車等の整備を進める。

〔資料編：資料2 消防機関が保有する資機材等の情報〕

(5) 消防水利の整備

耐震性防火水槽の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図っていくとともに、既存の消防水利の耐震性の確保に努める。

〔資料編：資料2 消防機関が保有する資機材等の情報〕

(6) 消防資機材の点検整備

消防資機材の点検整備は、その時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める管理規定等に基づき行うものとする。

3. 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定に基づき、運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、県の情報受伝達訓練等の各種訓練への参加、及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4. 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び町の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

5. 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 県消防大会及び県操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6. 消防計画及びその推進

消防計画は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部の消防計画によるが、特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画

- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

町内における建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震時に被害を生じるおそれのある建築物等に対し、安全性の向上を図る必要がある。

また、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1. 市街地の整備

- (1) 市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整備事業等により防災上危険な市街地を解消し、併せて道路、公園等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。
- (2) まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- (4) 町は、災害の拡大や二次災害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2. 建築物等の耐震対策

- (1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

ア 既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、県と調整の上、耐震診断・耐震改修を促進する。

イ 建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく。

ウ 町は県と連携して、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

エ 睦沢町耐震改修促進計画の推進に努め、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

- (2) 学校施設の耐震化

町内の学校施設の耐震化率は100%となっているが、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。

- (3) 文化財の防災対策

町及び県は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

- (4) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

(ア) 「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努める。また、県と連携して、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

(イ) 「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないよう、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

町は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(5) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

町は、町ホームページ、広報むつざわ及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

ア 連絡協議会の運用

建築防災にかかる諸施設の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会による、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に協力する。

イ 安全対策の啓発

町は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3. ライフライン等の耐震対策

震災時に水道管や電気施設等ライフライン施設が被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

このため、各事業者は、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところであるが、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次の通り施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度

を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

(2) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む。）については各施設の設計基準、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

変電、送電、配電、通信設備はそれぞれ水平加速度等に合う耐震設計を行う。

ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次の通りである。

ア 製造施設

（ア）施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

（イ）緊急遮断弁、防消火設備、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

（ア）新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既存設備は、必要に応じて補強等を行っている。

ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限にいとどめるポリエチレン管（PE管）を採用している。

（イ）二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管等のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a. 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

二次災害を防止するため、200 ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の設置の普及促進に努めている。

(4) 通信施設

ア 建物設備

(ア) 建築基準法に基づく耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱、強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(イ) 洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

a マンホール、ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高める。

b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合には、設備点検を実施する。

4. 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、地域内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 現況

町内には、主要地方道茂原夷隅線、県道大多喜一宮線、県道南総一宮線、県道夷隅瑞沢線の4本

の幹線道路が縦横断し、これらの道路は、災害時において緊急輸送等の重要な役割を果たすこととなる。

(2) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、道路改良など災害に強い道づくりに努める。

(3) 道路橋梁等防災計画

ア 橋梁については、最新の道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

5. 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化

(1) 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県及び関係機関と協力して次の指導を行い地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させる。

イ ソフト面の対策

「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）」に基づき指導する。

(2) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

県及び関係機関と協力して販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

(イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

(ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

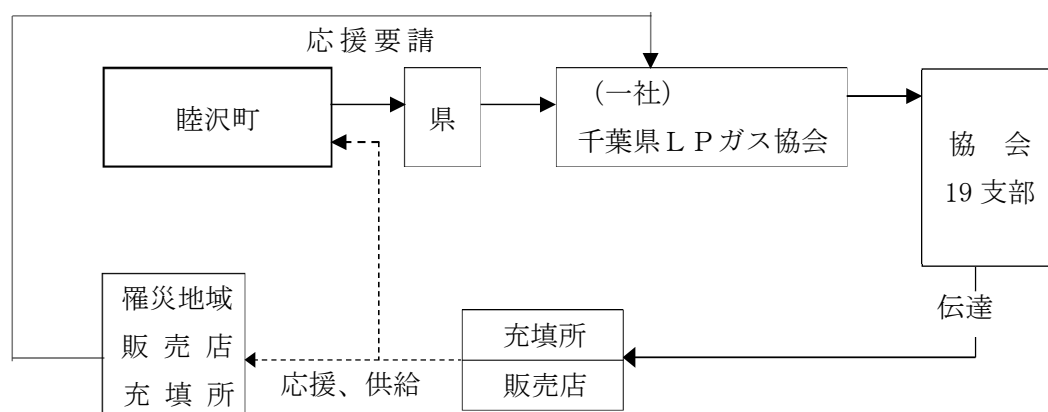
(エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（一社）千葉県LP

ガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

■ (一社) 千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制



(3) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(4) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、消防本部は下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- (イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- (イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(5) 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

ア 製造所への対策

- (ア) 従事者に対する保安教育の実施を指導する。
- (イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

- (ア) 地すべり防止区域や津波浸水予測区域に火薬庫を設置しないよう指導する。
- (イ) 火薬類取扱保安責任者の講習会へ講師を派遣する。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。
- (エ) 応急消火設備を設置するよう指導する。
- (オ) 延焼防止対策を施すよう指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第6節 液状化災害予防対策

地震による液状化現象は、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により、多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じることあるため、総合的な液状化対策を推進していく。

1. 液状化対策の推進

水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2. ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、地盤の液状化による鋳鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新において、耐震継手を導入していく。

(2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(3) 河川

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では、地震により地盤が沈下するなど、通常の水位でも浸水するおそれがあり、海岸に近い河川では地震発生とともに津波遡上の可能性もあるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

3. 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

千葉県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を住民に広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

〔資料編：資料12 ハザードマップ等〕

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

液状化による住宅被害の発生は、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかるため、住民に

対して「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。既存住宅においても、液状化対策工法の最新の研究結果や施工例の情報を収集して広報する。

また、町は、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成する。

4. 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組や長生保健所（長生健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

第7節 土砂災害等予防計画

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じるものとする。

1. 土砂災害の防止・孤立集落対策

町、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県等と連携を図りながら、各種調査を推進し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を周知するため、県の作成する土砂災害危険箇所マップを関係住民に周知する。

〔資料編：資料9 土砂災害危険箇所に関する情報〕

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

町は、震度5強以上の地震が発生した場合、県が行う土砂災害危険箇所の緊急点検に協力する。

また、緊急点検の実施にあたり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民等に対して事前に周知する。

(4) 地震等発生後の土砂災害警戒情報への対応

地震等の発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、地震等発生後における県と銚子地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報には特に注意を払う。

(5) 土地利用の適正化

町は県と連携し、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震動や大雨等を誘因として発生するもので、科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、県と協力し、効果的な防止工事を進める。

ア 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、町と協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続を行う。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

■ 千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(イ) 行為の制限

町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- a 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- b 避難所や避難路を有する危険箇所
- c 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

イ 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれがある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限する

ため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

ウ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

エ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準及び町開発指導要綱等に基づき防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

- (ア) 災害危険区域(建築基準法第 39 条)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第 9 条)及び急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第 3 条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- (ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

オ 土・石・砂利採取場災害対策

土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

[資料編：資料 9 土砂災害危険箇所に関する情報]

(7) 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれがある地区を把握し、孤立集落対策を実施する。

2. 地盤沈下の防止

(1) 計画方針

河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスかん水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

(2) 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

地盤沈下の原因には、

- ① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- ② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの

③ 地震時の砂層の液状化による砂層の収縮によるもの

④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、次の対策を講じることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令に基づく適切な指導を実施する。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ ①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

ウ ②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、県の千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化時点での現地での実態調査による液状化対策検討のための基礎資料の活用を図る。

■ 非常用井戸として認められる要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市町村の地域防災計画に位置づけられているもの。 ② 設置主体は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等 ③ 設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等 ④ 災害時に設置場所周辺の住民に飲料水が供給できること。 ⑤ 井戸ストレーナーの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること。 ⑥ 災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること。（保守管理に必要な場合等を除く。） |
|--|

■ 天然ガス井戸設置基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市街地（都市計画法第7条による市街化区域）を除く区域 ② 海岸線からの距離が500mの範囲を除く区域 ③ 標高5m以上の区域 ④ 公共建造物からの距離が250m以上の区域 ⑤ 年間地盤沈下量が概ね2cm以内の区域 ⑥ 上ガスにより農作物等に被害が発生しないと認められる区域 |
|---|

3. 地籍調査データの管理

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、町は地籍調査データの管理を適正に行う。

4. 河川、ため池施設の安全化

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

町は県と連携し、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について整備した「ため池データベース」を基に、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するために作成した、ハザードマップの周知に努める。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

本町における要配慮者については、高齢化率の上昇に伴い、要配慮者の数も多くなっている。そのため、町は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

1. 避難行動要支援者に対する対応

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、重要事項を定める。

その上で、本計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障がい者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかとりまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している町福祉課、社会福祉協議会、民生児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組も必要である。

(エ) 町は、県の把握する要配慮者に関する情報が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要と判断されるときは、県へ情報提供を要請する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報を基に、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

(a) 警戒や避難情報等の災害関係情報の取得能力

(b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

(c) 避難行動をとる上で必要な身体能力

c 要件の設定にあたっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域におい

て真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次の通りである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ 地区防災計画との連携

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2. 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりにあたっては、女性の意見を取入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(2) 避難情報等の伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メール、防災アプリ、町ホームページを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難情報等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入が困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

また、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障がい者用備品、液体ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や長生保健所（長生健康福祉センター）、町社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談する

よう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町及び県は、広域的に避難した避難者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3. 要配慮者利用施設等における防災対策

(1) 施設の安全対策

要配慮者利用施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

〔資料編：資料4 社会福祉施設等の情報〕

〔資料編：資料5 災害時における協定を締結している要配慮者利用施設の情報〕

(2) 組織体制・計画の整備

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

(4) 町の確認・助言

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4. 外国人への対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、県の語学ボランティアの派遣要請を迅速に行えるよう、派遣制度の活用を図る。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1. 災害通信施設の整備

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(1) 現況

ア 無線通信施設

無線通信施設の概況は次の通りである。

■ 無線通信施設

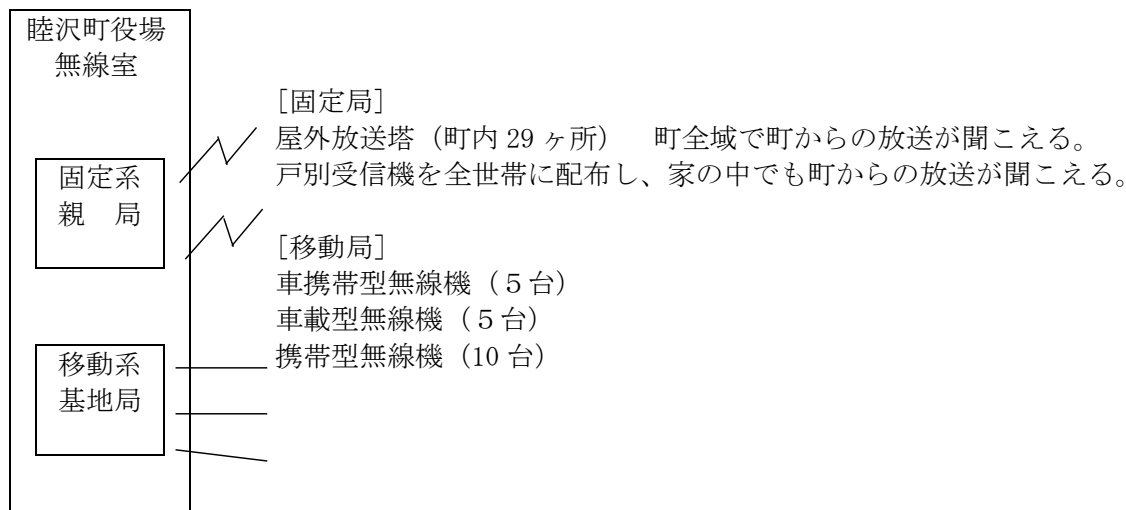
	内 容
県	千葉県防災行政無線
町	睦沢町防災行政無線
消防本部	消防無線
警察署	警察無線

(ア) 町内の無線通信設備

現在、町内 29 ヶ所に屋外放送塔が設置されており、また、各戸に戸別受信機が設置され町全域で町からの放送が聞こえるように整備されている。今後ともこれらの施設の維持管理に努める。

また、今後の宅地化の状況により、設置箇所を見直していく。

■ 睦沢町防災行政無線通信システム



〔資料編：資料 11 関連条例〕

イ 有線通信施設

有線通信は次の通りとする。

（ア）電話・FAX 通信

（イ）インターネット・SNS

災害時に防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速かつ的確に行うための
 応援・協力要請先名簿を作成する。また、災害時の情報を優先的に掲載するなど、インター
 ネット運営事業者等との協力体制を確立しておく。

ウ 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、
 既設の電話番号を東日本電信電話株式会社に登録し、「災害時優先電話」の設定を行う。

（2）情報通信設備の耐震化

町又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、その耐震化対策を充分に行い、災害時の機能確
 保に努める。

施設の耐震化対策は次通りである。

ア 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等によるバックアップ化の推進

イ バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等による非常用電源の確保

ウ 通信設備全体の耐震化・免震化

（3）その他無線通信の確保

ア アマチュア無線の確保

災害発生時におけるアマチュア無線活動を活用するため、あらかじめアマチュア無線局の開
 設者を把握する。

イ 民間の無線施設の活用

県、町及びその他防災関係機関等の無線が災害により使用が困難な場合を想定して、民間の
 無線を活用できるよう、平常時より協力体制の整備に努める。

■ 主な民間の無線施設

機 関	内 容
東京電力(株)	東京電力通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

(4) 千葉県防災情報システムの活用

千葉県防災情報システムは、災害時における県と市町村間での情報処理の迅速化、共有化及び気象情報の収集機能を備えており、様々な情報の収集・伝達・報告にあたっては、これらの活用を図る。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震等の緊急情報を受信したときは、直ちに防災関係機関及び住民にその内容を伝達する。

(6) 緊急地震速報受信システムの活用

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせることが可能となるため、緊急地震速報受信システムを活用する。

(7) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町の発令する避難情報等、避難所情報、災害対策本部設置情報等を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて県及び各報道機関との情報共有に活用する。

(8) その他情報システムの活用

町は、地震による被害を軽減するため、県の整備する震度情報ネットワークシステム、地震被害予測システム、津波浸水予測システム等の活用を図る。

2. 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

3. その他通信網の整備

インターネット、防災陸沢町情報配信メールサービス等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

町及び県は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1. 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需品、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊出し用具・毛布・段ボールベッド・パーティション・その他生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

町及び県は、帰宅困難者等を一定期間受入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 災害時の物流体制の整備

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要があるため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの

体制を整備するものとする。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するにあたっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

ア 緊急輸送体制の整備

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先及び物資等の一時保管場所等を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。また、災害に的確に対応していくため、上空からの救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動のための環境整備に努める。

■ 物資等の一時保管場所予定地

施設名称	所在地	電話番号	備考
睦沢町総合運動公園多目的広場	上之郷 1565	0475-44-1565	広域避難場所隣接
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	0475-36-7400	広域避難場所

イ 緊急通行車両の事前届出

事前届出は、緊急通行者両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、緊急通行車両として使用されるもの該当するかどうかの審査を事前に行っている。

(ア) 事前届出手続き

a 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

b 申請先

茂原警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

c 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

d 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」）が交付される。

[資料編：資料3 町有車両等の情報]

[資料編：資料15 様式]

(5) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

[資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書]

2. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料の備蓄・調達

ア 備蓄量

(ア) 家庭

災害発生後、食料が供給されるまでの当座の食料として、世帯構成等に応じた一人あたり「最低3日、推奨1週間」分程度の備蓄に努める。

(イ) 町

住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、備蓄に努める。

イ 備蓄品目

乾パン、アルファーマイ、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料の供給」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害等対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資調達に関する契約、又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水の備蓄・調達

ア 飲料水等の備蓄

大規模地震発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平素から飲料水の備蓄に努めるものとする。（一人あたり1日3ℓ最低3日分程度）

現在、本町の役場敷地内及び八坂神社前駐車場（上市場 1349-6）には耐震性貯水槽が整備されている。

■ 飲料水兼用耐震性貯水槽

水 量 ・ ・ ・ ・ 12,500mm×2,600φ （長生郡市広域市町村圏組合水道部）

イ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

(ア) 初めの3日間	3ℓ/人日
(イ) 7日目まで	20ℓ/人日
(ウ) 14日目まで	100ℓ/人日
(エ) 15日から28日目まで	250ℓ/人日
(オ) 29日目以降	通常通水

ウ 飲料水等の調達体制の確立

「給水計画」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害等対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水調達に関する契約、又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等の備蓄・調達**ア 生活必需品等の備蓄**

大規模地震発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難になるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平素から生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等**(ア) 備蓄量**

各家庭は、1人あたり「最低3日、推奨1週間」分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、備蓄対象者数に対し、災害発生直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

- a 寝具（就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等）
- b 外衣（ジャージ、洋服、作業衣、こども服等）
- c 肌着（男女下着、こども下着等）
- d 身の回り品（タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等）
- e 食器、日用品（食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、女性用品、携帯トイレ・簡易トイレ、マスク、消毒液、電池等）
- f 非常用飲料水袋
- g その他、応急的に必要な生活必需品

ウ 生活必需品の調達体制の確立

「生活必需品供給計画」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資調達に関する契約、又は協定の締結に努めるものとする。

3. 医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立

町は、医療関係機関と協力し、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとし、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。また、関係機関と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約、又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 備蓄品目

包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等外科的治療に用いる医薬品。

(2) 医薬品等の管理

医薬品等医療資機材の備蓄にあたっては、適正な保存期限ごとの更新を行うものとする。

4. 防災用資機材

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、防災用資機材を整備している。これらの防災用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。（別に定める防災用資機材台帳による。）

第11節 防災施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るため、避難所等の各種防災施設の整備に努める。

1. 避難施設の整備

(1) 現状と課題

避難に供する施設として、町では災害の状況に応じて広域避難場所を9ヶ所、自主防災組織避難場所を17ヶ所、協定一時避難場所を4ヶ所指定している。また、避難場所に隣接する施設を避難所とする。

今後、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を進める。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとし、必要に応じて、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の指定を検討する。

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(2) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(3) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (キ) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。さらに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所として指定避難所を指定するよう努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (コ) 学校・こども園を避難所として指定する場合には、学校・こども園が教育・保育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(サ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(シ) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、宿泊施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(4) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

(5) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、長生郡市広域市町村圏組合水道部の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、長生郡市広域市町村圏組合水道部は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(6) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

ア ヘリコプター離着陸場の整備→旧第2章第2節第7より移動

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、町は緊急時の離発着場の確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

■ ヘリコプター離着陸場予定地

施設名称	所在地		電話番号	備考
	地名・地番	座標		
睦沢町総合運動公園野球場	上之郷 1565	N 35° 21' 28"	0475-44-1565	広域避難場所隣接
		E 140° 19' 00"		
むつぎわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	N 35° 21' 11"	0475-36-7400	広域避難場所
		E 140° 18' 09"		

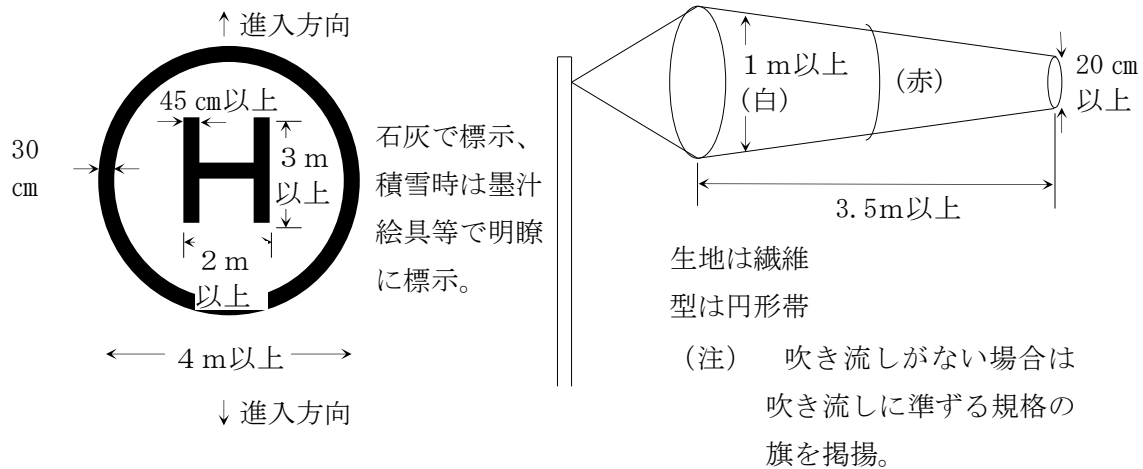
イ 場外離着陸場の危険予防措置

(ア) 場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

■ ヘリポート標示の基準



■ ヘリポートの必要地積

機種 \ 機数	着陸点		離着陸地帯		進入角
	X	Y	W	Z	
OH-6J	5 m	5 m	30m	30m	10°
UH-1H	6 m	6 m	36m	36m	8 °
UH-60J			50m	50m	
CH-47	20m	20m	100m	100m	6 °
＜参考＞ ・ OH-6J : 情報収集に使用する小型ヘリコプター ・ UH-1H、UH-60J : 防災ヘリとほぼ同じ大きさの多用途ヘリコプター ・ CH-47 : 一度に約 50 名を輸送可能な大型ヘリコプター					

ウ 建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校・こども園及び救急患者等の搬送先である医療施設などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

2. 道の駅「むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷」の防災機能強化

町及び県は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅「むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷」について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第12節 帰宅困難者対策

地震発生時において、近隣市町村も含めた大量の帰宅困難者が、一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、国や県、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1. 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

本町における帰宅困難者の発生予想数は、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東京湾北部地震・千葉県東方沖地震ではともに1,024人、三浦半島断層群の地震では558人となっている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報むつざわ、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要であるため、町は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（Web171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校・こども園など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校・こども園など関係機関において従業員や児童・生徒・園児等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要であるため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

さらに、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災睦沢町情報配信メールサービス、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校・こども園など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、企業・学校・こども園

など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒・園児を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、事業所は自らの準備に努めることとし、学校・こども園など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3. 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 企業、学校・こども園など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校・こども園など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒・園児の混乱防止、誘導訓練、情報の収集・伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4. 帰宅支援対策

町は、県が進める店舗経営事業者との災害時帰宅支援ステーション協定の締結について、認知度向上のため、ホームページや広報むつざわなどを活用した広報を実施する。

5. 関係機関と連携した取組

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県内市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

6. 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、県や防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

1. 防災体制の整備

(1) 日頃からの危機管理意識の醸成

町は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日頃から、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関の連携の強化

ア 町、県及び防災関係機関は、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

イ 町は県と連携して、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受入の訓練を実施し、制度の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 町は、応援職員の受入に備え、受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

(3) 災害活動体制の整備

ア 現況

災害時は、災害対策本部が設置され、その指揮下に町職員による事務局及び実施部が活動する体制が整っている。この他、消防機関は常備消防として、長生郡市広域市町村圏組合南消防署佐貫分署、非常備消防として広域消防団第5支団が設置され、地域においては自衛消防隊が組織化されている。

イ 活動体制の見直し

町の組織機構や災害素因の変化及び住民生活の実状に応じて、災害時の活動体制を見直していく。また、災害発生時の初動活動班に係る町役場組織機構及び分掌事務の変更、班員の住所変更等で初動活動に支障が考えられる場合、班構成についても同様に随時見直しを行う。

ウ 初動体制確立への備え

町長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にし、初動マニュアル等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

エ 効果的・効率的な防災対策の実施には災害対応業務のデジタル化を促進する必要があるため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

(3) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受入れるための防災活動拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、町は「陸沢町大規模災害時応援受援計画」の策定を検討する。

(4) 広域避難者の受入体制の整備

町は、県が調整する市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入を円滑に行うための体制整備に努める。

(5) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(6) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(7) 燃料の供給体制の整備

町は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(8) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町は、災害時においても男女共同参画の視点を踏まえた活動ができるよう、平常時から庁内で連携し、活動体制を整備するよう努める。また、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むものとする。

(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の把握

長生保健所（長生健康福祉センター）は、町と連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が災害危険区域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。

(10) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

町は、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請方法について、整理しておく。

2. 医療、救護活動体制の整備

災害時においては、同時に多数の負傷者が発生することが予想される。こうした事態に対処するため、医療機関との協力体制や負傷者搬送体制の確立等応急医療体制の整備を図る。

(1) 現況

町内の医療機関の現況は次表の通りである。なお、長生郡市広域市町村圏組合では、長生病院

を地域医療の拠点として整備している。

■ 町内の医療機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
睦沢診療所	上市場 1504	44-2236
睦沢歯科医院	下之郷 2103-1	44-2193
くが歯科医院	上市場 924	44-2580

また、県では、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2箇所程度災害拠点病院を確保しており、睦沢町を含む山武長生夷隅医療圏では、次の病院が指定されている。

■ 災害拠点病院（山武長生夷隅医療圏）

区 分	名 称
地域災害拠点病院	東千葉メディカルセンター

（2）医療体制の整備

ア 応急医療体制

町は、災害時に備えて、県、医師会、関係機関の協力のもと応急医療体制に必要な組織体制の整備に努める。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

イ 後方医療体制

災害による多数の負傷者の発生に対して、迅速かつ的確な救命医療が行われるよう、町内及び周辺地域の収容医療機関のネットワーク化を図る。

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

町は、災害拠点病院等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請方法について、整理しておく。

（3）医薬品等の確保

災害時に必要な医薬品等については、医師会、薬剤師会及び関係機関と連携して備蓄に努める。

3. 業務継続計画（BCP）の整備

（1）業務継続計画の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

（2）策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等にあたっては、特に次の重要6要素（11項目）について定めてお

くものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(ア) 首長不在時の代行順位を定めておく

(イ) 休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

ウ 電気・水・食料等の確保

(ア) 災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく

(イ) 非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。）

(ウ) 職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

オ 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ 非常時優先業務の整理

(ア) 大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

(イ) 非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

(ウ) 非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受入に関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受入れて実施する業務など）を定めておく

4. ボランティアの育成・確保計画

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、災害ボランティアの参加・協力による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時からのボランティアの育成・確保等を積極的に図る。

ボランティアに関する対応は睦沢町社会福祉協議会が中心となってい、町は連携をとりながら協力体制づくりを進める。

(1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は次の通りとする。

ア 一般作業

(ア) 避難所の運営補助

(イ) 炊出し、食料等の配布

(ウ) 救援物資、義援品の配送、仕分け

(エ) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護

- (オ) 被災地の清掃
- (カ) その他被災地における軽作業

イ 専門作業

- (ア) 救護所での医療、看護
- (イ) 建築物の応急危険度判定
- (ウ) 外国語通訳、情報提供
- (エ) 被災者への心理治療
- (オ) 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
- (カ) その他専門的知識、技能を有する活動

(2) 災害ボランティア担当窓口の設置

災害ボランティア担当窓口を睦沢町社会福祉協議会に設け、ボランティア希望者からの問合せの対応や登録受付等ボランティア活動が円滑に行われるよう活動体制の整備を支援していく。

また、災害ボランティア担当窓口は、平常時より千葉県社会福祉協議会と連絡をとり、円滑にボランティア活動が行われるよう情報交換に努める。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(3) 普及啓発活動の推進

災害時におけるボランティアに対する住民や企業の関心を高めるため、平常時よりボランティア活動に対する講習会の開催、学校・こども園教育への導入等も検討する。

また、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心にボランティア知識の普及活動を行い、災害時のボランティア意識の醸成に努める。

(4) 災害ボランティアの活動環境の整備

災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の整備を行うとともに、情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

■ 町災害ボランティアセンターの設置予定場所

むつざわ福祉交流センター

ただし、被災状況によっては運営できる場所に設置することとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1. 町の活動体制

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、睦沢町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、次のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

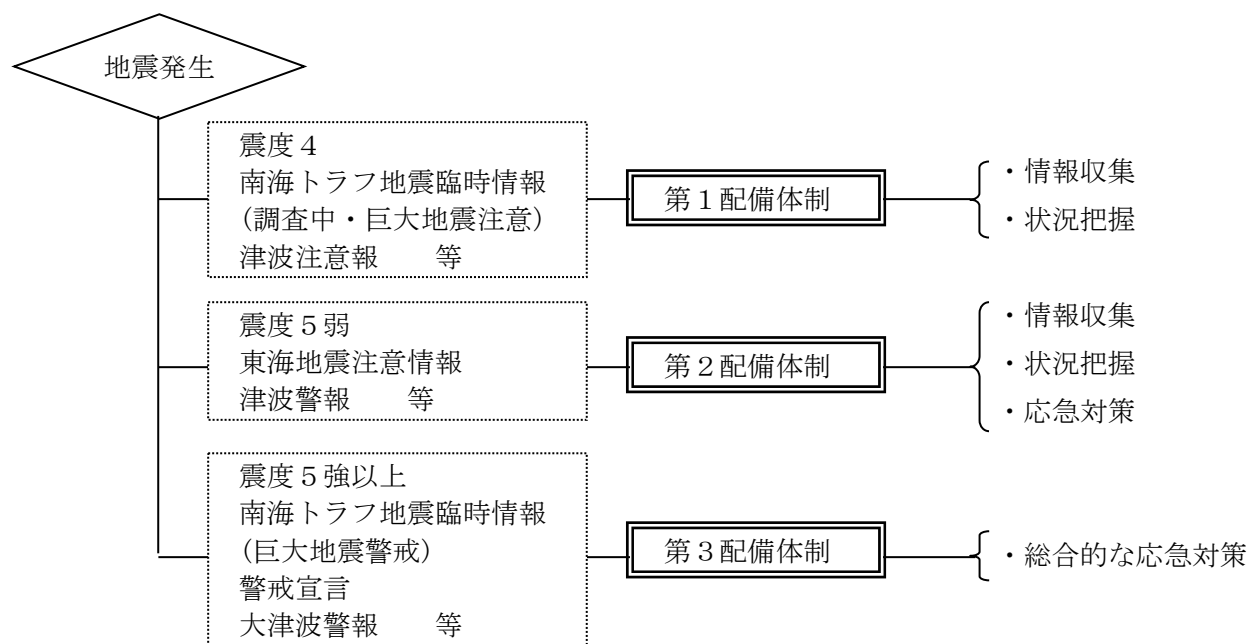
また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

睦沢町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「睦沢町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「睦沢町職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

〔資料編：資料11 関連条例〕

■ 動員基準及び配備内容



■ 配備体制の種別及び配置内容

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 職 員
第1 配備体制	(自動配備) ・町内で震度4が観測されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき。 ・千葉県九十九里・外房で津波注意報が発表されたとき。 ・その他状況により町長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制	総務課の主査補相当職以上、防災担当
第2 配備体制	(自動配備) ・町内で震度5弱が観測されたとき。 ・東海地震注意情報が発表されたとき。 ・町内で小規模の災害の発生が予想される場合及び発生したとき。 ・千葉県九十九里・外房で津波警報が発表されたとき。 ・その他状況により町長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	総務課職員 産業建設課職員、福祉課並びに健康保険課の主査相当職以上、保健師及び各課長相当職

配備体制	配備基準	配備内容	配備職員
第3配備体制 (災害対策本部)	(自動配備) ・町内で震度5強以上が観測されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ・内閣総理大臣の警戒宣言が発令されたとき。 ・町内で局地的な災害が発生したとき。 ・千葉県九十九里・外房で津波に関する特別警報(大津波警報)が発表されたとき。 ・その他状況により町長が必要と認めたとき。	相当規模の災害発生が予想される場合において応急対策活動に即応できるように災害対策本部を設置して活動する体制	全職員が配備につく

(1) 第1配備体制

ア 第1配備体制の時期

- (ア) 町内で震度4が観測されたとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき。
- (ウ) 千葉県九十九里・外房で津波注意報が発表されたとき。
- (エ) その他状況に応じて町長が必要と認めたとき。

イ 第1配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、庁内総務課に参集し次の措置を講ずる。

- (ア) 地震及び津波に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告
- (ウ) 災害に対する準備、応急措置

ウ 第1配備体制の指揮者

第1配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長、又は総務課行政管財班長とする。

エ 第1配備体制の解除

災害発生のおそれなくなった場合、又は町長が必要ないと認めた場合は、第1配備体制を解除する。

(2) 第2配備体制

ア 第2配備体制の時期

- (ア) 町内で震度5弱が観測されたとき。
- (イ) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (ウ) 町内で小規模の災害の発生が予想される場合及び発生したとき。
- (エ) 千葉県九十九里・外房で津波警報が発表されたとき。
- (オ) その他状況に応じて町長が必要と認めたとき。

イ 第2配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、平常時の勤務場所に参集し次の措置を講ずる。

(ア) 地震及び津波に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

(ウ) 応急対策

(エ) 災害対策本部の設置準備

ウ 第2配備体制の指揮者

第2配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長、又は総務課行政管財班長とする。

エ 第2配備体制の解除

災害発生のおそれなくなった場合、又は町長が活動の必要が無いと認めた場合は第2配備を解除する。

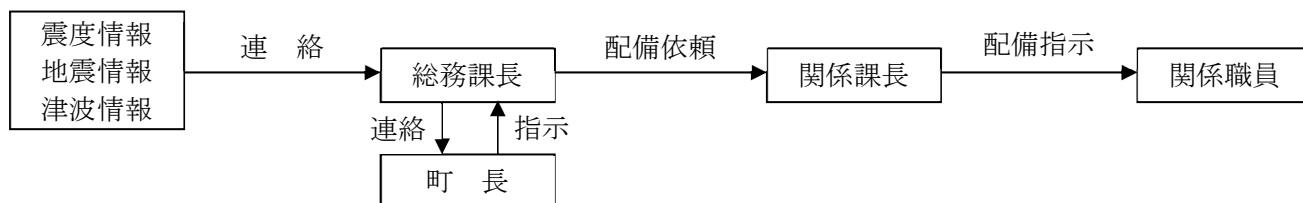
(3) 第3配備体制

町長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が拡大するおそれがある場合において、災害応急活動が必要と認められる時には、災害対策本部を設置する。また、全職員は速やかに所定の配置につき（勤務時間外は全職員登庁）、本節5.に掲げる「災害対策本部の事務分掌」の任務を遂行する。

2. 職員の動員伝達の方法

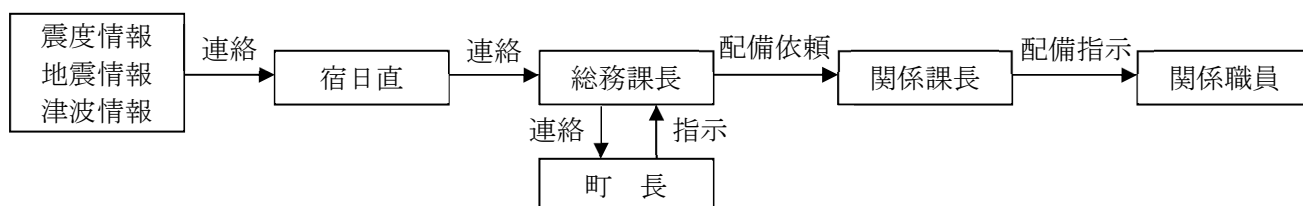
(1) 勤務時間中

庁内放送、電話、携帯電話のメールなどにより行う。



(2) 勤務時間外

電話、携帯電話のメールなどにより行う。



〔資料編：資料1 町の動員体制〕

3. 初動対応の内容

(1) 勤務時間内

勤務時間内等に揺れの大きい地震が発生した場合（災害対策本部が設置される前）、地震直後の緊急措置として、職員は町役場等において次の措置を行う。

ア 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火

に努める。

イ 住民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

ウ 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。

エ 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

オ その他初動マニュアルに応じた対応をとる。

(2) 勤務時間外

夜間及び休日等に震度4以上の地震が発生した場合は、次の通り行う。

ア 防災要員は自主登庁を行い、次の通り対応する。

イ 宿直者又は日直者が災害情報を受けたときは、直ちに総務課長にその旨を連絡する。また、総務課長は直ちに登庁し、情報の収集・伝達等を行う。

ウ 総務課長は、災害情報を受けたときは、関係課長に連絡し、第1配備体制の実施を副町長に報告する。また、副町長は、町長に報告するとともに、応急対策の実施にあたる。

エ その他初動マニュアルに応じた対応をとる。

4. 職員の参集

(1) 登庁時の注意

震度4以上の地震時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ① 登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- ② 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装。
- ③ 持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの。
- ④ 情 報 収 集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を総務課に報告する。

(2) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(3) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶又は自分や家族の負傷等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転等に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

(4) 初動期災害情報の収集

消防本部、警察署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、建築物等の被害、人的被害、火災発生の状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

5. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限の下に設置又は廃止する。

ア 設置基準

- (ア) 町内で震度5強以上が観測されたとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (ウ) 内閣総理大臣の警戒宣言が発令されたとき。
- (エ) 町内で局地的災害が発生したとき。
- (オ) 千葉県九十九里・外房で津波に関する特別警報（大津波警報）が発表されたとき。
- (カ) その他町長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (イ) その他町長が必要なしと認めたとき。

ウ 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

- (ア) 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「睦沢町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線、防災睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ等によって住民への周知を図る。
- (イ) 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、県及び関係機関に通知する。
- (ウ) 本部を廃止した場合も（ア）、（イ）と同様の手続きを行う。

■ 災害対策本部設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各班	庁内放送、携帯電話、メール
一般住民	町防災行政無線、緊急速報メール、防災睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、報道機関
知事（危機管理課）	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
長生地域振興事務所	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
茂原警察署	有線電話
近隣市町村	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX

（2）災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故がある場合は、次の順序でその職務を代理する。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 町 長	総 務 課 長

（3）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（たとえば町役場本庁被災時）を除き、町役場防災対策室に設置

するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

■ 災害対策本部設置の場所

優先順位	指 定 場 所	直 通 電 話
第1順位	睦沢町役場防災対策室	0475-44-2500（総務課）
第2順位	睦沢町農村環境改善センター	
第3順位	睦沢町中央公民館	0475-44-2509（教育課）

（4）災害対策本部の組織体制

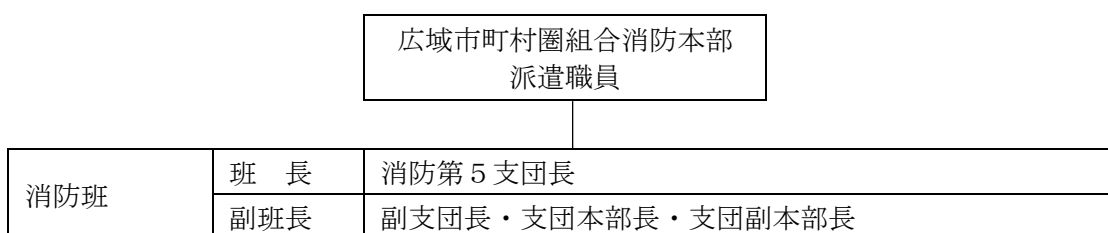
ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次の通りである。

■ 災害対策本部の組織編成



※各班長が不在の場合は、副班長から責任者を選任し災害対策にあたる。



〔資料編：資料11 関連条例〕

イ 災害対策本部の機構及び事務分掌（地震・津波対応）

本部長 町長

副本部長 副町長

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
各班共通		① 各班・係の動員配備、本部・各班・係間の連絡調整に関すること ② 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ③ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ④ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ⑤ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ⑥ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること ⑦ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査、報告すること） ⑧ 避難所外避難者の支援に関すること（各班で担当する業務での支援） ⑨ 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること ⑩ 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること ⑪ 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ⑫ 他班・係の応援に関すること ⑬ その他本部長の指示に関すること	

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
総務班	総務係	① 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること ② 地震・津波情報等の伝達に関すること ③ 職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること ④ 被害のまとめ及び状況図の作成に関すること ⑤ 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難情報等、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること ⑥ 警戒区域の設定に関すること ⑦ 住民等への周知、報道機関等への広報に関すること ⑧ 消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること ⑨ 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること ⑩ 電話等の対応及び庶務 ⑪ 車両の借上や手配に関すること ⑫ 町議会との連絡調整に関すること [対策本部の設置場所] ・ 町役場庁舎 ただし、本庁が損傷等の被害を被った場合は、農村環境改善センター又は中央公民館に設置するものとする。 [現地災害対策本部] 必要に応じて現場近くに設置	総務課 行政管財班 庶務秘書班 会計課 議会事務局
	情報収集係	① 各班からの被害情報収集に関すること ② 住民からの被害情報収集に関すること	企画財政課 企画班 財政班
防災活動班	建設係	① 津波の河川遡上対策に関すること ② 道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること ③ 土砂災害による河川の水位情報の収集等に関すること ④ 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること ⑤ 災害箇所の応急復旧工事に関すること ⑥ 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ⑦ 応急仮設住宅の建設に関すること ⑧ 住宅の応急修理に必要な調査に関すること ⑨ がれき処理、障害物の除去に関すること	産業建設課 建設班
	環境・農林・商工係	① 集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること ② 排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場） ③ 農林商工業関係の被害調査 ④ ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること ⑤ 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること ⑥ 死亡獣畜の処理に関すること	産業建設課 産業振興班 生活環境班

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
住民対応班	物資係	① 飲料水・食料品調達に関すること ② 生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること ③ 物資集積所の管理及び救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること ④ ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関すること ⑤ 罹災証明書の発行に関すること	税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会事務局
	避難係	① 避難行動要支援者の避難保護、諸対応に関すること ② 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・管理・運営に関すること ③ 避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること ④ 要配慮者利用施設利用者の避難支援に関すること ⑤ 避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること ⑥ 避難者に対する炊出しに関すること ⑦ 福祉避難所に関すること ⑧ 被災者の行政相談に関すること	福祉課 福祉班 子育て推進班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校
	救護係	① 指定避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む。） ② 医療関係者（医者・看護師）の確保に関すること ③ 医療機関への連絡調整に関すること ④ 重傷者の搬送に関すること ⑤ 仮設トイレの設置に関すること ⑥ 被災者の健康相談に関すること ⑦ 遺体の検死・保管等に関すること ⑧ 防疫・衛生に関すること	福祉課 福祉班 子育て推進班 地域包括支援センター 健康保険課 保険班 健康推進班
教育班	教育施設係	① 教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること ② 社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること ③ 教育関係救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること ④ 関係団体との連絡調整 ⑤ 児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関すること ※安全の確保が確認された場合又は事務が発生するまでは住民対応班、防災活動班に属する	教育課 学校教育班 生涯学習班
	児童・生徒・園児係	① 児童・生徒・園児の避難に関すること	教育課 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校
消防班		① 救急、救助業務に関すること ② 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ③ 被災者の救助、救出に関すること ④ 被災地の警備、警戒に関すること	消防第5支団

（注意 1）災害の状況に応じ、各班は連絡を密にし、相互に応援協力して円滑な事務処理を図る。

（注意 2）白抜き文字は災害対応初期より実施する事務内容を示す。

(5) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、本部長は、知事の委任を受けて、法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助するものとする。

(6) 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置及び廃止

(ア) 設置基準と設置場所

町長が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

(イ) 廃止基準

a 当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。

b 町長が必要ないと認めたとき。

イ 現地災害対策本部の開設

(ア) 町長は、職員のうちから職員等を指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。

(イ) 現地本部を開設したときは、立看板等に表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

(ウ) 現地本部には、町防災行政無線移動局、N T T 仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡をとる。

ウ 現地本部の責務

(ア) 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括

(ウ) 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告

(エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

■ 各班事務分掌対応表（地震・津波対応）

経過時間の目安		初動対応期	～3日～	担当課・班
各班共通		① 各班・係の動員配備、本部・各班・係間の連絡調整に関すること ② 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ③ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ④ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ⑤ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ⑥ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること ⑦ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査、報告すること） ⑧ 避難所外避難者の支援に関すること（各班で担当する業務での支援） ⑨ 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること ⑩ 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること ⑪ 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ⑫ 他班・係の応援に関すること ⑬ その他本部長の指示に関すること		
総務班	総務係	① 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること ② 地震・津波情報等の伝達に関すること ③ 職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること ④ 被害のまとめ及び状況図の作成に関すること ⑤ 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難情報等、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること ⑥ 警戒区域の設定に関すること ⑦ 住民等への周知、報道機関等への広報に関すること ⑧ 消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること ⑨ 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること ⑩ 電話等の対応及び庶務 ⑪ 車両の借上や手配に関すること ⑫ 町議会との連絡調整に関すること		総務課 行政管財班、庶務秘書班 会計課 議会事務局
	情報収集係	① 各班からの被害情報収集に関すること ② 住民からの被害情報収集に関すること		企画財政課 企画班、財政班
	防災活動班	① 津波の河川遡上対策に関すること ② 道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること ③ 土砂災害による河川の水位情報の収集等に関すること ④ 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること ⑤ 災害箇所への応急復旧工事に関すること ⑥ 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ⑦ 応急仮設住宅の建設に関すること ⑧ 住宅の応急修理に必要な調査に関すること ⑨ がれき処理、障害物の撤去に関すること		産業建設課 建設班
環境・農林・商工係		① 集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること ② 排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場） ③ 農林商工業関係の被害調査 ④ ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること ⑤ 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること ⑥ 死亡獣畜の処理に関すること		産業建設課 産業振興班、生活環境班

		初動対応期	～3日～	担当課・班
住民対応班	物資係		①飲料水・食糧品調達に関すること	税務住民課 税務班、住民班 社会福祉協議会事務局
			②生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること	
			③物資集積所の管理及び救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること	
			④ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関すること	
	避難係		⑤罹災証明書の発行に関すること	福祉課 福祉班、子育て推進班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校
			①避難行動要支援者の避難援護、諸対応に関すること	
			②指定避難所・指定緊急避難場所の開設・管理・運営に関すること	
			③避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること	
			④要配慮者利用施設利用者の避難支援に関すること	
			⑤避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること	
	救護係		⑥避難者に対する炊出しに関すること	福祉課 福祉班、子育て推進班 地域包括支援センター 健康保険課 保険班、健康推進班
			⑦福祉避難所に関すること	
			⑧被災者の行政相談に関すること	
			①指定避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む。）	
教育班	教育施設係		②医療関係者（医者・看護婦）の確保に関すること	教育課 学校教育班、生涯学習班
			③医療機関への連絡調整に関すること	
			④重傷者の搬送に関すること	
			⑤仮設トイレの設置に関すること	
			⑥被災者の健康相談に関すること	
			⑦遺体の検死・保管等に関すること	
	児童・生徒・園児係		⑧防疫・衛生に関すること	教育課 睦沢こども園、 睦沢小学校、睦沢中学校
			①教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること	
			②社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること	
			③教育関係救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること	
消防班			④関係団体との連絡調整	消防第5支団
			⑤児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関すること	
			①救急、救助業務に関すること。	
			②火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関すること。	
			③被災者の救助、救出に関すること。	
			④被災地の警備、警戒に関すること。	

※災害の態様は様々であり、状況によっては各々の事務処理が前後することがあり得る。
 ※その他本部長の指示に関することは除いてある。

6. 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

7. 県への応援要請

町は、大規模災害が発生し、被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、県に職員の派遣を要請し、情報収集を行う。

8. 新型コロナウイルス等の感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・災害対策本部設置場所の工夫
- ・災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・電話やTV会議システム等の活用

(1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

9. 災害救助法の適用手続き等

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準は次の通りである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、本町の区域内において40世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、本町の区域内において20世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔

絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品、若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（3）救助の実施機関

ア 知事は、災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

（4）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の搜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（5）被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

〔資料編：資料7 災害即報関連〕

(6) 県との連携

町は、災害等発生時において県より派遣される情報連絡員を通じて、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を県と共有する。

(7) 災害救助法の適用手続

ア 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(8) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔資料編：資料14 災害救助法に基づく救助の種類及び期間〕

第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

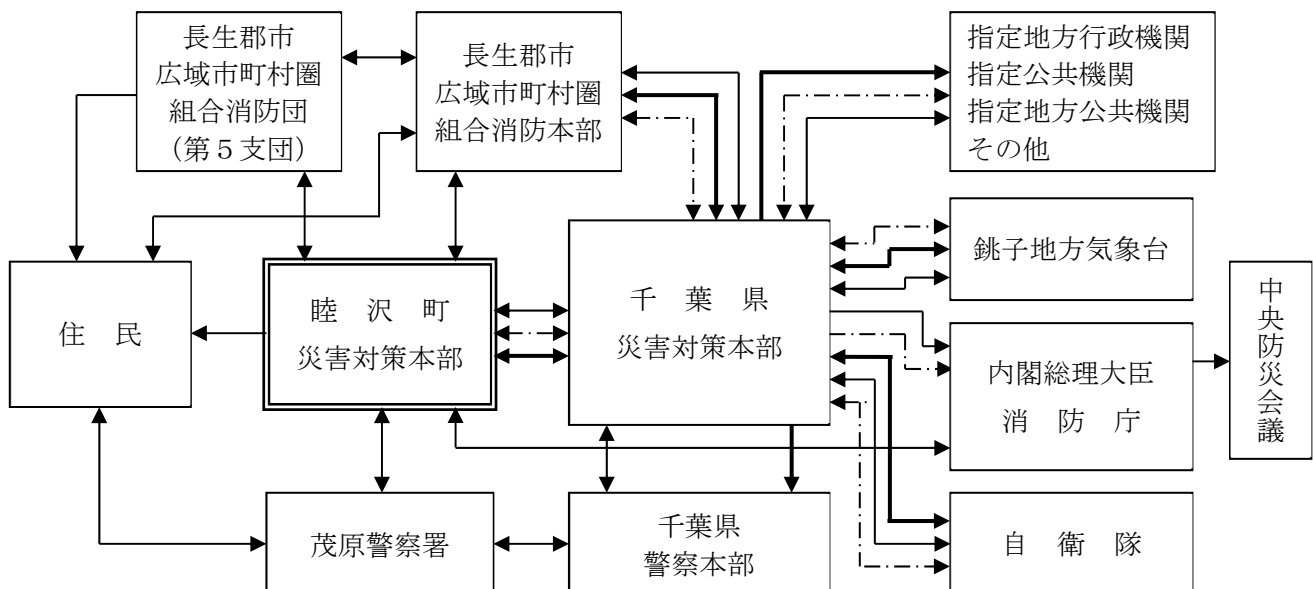
また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1. 通信体制

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次の通りである。

■ 通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	千葉県 防災行政 無線等	-----

(2) 通信連絡手段

区分	方法
町	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に、各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

区分	方法
	4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話、若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておく。
消防本部	1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における町防災行政無線の取扱い

ア 災害時の防災関係機関との連絡

(ア) 睦沢町防災行政無線

固定局（5w）、移動局（車載：10w、携帯：5w【1台】・1w【14台】）：ぼうさい
むつざわ

(イ) 千葉県防災行政無線

地球局：LASCOM ちばけんちばスーパーバードかはんちきゅう V-317

〔資料編：資料 11 関連条例〕

イ 住民等への広報

町防災行政無線の屋外受信拡声設備を活用するとともに、必要に応じ広報車、サイレン、防災睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ等を利用する。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町は、あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

■ 睦沢町の災害時優先電話

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
睦沢町役場 (総務課)	0475-40-3821	睦沢中学校	44-0019
	40-3822	睦沢こども園	44-0050
睦沢小学校	44-0009	町営ガス睦沢供給所	44-1611
kit みずさわ (旧瑞沢小学校)	43-1004		

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(5) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第 57 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、電波法第 52 条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く。）

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

- (ア) 警察通信施設
- (イ) 国土交通省関係通信施設
- (ウ) 日本赤十字社通信施設
- (エ) 東日本電信電話（株）通信施設
- (オ) 東京電力グループ通信施設
- (カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
- (キ) 東京ガス（株）通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡する。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む。）

- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」、電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200 字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200 字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

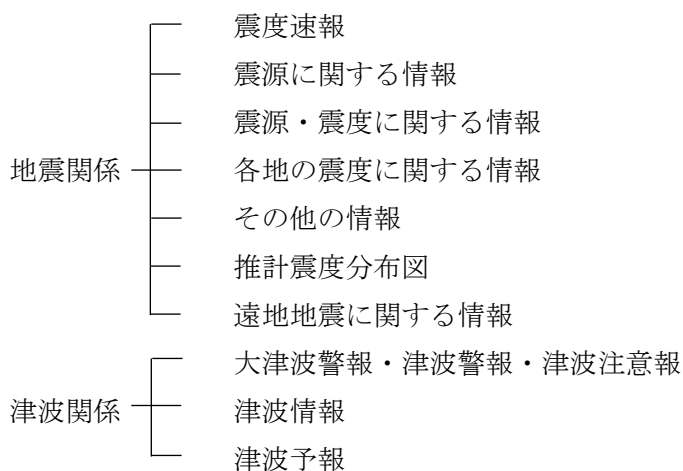
最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

2. 地震に関する情報の収集、伝達

町は、町役場に設置された計測震度計から震度を確認するとともに、県防災情報システムや気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線、防災陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ等により住民等に伝達する。

3. 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。
本町の地域名は、「千葉県北東部」で発表される。

(イ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

次のいずれかを満たした場合に発表する。

- a 震度3以上。
- b 大津波警報、津波警報又は注意報発表時。
- c 若干の海面変動が予想される場合。
- d 緊急地震速報（警報）を発表した場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(オ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等に発表する。

- a マグニチュード7.0以上。
- b 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。
地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

本町に影響を及ぼすと考えられる津波予報区は、「千葉県九十九里・外房」で発表される。

■ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。[発表される津波の高さの値は、前表「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

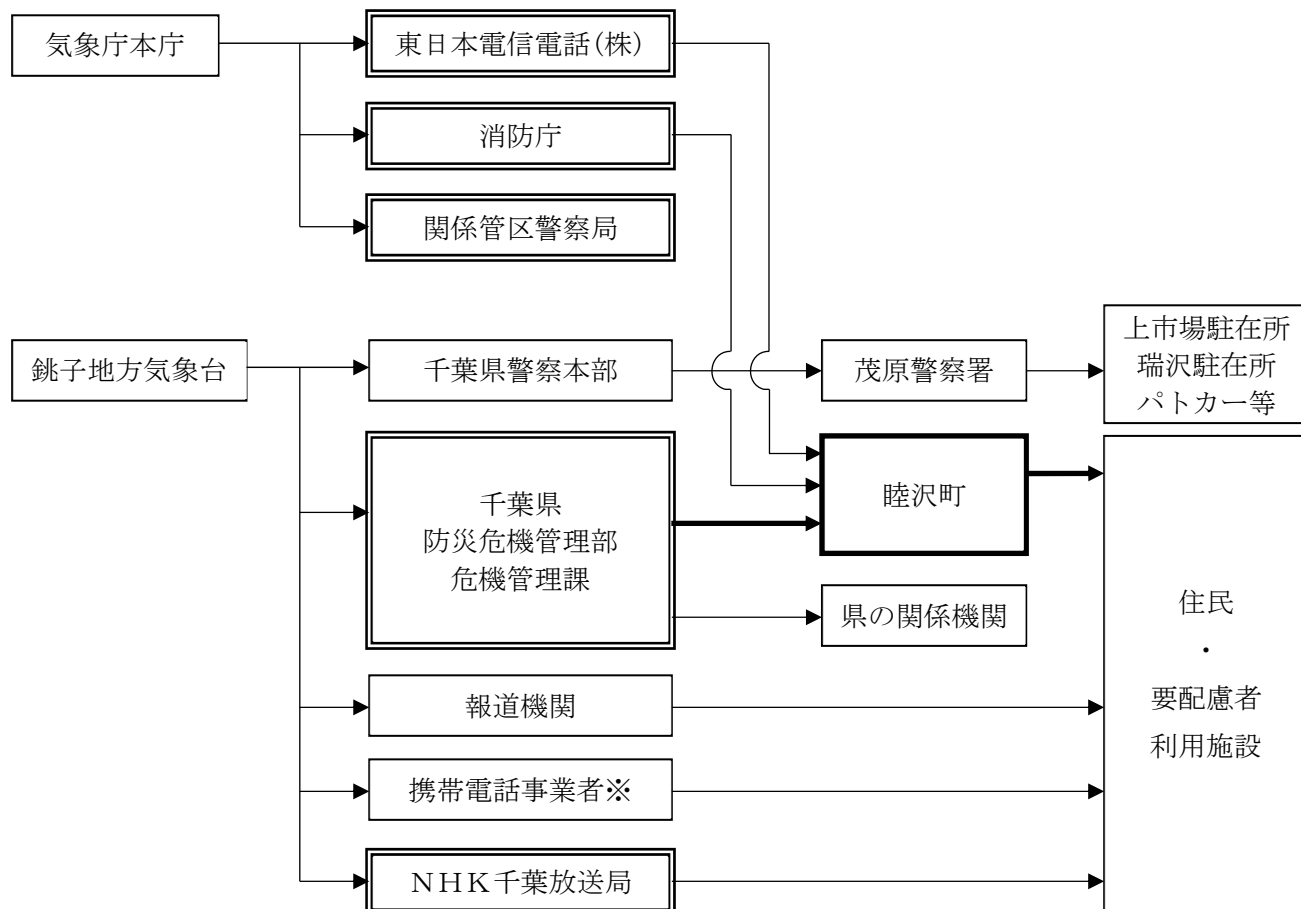
(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 受伝達系統等

■ 地震情報伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知、若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4. 関係機関における措置

区 分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。住民、若しくは警察官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警察署	1 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、上記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

5. 被害情報等収集・報告

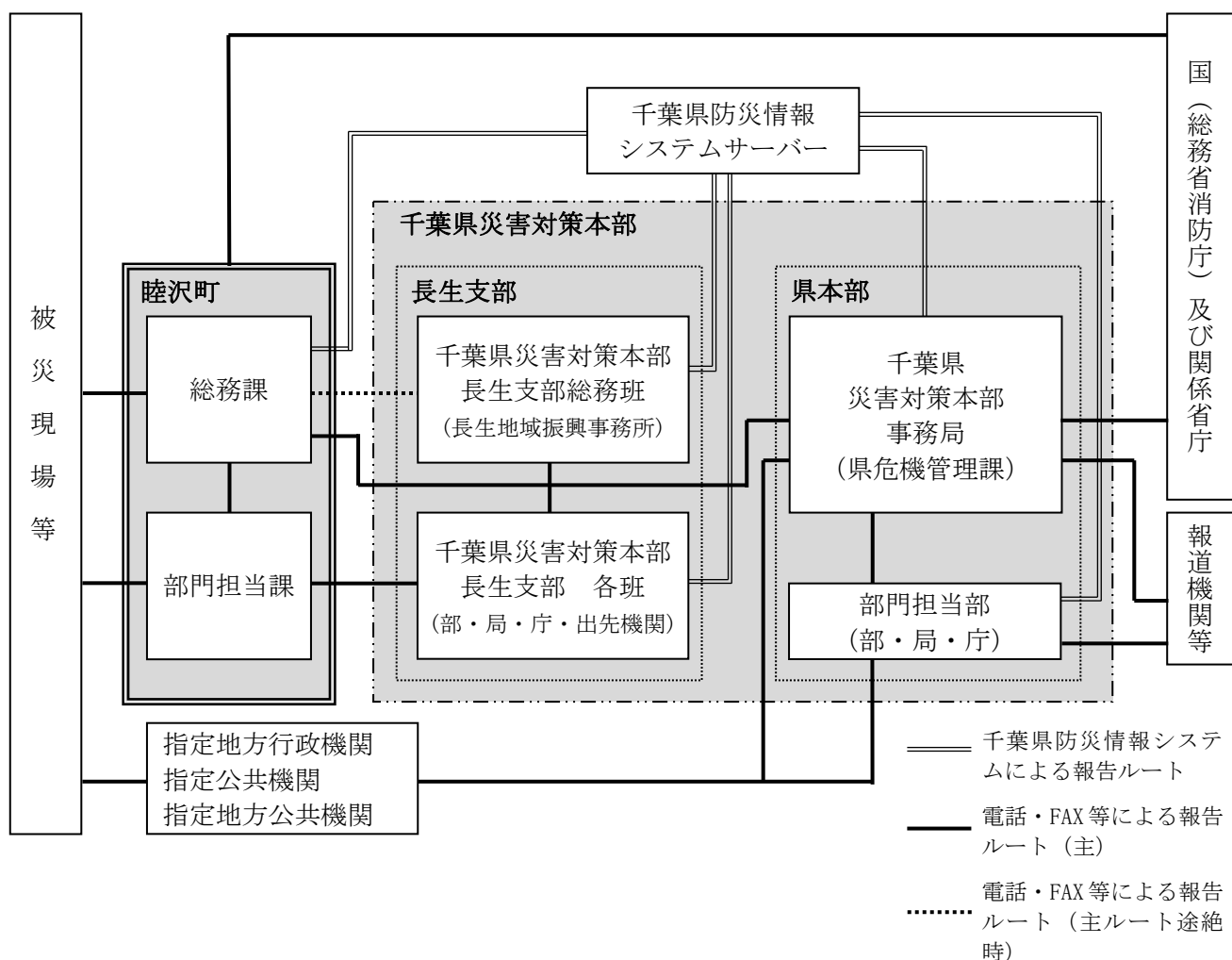
被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生が予測される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次の通りである。

■ 被害情報等の収集報告系統



(2) 報告手続

ア 報告基準

次の（ア）から（カ）の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- （ア）町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- （イ）町内で気象警報（波浪を除く。）が発表された場合
- （ウ）町が災害対策本部を設置した場合
- （エ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局が認めた場合
- （オ）上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合
- （カ）上記以外であって、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 町が県本部事務局（危機管理課）に報告すべき事項は、下記の通りとする。

- （ア）災害の原因

- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 町が実施する情報収集・報告

町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防本部へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

〔資料編：資料7 災害即報関連〕

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集・伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 町は、罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、

正確を期する。

(5) 報告責任部局の選定

各課が県に行く被害情報等の報告先は、次に示す表の通りであり、報告の際は、同時に総務課にも報告することとする。

被害情報の種類	報告主管課	報告先
公共土木施設等関係	産業建設課	長生土木事務所
農林業施設等関係	産業建設課	長生農業事務所、北部林業事務所
商工施設等関係	産業建設課	商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育委員会 教育課	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	福祉課	長生保健所（長生健康福祉センター）
危険物施設等関係	総務課	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	福祉課	長生保健所（長生健康福祉センター）
し尿、一般廃棄物処理施設関係	税務住民課	環境生活部廃棄物指導課
水道施設関係	産業建設課	総合企画部水政課

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省 消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話：120-90-49103（地上系） 048-500-90-49103（衛星系）（消防庁応急対策室） FAX：120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（消防庁応急対策室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7527（消防庁応急対策室） FAX：03-5253-7537（消防庁応急対策室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（危機管理課） FAX：500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（危機管理課） ②一般加入電話 電話：043-223-2175（危機管理課） FAX：043-222-1127（危機管理課）
長生地域 振興事務所	①県防災行政無線 電話：507-721・723 FAX：507-722 ②一般加入電話 電話：0475-22-1711 FAX：0475-24-0459

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

総務省 消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話：120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室） FAX：120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（消防庁宿直室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7777（消防庁宿直室） FAX：03-5253-7553（消防庁宿直室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室） FAX：500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（県防災行政無線統制室） ②一般加入電話 電話：043-223-2178（県防災行政無線統制室） FAX：043-222-5219（県防災行政無線統制室）
長生地域 振興事務所	①県防災行政無線 電話：507-721・723 FAX：507-722 ②一般加入電話 電話：0475-22-1711 FAX：0475-24-0459

6. 災害時の広報

（1）広報活動要領

町、県、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県民だより等を活用して住民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課に広報を依頼する。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

- (ア) 水防、警備、救助及び防疫活動
- (イ) 通信、交通、土木等施設の応急対策活動
- (ウ) その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 町外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

総務課は、各課等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、町等が保有する次の媒体等を活用して広報を実施する。また、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。

ア 一般広報活動

- (ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報
- (イ) 広報むつざわ、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- (ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (エ) インターネット（町ホームページ、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリなど）を活用した広報
- (オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備、若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

■ 放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

エ 報道機関への報道要請

町が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、町が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき県を通じて要請する。

7. 広聴活動

(1) 相談窓口等の設置

住民等からの問合せに対応するため、必要に応じ専用電話・FAX、相談職員の配置など、実情に即した相談窓口等を設置するものとする。

(2) 相談窓口の対応

被災者等の問合せには、災害対策本部職員に加え、ボランティア数名により対応にあたるものとし、臨時専用電話・FAX をひいて問合せに対応するものとする。

(3) 被災者のニーズの把握

町は、応急対策や復旧対策に住民の意見を反映させるため、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1. 計画内容

災害に際し、危険地域の住民等を避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校・こども園、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2. 実施機関

(1) 避難情報等の権限

避難情報等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり、実施する。

ア 町長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（町長）（水防法第29条）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）（自衛隊法第94条）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校・こども園や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

3. 避難情報等

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、避難情報等を発令する。

ア 町長等の措置

町長等は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難情報等を発令するとともに知事へ報告する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき避難情報等の発令等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置

知事等は地震に伴う津波の襲来等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

■ 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■ 実施の責任者及び基準

区分 \ 事項	実施責任者	措 置	実施の基準
避難指示	町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き、若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	町長 (災害対策基本法第 60 条)	命を守るために最善と考えられる安全確保行動の呼びかけ	災害が発生し、急を要すると認められるとき。

(2) 避難情報等の発令の基準

地震の発生に伴う災害に関する避難情報等は、次の状況が認められるときを基準として、災害発生の可能性を総合的に判断し、発令する。

ただし、地震発生後の大雨等による避難情報等の発令の基準は、「第3編第3章第4節 避難計画」によるものとする。

■ 避難指示、緊急安全確保

種 別	条 件
避難指示	・地震により、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の発生のおそれがあり、著しく危険が切迫しているとき。 ・地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。 〔津波〕 ・大津波警報が発表されたとき。
緊急安全確保	避難指示時より条件が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 〔津波〕 ・状況により町長が必要と認めるとき。

(3) 避難情報等の内容

町長等は、避難情報等の発令を行う場合は、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- イ 避難先（避難場所の名称）
- ウ 避難経路（安全な方向、経路）
- エ 避難情報等の発令の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- オ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

(4) 避難情報等の措置と周知

避難情報等の発令をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、次の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

- (ア) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- (イ) 職員等による口頭伝達
- (ウ) 広報車
- (エ) サイレン又は警鐘
- (オ) インターネット（町ホームページ、緊急速報メール、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリなど）、ツイッター等のSNS
- (カ) 電話、FAX
- (キ) 報道機関
- (ク) その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、警察、町及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

ウ 避難場所への連絡

避難情報等の発令及び解除を行った者並びに自主避難を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

4. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあると認められ、住民の避難が必要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。警戒区域を設定する権限のあるものは、次表の通りである。

■ 警戒区域の設定・立入制限等の措置

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法 第63条 第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法 第63条 第2項	災害全般	上記の場合において ① 町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ② 町長が要求したとき	同上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第63条 第3項	災害全般	町長その他災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条 第1項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条 第2項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条 第1項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条 第2項・ 第3項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長	消防法 第23条 の2 第1項	ガス、火薬危険物の漏洩、飛散流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条 の2 第2項	ガス、火薬危険物の漏洩、飛散流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

(2) 警戒区域の設定が必要とされる地域等

ア 土砂災害危険地域

(ア) 崖崩れの危険のある斜面箇所

(イ) 宅地造成地崩壊危険箇所のある箇所

(ウ) その他町長が必要と認めた箇所

イ 地震水害危険区域

ウ 倒壊危険のある大規模建築物周辺

エ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

オ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

カ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難情報等の発令と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。

5. 避難の誘導

(1) 避難誘導の実施

ア 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

イ 避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

エ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した

名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。

(2) 避難の誘導者

ア 危険地域における避難誘導

町長が避難情報等の発令を行った場合、避難誘導は、住民対応班が警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

イ 学校・こども園等における避難誘導

学校・こども園、社会福祉施設については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。

(3) 住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

ア 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行う。

イ 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難する。

(ア) 携行品内容

- ・貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）
- ・手拭い、タオル、ちり紙、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品
（時間に余裕があるとき）
- ・3食程度の食料（パン、カップ麺、缶詰等）
- ・日用身の回り品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、下着、靴下等）
- *上記の品が入った非常持ち出し袋を常備し、避難の際携行する。

(4) 再避難の措置

誘導にあたる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

6. 避難所の開設、運営

避難場所に避難した避難者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、避難者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校・こども園、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校・こども園等の避難所については、学校・こども園施設の応急復旧マニュアル等の

周知を図り、学校・こども園職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

(2) 避難所の開設は、原則的には町長からの指示により住民対応班が施設管理者の協力を得て行う。

(3) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(4) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知する等、避難の円滑化に努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(5) 避難所を開設した際は、次の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。

■ 報告事項

- | |
|----------------|
| ① 開設した場所 |
| ② 開設した日時 |
| ③ 入所した人員 |
| ④ その他必要と思われる事項 |

(6) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」、町が策定した「睦沢町避難所運営マニュアル」等を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

学校・こども園にあつては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行う。

〔資料編：資料15 様式〕

(7) 町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(8) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、町職員や施設管理者、ボランティアの支援を行うものとする。

(9) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れる。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用す

る。

- (10) 町は、避難者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。
- (11) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の避難者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (12) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。
- (13) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。
また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (14) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (15) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (16) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (17) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (18) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7. 避難者の他地区への移送

- (1) 町の避難場所に避難者を収容できないとき、町長は、県に対し避難者の他市町村への移送について要請する。

- (2) 避難者の他市町村への移送を要請した町長は、職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- (3) 移送された避難者の避難所の運営は移送元の町が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。
- (4) 大規模災害により広域一時滞在、県外広域一時滞在が必要とされる場合において、県が大きな被害を受け、調整できない場合は、内閣総理大臣に代行を要請する。

8. 安否情報の提供

町及び県は、消防、警察等と協力して避難者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 津波避難計画

1. 基本的な考え

本町は海に直接は接していないが、海岸に近い区域という特性から、津波からの避難について知識を有していることが重要である。

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速に堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の2階以上に避難することが基本である。また、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

なお、避難所の開設及び避難情報等の基準等については、「第3節 地震・火災避難計画」によるものとする。

■ 津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

（資料：気象庁ホームページ）

2. 津波対策

（1）町の対応

ア 津波情報の入手

津波情報の入手は、「第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ 津波災害に対する応急活動体制

津波災害に対する応急活動体制は、「第1節 災害応急活動体制」によるものとする。

ウ 住民への広報等

津波災害に対する住民への広報等は、「第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

エ その他

河川管理者と連携して、河川、用排水路の状況を把握し、水門の閉鎖等必要な措置を講じる。

（2）避難場所の周知・理解

避難場所については、事前に、津波に耐えうる堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の位置を把握しておくとともに、一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校・こども園や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」とを、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

（3）徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避

難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。

(4) 住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ・ラジオ等から津波に関する情報を入手すること。

また、揺れを感じなくても、大津波警報又は津波警報等が発表されたときは、直ちに堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の2階以上に避難すること。

イ 津波に関する警報・情報や避難情報等から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、町防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動、若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2. 避難所の開設、要配慮者への対応

避難所の開設は、「第3節 地震・火災避難計画」による。

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- (1) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請

(3) 避難所における要配慮者支援への理解促進

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

3. 社会福祉施設等入所者に対する安全確保対策

災害時の社会福祉施設や老人保健施設入所者の安全は、各施設において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

ア 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。

イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、住民対応班を中心に職員を派遣する。

〔資料編：資料4 社会福祉施設等の情報〕

〔資料編：資料5 災害時における協定を締結している要配慮者利用施設の情報〕

(2) 搬送及び受入先の確保

ア 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。

イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

ア 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。

また、不足が生じた時は、町に対して応援を要請する。

イ 町は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

ア 施設管理者は災害により介護職員が不足する場合には、他の社会福祉施設及び町に対して介護職員の派遣を要請する。

イ 町は、施設管理者の要請に基づき、本部総務班により介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

住民対応班を中心に近隣住民（自主防災組織）ボランティア等の協力による巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

4. 在宅高齢者、障がい者に対する安全確保対策

平常時において、在宅介護が必要な高齢者、障がい者で避難所に避難できなかった者、又は被災し、避難できなかった高齢者、障がい者等の中で、避難施設への収容が望ましいと思われるものについては、避難所等へ収容する。

(1) 安否確認、救護活動

住民対応班、社会福祉協議会は、民生児童委員やホームヘルパー及び自主防災組織等の協力を得て、介護認定者名簿や介護サービス利用者名簿等を活用し、居宅にとり残された避難行動要支援者の安否確認、救護活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送手段として、消防団、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により避難所への搬送を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握、状況調査を行う。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

住民対応班は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

(5) 保健・福祉巡回サービス

住民対応班は、医師、民生児童委員、ホームヘルパー、保健婦などによる在宅ケアチームを編成し、巡回により要配慮者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

住民対応班は、災害発生後、速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5. 外国人に対する安全確保対策

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、また、語学ボランティアの派遣を要請するなど、外国人に対応した避難所運営に努める。

災害時に弱者となりやすい外国人に対しては、次の対策により、安全確保を行う。

(1) 外国人の避難誘導

住民対応班は、ボランティア等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導を行う。

(2) 安否確認・救護活動

住民対応班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否確認や救護活動を行う。

(3) 情報提供

住民対応班は、外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

6. 福祉避難所の設置

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

〔資料編：資料6 避難場所・避難所〕

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

7. 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等を把握し、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉

避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

8. 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び町は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1. 消防活動

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

また、大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合、消防本部は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。

(3) 活動の基本

ア 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

災害事象が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の災害事象を覚知した場合は、重要かつ被害拡大要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災を発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先した消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 長生郡市広域市町村圏組合消防団（第5支団）

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能、若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難情報等の発令がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

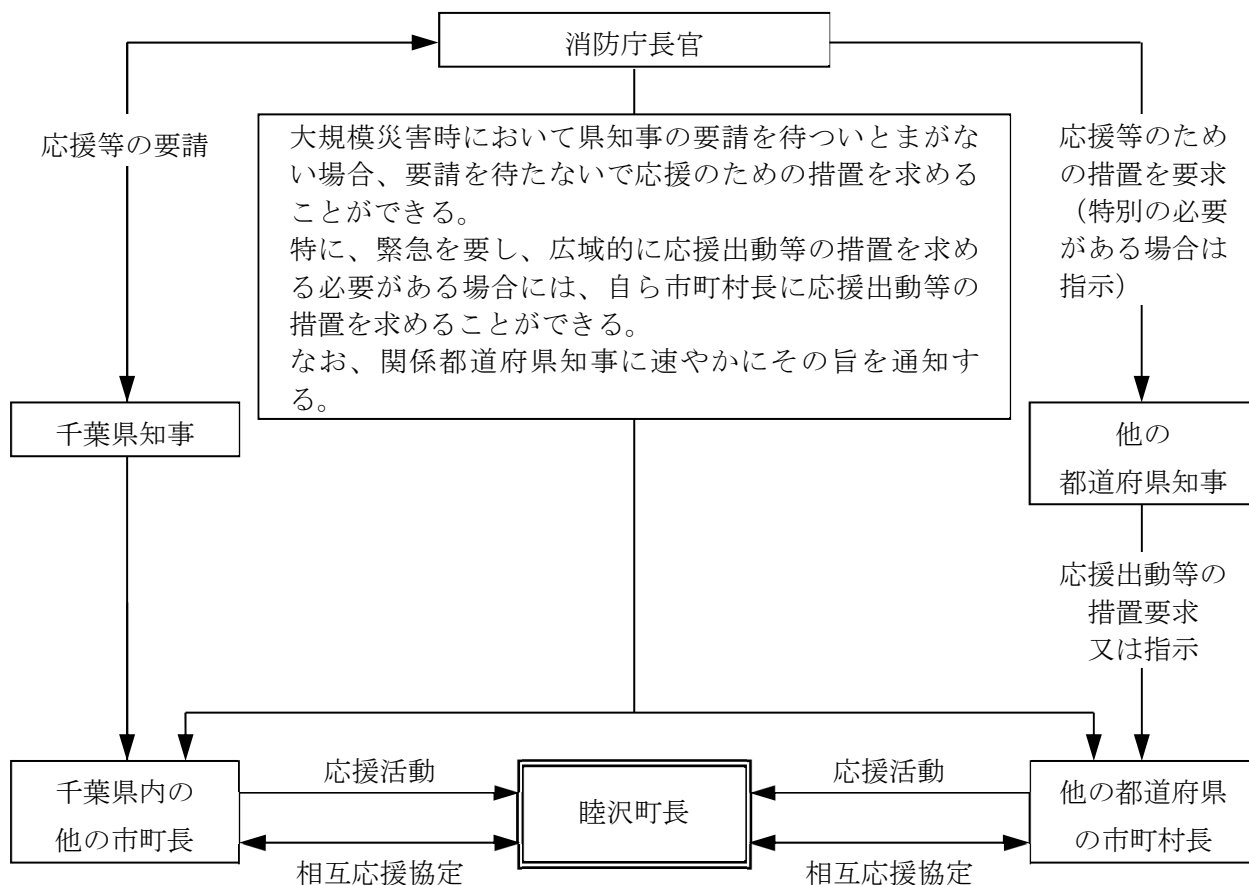
ウ 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに避難及び通報を行う。

(4) 消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長又は消防長は、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」の定めにより、迅速な消防相互応援を実施する。

■ 広域消防応援の要請フロー



2. 救助・救急活動

(1) 活動体制

消防本部、警察署、健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社千葉県支部、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力連絡体制を確保し、消防団員による救助活動、救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救護活動を実施する。

なお、発災直後における自主防災組織、自衛消防組織及び近隣相互の救助・救急活動やその後の防災救援ボランティア活動とも連携を図る。

(2) 消防本部の活動

ア 被害状況の把握・報告

佐貫分署は、119番通報、かけ込み通報、動員職員からの情報、自主防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

佐貫分署長は、災害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急活動

(ア) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- c 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送に際しては、町、消防本部、県等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。

(イ) 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班等と密接な連携を図り、救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織会等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 警察の活動

ア 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校・こども園等多数の多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関へ収容する。

(4) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3. 水防活動

(1) 町及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理者及び町長は、震度4以上の地震が発生した場合は、水防計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたって産業建設課及び消防本部は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報収集・伝達・報告」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

4. 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

■ 機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
町及び県	①高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 ②関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 ③連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	①必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 ②関係機関との情報連絡を行う。
ガス事業所	①ガスホルダーの受入、送金の停止又は調整を行う。 ②地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 ③ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

町、県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
 - エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (3) 危険物等輸送車両の応急対策
- 町、県及び消防本部は、危険物等輸送車両の応急対策として、次に掲げる措置を講じる。

■ 機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	①事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ③危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

5. 医療救護

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

- (ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。
- (エ) 上記(ア)(イ)(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入や広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。
また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受入とともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

エ 関係団体

- (ア) 町、県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 町は救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。
- (イ) 町の救護本部長は、必要に応じて、県の合同救護本部に支援や調整を求める。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次の通りとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況

- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

(ア) 情報の収集・提供

町は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- a 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- b 避難所、救護所の設置状況
- c 医薬品等医療資機材の需給状況
- d 医療施設、救護所等への交通状況
- e その他参考となる事項

(イ) 医療救護活動の実施者

- a 医療救護は、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合には知事が行う。ただし、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。
- b 本町の体制では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 医療救護班出動の要請

町長は、医療救護の必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合長生病院の救護班、茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

[資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書]

(エ) 救護所の設置

町長は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、救護所を設置する。被害の状況から、被災者にとって最も安全で交通便利と思われる場所を町長が選定する。

オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保

- (ア) 傷病者等の受入については、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入に努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町の救護本部又は県の合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町の救護本部又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された町の救護本部又は県の合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次の通りとする。

(ア) 町は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療救護班等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは町が、救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携の下に実施する。

(オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として次の通りとする。

(ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

ク 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

ケ 地域医療体制への支援

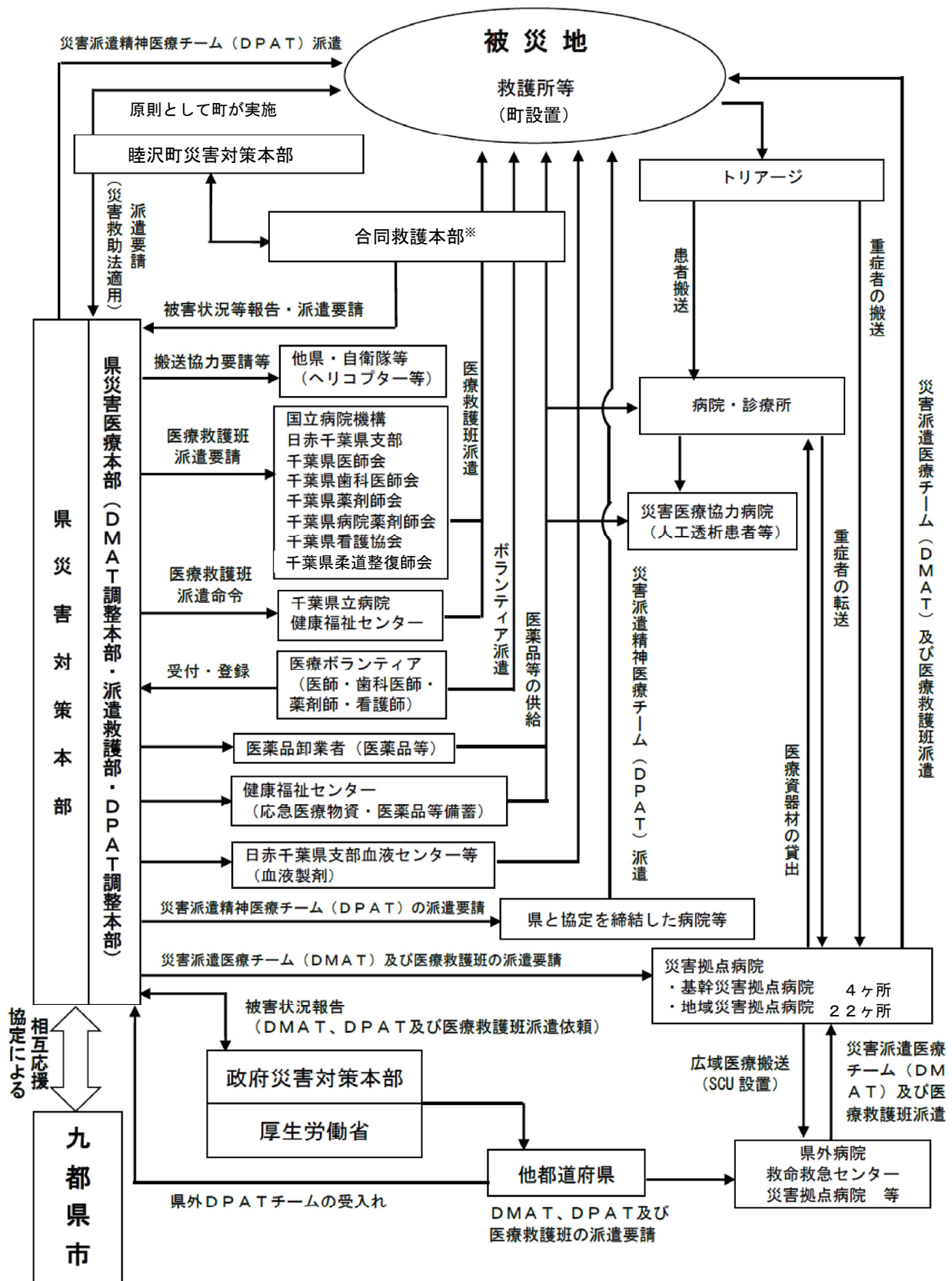
町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、町の救護本部又は県の合同救護本部の調整の下に、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、救助・救援活動にあたる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。なお消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

医療救護活動の体系図

医療救護活動の体系図



※長生保健所 (長生健康福祉センター) 所管区域単位で設置する合同救護本部

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 千葉県警察災害警備実施計画

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合

イ 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられた場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合

ウ 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合、内閣総理大臣の警戒宣言や東海地震予知情報が発せられた場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2. 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

ウ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条又は第 114 条の 3 の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（上記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる（災害対策基本法第 76 条の 3）。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令及び措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、上記（3）イの職務の執行について行う

ことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3. 交通規制の指針

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (4) 交通規制を実施するときは、道路交通法、若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。
- (5) 町管理道路において、車両の通行を禁止、若しくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察機関へ、警察機関にあっては町へ通知する。
- (6) 交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4. 緊急輸送

(1) 緊急輸送道路

災害発生時には、災害予防計画で掲げた災害時道路ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

ア 県指定緊急輸送道路2次路線

主要地方道茂原夷隅線

イ 近隣都市間を結ぶ幹線道路

県道南総一宮線、県道大多喜一宮線、県道夷隅瑞沢線、南総広域農道

ウ 町内の災害時連絡道路

町道佐貫縦貫線、町道妙楽寺地引線、町道杉山木曾谷線、町道下之郷野中線、町道下之郷寺崎線

エ その他避難場所に通ずる道路

(2) 被害状況の把握

産業建設課は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、町災害対策本部を通じて、長生土木事務所に速やかに調査結果を報告する。

(3) 緊急輸送の範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次の通りとする。

ア 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

イ 医療又は助産のための救護員

ウ 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

エ 被災者の救出及び救護のため必要な要員

オ その他町長が必要と認めたとき

(4) 緊急輸送の実施

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。

また、車両による輸送が困難な場合には、ヘリポートを確保して空輸する方法等により、輸送を行う。

(5) 輸送拠点等の確保

輸送拠点として定めている施設の被害状況を把握する。また、指定した輸送拠点が確保できない場合は代替地を確保する。

(6) 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ周知する。

(7) 車両等の調達

ア 本部総務班は、災害対策にあたり町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行うとともに、緊急通行車両の事前届出を進める。

イ 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町村の運送業者等から車両を調達する。

また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。

ウ 借上に要する費用は、町が当該運送業者等との団体、若しくは当該業者等と協議して定める。

エ 本部総務班は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借上車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

〔資料編：資料3 町有車両等の情報〕

(8) 車両等の配車

災害時における各班の所掌事務が、効率的に行われるように本部総務班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

5. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急交通車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(2) 上記(1)により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 上記(2)により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の全面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

〔資料編：資料15 様式〕

6. 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外を受けることができる。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、上記5 (1) が準用される。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。

7. 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

(2) 通行禁止区域などにおいては、次の措置をとること

- ア 車両を道路外の場合に置くこと
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

8. 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

9. 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

町長は、特に必要があると判断される場合は、道路管理者である県、国に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置をとることを要請する。

(4) 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、土木建築事業協同組合等の協力を得て、産業建設課が実施する。

また、啓開作業を行う時には、警察、消防本部及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援の要請を依頼する。

(5) 主要道路の啓開

産業建設課は、建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開も実施する。

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行う。

なお、町独自で対応不可能な場合等は、県への救援物資の供給支援要請を行うことを原則とするが、大規模災害時には、通信の途絶や機能の低下等により要請活動が困難になる場合も想定されるため、要請を待たずに物資供給が行われる、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資が供給されることも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1. 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む。）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施体制

ア 実施体制

（ア）飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

（イ）町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

（ウ）知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は、町独自で処理不可能な場合は、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

（2）飲料水供給の方法

応急給水は、次の方法により行う。なお、この場合飲料水の水源は長生郡市広域市町村圏組合水道浄水とする。また、役場及び八坂神社前駐車場の飲料水用耐震性貯水槽も利用する。

ア 応急給水所の設置による給水

イ 自動車等による機動給水

ウ 消火栓の利用による給水

エ 仮配管による給水

（3）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、医療施設等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(4) 飲料水の供給場所

飲料水の供給場所は、防災活動拠点及び地区活動拠点とする。

ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難所で飲料水の供給を行うものとする。

(5) 給水所の周知・広報

住民対応班は、本部総務班に被災地域の住民への給水所の設置の旨の広報・周知を要請する。

また、設定した地点には、「給水所」と大きく書いた看板等の掲示物を表示する。

(6) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

2. 食料の供給

(1) 実施体制

ア 実施体制

(ア) 食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

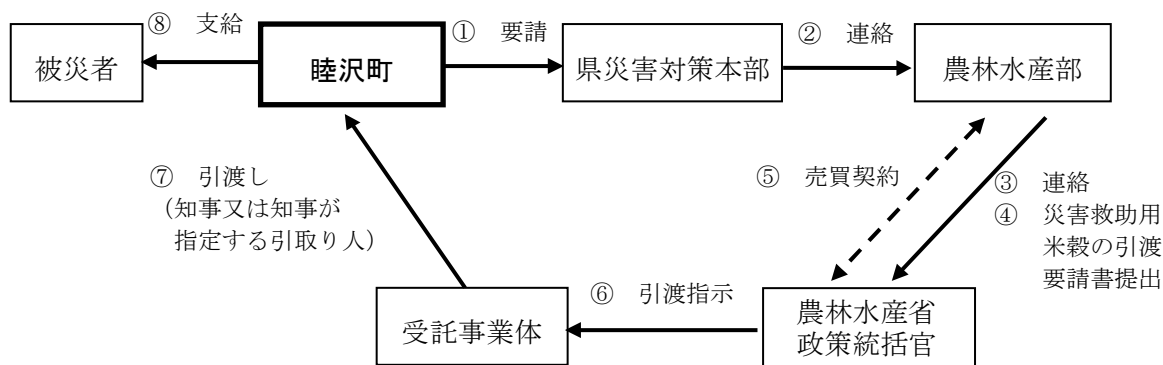
イ 町長は当該市町村限りで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 政府所有米の調達方法

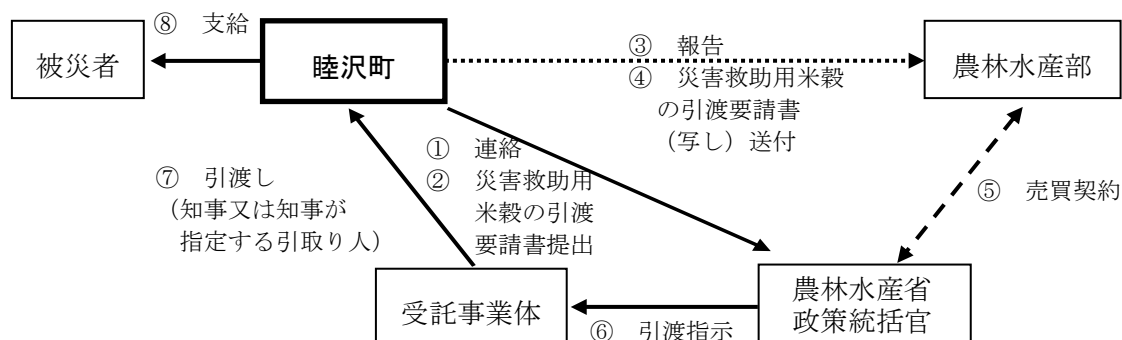
政府所有米の調達を要するときは、町長が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、調達する。

■ 食料の受渡し系統図

【I 町からの要請を受け、県が要請する場合】



【Ⅱ 町が直接要請した場合】



(3) 炊出しその他による食品供与の方法

ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。

イ 米穀による炊出し給与は、災害地の町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町における関係業者から調達し、これを充てる。

ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

3. 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失し又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するための計画とする。

(1) 衣料・生活必需品等の供給実施の決定

ア 実施体制

(ア) 実施体制

a 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

b 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

(イ) 町は、独自で処理不可能な場合は、近接市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

(ア) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者

(イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(2) 需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、住民対応班が、関係班等により収集した被災者情報から総括して行う。

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品調達の担当班

生活必需品の調達等は、住民対応班が行う。

イ 販売業者からの調達

生活必需品の供給を行うにあたり、必要な場合は販売業者から調達する。

ウ 県への要請

町自らでは供給不可能な場合は、町長は知事に調達を要請する。

(4) 生活必需品の輸送

住民対応班は、町において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、運送業者の協力を得て、避難所等の給付地へ輸送する。

また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで輸送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

町長が決定した生活必需品の集積地は次の通りとする。調達した生活必需品の集配は集積地において効率的に行うよう努める。

【生活必需品の集積場所】

・睦沢町総合体育館

・その他災害の状況に応じて安全かつ適切と町長が判断した場所

また、生活必需品の集積地では、住民対応班を中心とした町職員や自主防災組織の責任者やボランティア等を管理者として配置し、物品管理の万全を期する。

4. 企業等との協定

(1) 燃料

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、燃料取扱事業者と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

(2) 食料、生活必需品等

町においては、食料、生活必需品等の備蓄を進めているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、災害時における引渡しに関する協定を締結し、被災者等に供給できる体制を整備する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模な地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独で対応することが困難な事態が想定される。

このため、町及び各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1. 国・県に対する応援要請

(1) 国に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、県職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

また、町は、災害等発生時において県より派遣される情報連絡員を通じて、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を県と共有する。

(3) 県による応急措置の代行

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

2. 市町村間の相互応援

(1) 町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

(3) 町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

3. 応急対策職員派遣制度の活用

町は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメント

の支援にあたる総括支援チームの派遣や災害対応業務の支援にあたる対口支援チームの派遣を県に要請する。

※災害マネジメント総括支援員災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者と災害マネジメント支援員避難所運営業務や罹災証明書の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

4. 町の受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

5. 県広域防災拠点開設等への協力

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入等を円滑に行う計画である。

町内では、睦沢町総合運動公園が広域防災拠点として指定されているため、県が広域防災拠点を設置した場合、町はこれらの拠点と連携して広域応援等の受入を円滑に行う。

6. 消防機関の応援

町長又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

7. 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援

町長は、町の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、県を通じて応援要請を行う。

8. 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体に応援要請を行う。

9. 資料の提供及び交換

- (1) 町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 町長は、災害応急対策に必要な職員の応援・受援措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

10. 経費の負担

国、県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)

11. 民間団体等との協定等の締結

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

12. 海外からの支援受入

町及び消防本部は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合、町の意向を含めて県及び国との調整を行い、その受入と活動の支援に努める。

13. 広域避難

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入に係る手続を円滑に行うよう努める。

(1) 町外への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続等

(ア) 県内市町村間における広域避難者

町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入について、他の市町村長に協議する。

また、必要に応じ、県に対し広域避難の受入先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

(イ) 県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に対し受入先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

イ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、広域避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(2) 町内への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続等

(ア) 県内市町村間における広域避難者の受入

他市町村から、被災者の受入について協議を受けたときは、同時被災など受入を行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

また、必要に応じ、県に対し広域避難の受入についての支援等を要請する。

(イ) 都道府県域を越える広域避難の受入

県より他の都道府県からの広域避難者の受入協議を受けたときは、同時被災など受入を行うことが困難な場合を除き、当該被災者の受入に努めるものとする。

また、県に対し広域避難の受入についての支援等を要請する。

イ 避難者情報の提供

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

ウ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

〔資料編：資料 11 関連条例〕

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、災害派遣要請の要求を行う。

1. 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合には、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、町長が自衛隊へ通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

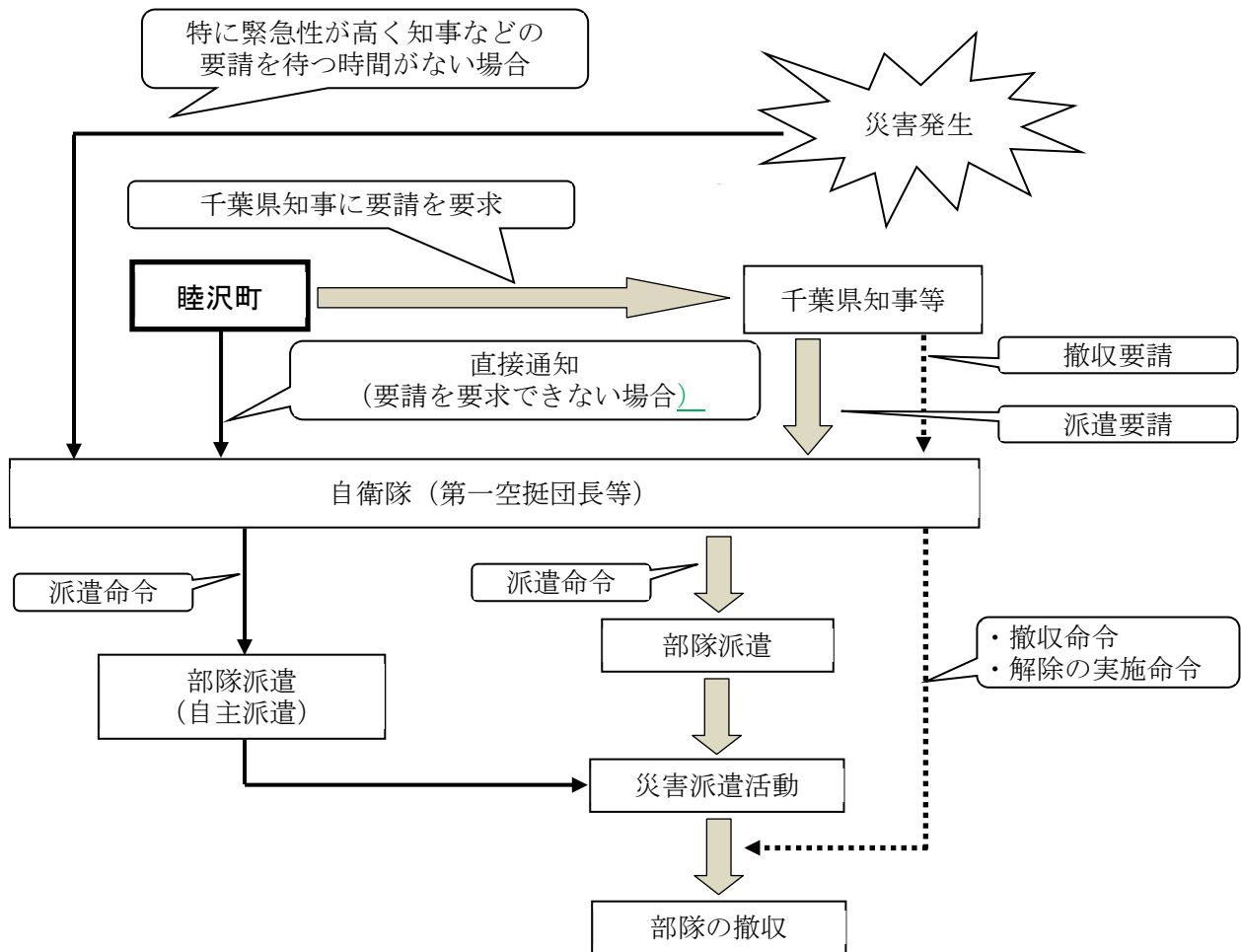
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

■ 要請から派遣、撤収までの流れ



2. 知事への災害派遣の要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。
- (2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

〔資料編：資料13 自衛隊災害派遣関連〕

- (3) 突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

〔資料編：資料13 自衛隊災害派遣関連〕

3. 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

町長は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

災害対策本部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

(4) 連絡所における調整組織の構築

県が自衛隊に対する要望に対応するため、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築した際において、町は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、互助体制の早期確立に努める。

4. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

(2) 作業計画の作成及び資材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請にあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通知する。

■ 災害派遣部隊の受入場所

睦沢町総合運動公園多目的広場

〔第2章第11節参照 ヘリコプター離着場予定地〕

(4) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊を活動場所へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画などについて協議調整の上、必要な措置を行う。

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難情報等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路、若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5. 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請依頼は、町長が知事に対し文書をもって依頼する。

〔資料編：資料 13 自衛隊災害派遣関連〕

6. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議し定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校・こども園等における児童・生徒・園児の安全の確保に努めるとともに、学校・こども園等が被災した場合でも早期授業・保育再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒・園児に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1. 児童・生徒・園児の安全確保

(1) 情報等の伝達・報告

ア 災害情報の伝達

町長は、災害が発生した場合には、学校長・園長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。学校長・園長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、速やかに職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童・生徒・園児への伝達にあたっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。

イ 災害情報の報告

学校長・園長は、児童・生徒・園児及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町及びその他関係機関に報告する。

(2) 児童・生徒・園児等の避難等

ア 避難の指示

学校長・園長は的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

イ 避難誘導

学校長・園長及び教職員は、児童・生徒・園児の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

ウ 下校時の危険防止

学校長・園長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒・園児に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。

エ 校内保護

学校長・園長は、災害の状況により児童・生徒・園児を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

オ 保健衛生

学校長・園長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒・園児の保健衛生について必要な措置を行う。

(3) 休校・休園措置

学校長・園長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、必要に応じ臨時休校・休園等適切な措置をとる。

2. 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校・こども園は、東日本大震災の教訓を生かし、学校・こども園と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

（2）事前準備

- ア 校長は、学校・こども園の立地条件などを考慮した上、学校・こども園安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長・園長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - （ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
 - （イ）児童・生徒・園児等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者の連絡方法を検討する。
 - （ウ）町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - （エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（3）災害時の体制

- 学校・こども園はそれぞれ作成した学校・こども園安全計画及び県の「学校における地震防災マニュアル」を活用し、児童・生徒・園児の安全確保を第一とした防災体制を確立する。
- ア 校長・園長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
 - イ 校長・園長は、災害の規模並びに児童・生徒・園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
 - ウ 校長・園長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、町教育委員会に報告する。
 - エ 校長・園長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校・こども園の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
 - オ 校長・園長は、準備した学校・こども園安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
 - カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

（4）災害復旧時の体制

- ア 校長・園長は、教職員を掌握するとともに校舎・園舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校・こども園の校長・園長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長・園長は、学校・こども園が災害により校舎・園舎等の一部損壊や、避難所等に学校・こども園を提供することなどにより、児童・生徒・園児の一部又は全部が学校・こども園を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校・こども園に対して、授業・保育再開に向けての必要な指導をするとともに、学校・こども園が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業・保育再開を支援する。

3. 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

ア 教材・学用品の給与は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町長は、町独自で処理不可能な場合は、県教育委員会の応援を得て実施する。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒・園児等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生が徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4. 授業料の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童・生徒・園児等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

5. 学校給食の実施

町は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ県に指導、助言を要請する。
また、学校給食に関する物資が不足した場合は、物資等の調達について県に要請する。

6. 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ア 町は、文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。
- イ 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

- ア 町は、必要に応じて、県の文化財担当職員に、応急措置等の指導・助言及び復旧計画の策定への必要な指導・助言などの支援を要請する。
- イ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、町等が協力し、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
記念物については、町等が協力し、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、町防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2. 企業、学校・こども園など関係機関における施設内待機

企業及び学校・こども園など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒・園児及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒・園児を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設等における利用者保護

大規模集客施設等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して、町防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

ア 町は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

イ 町は必要に応じて町内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

ウ 町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6. 徒歩帰宅支援

(1) 町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページ、緊急速報メールなどを活用し提供する。

(2) 町や関係機関と連携して、町防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7. 帰宅困難者の搬送

障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1. 保健活動

(1) 要配慮者の健康状況等の把握

町及び長生保健所（長生健康福祉センター）は、災害発生時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

町は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

(3) 二次健康被害の予防

町及び長生保健所（長生健康福祉センター）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

町及び長生保健所（長生健康福祉センター）は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を長生保健所（長生健康福祉センター）に報告する。

(5) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

町は、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、県に対し災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

2. 飲料水の安全確保

町は長生保健所（長生健康福祉センター）と連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3. 防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫班を編成し、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行い、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに長生保健所（長生健康福祉センター）に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

町は長生保健所（長生健康福祉センター）と連携し、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 報告

町は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生保健所（長生健康福祉センター）に報告する。

4. 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施体制

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、死体の搜索及び埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

エ 町独自で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

オ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確

保は、町・県が場所の選定を行う。

〔資料編：資料15 様式〕

(2) 検案医師等の出動要請

ア 警察における計画を除き、町長は、検案医師等について、必要に応じて医療機関等に出動を命じるとともに、医師会、歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 町外から町に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。

ただし、引きとる暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が死体の処理を行う。

c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号 外国国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年 国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

(イ) 埋葬の方法

a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) 警察における計画

ア 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察署長は、町長と緊密に連絡し、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

ウ 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

5. 動物対策

町は長生保健所（長生健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

6. 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみ・廃棄物の排出が予想されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理

町は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び長生郡市災害廃棄物処理計画（以下「郡市計画」という。）に基づき、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、町長が実施する。

（イ）町は、災害等による大量の廃棄物が発生し、長生広域市町村圏事務組合では対応不可能な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県及び他市町村等と相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（ウ）町は、必要に応じて、災害廃棄物処理に関する技術的な助言等を県に求める。

イ 廃棄物の収集と処理

（ア）組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を

置き、被害状況を把握し、長生広域市町村圏事務組合、県、他の市町村等、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として長生広域市町村圏事務組合の最終処分場で適正に処分する。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む。）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

原則として郡市計画で想定した災害廃棄物発生量に基づき、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、郡市計画で想定した仮置場必要面積に基づき、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や合併浄化槽の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、郡市計画に定める仮設トイレの必要基数の推計方法に基づき、町では民間業者の協力を求める等事前に検討しておく。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

町は長生広域市町村圏事務組合と連携して、住民やNPO・ボランティア等に対し、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図る。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、浚渫する。

ウ 住宅関係障害物の除去

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。
- b 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。
- d 町独自で処理不可能な場合は、隣接市町村等、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、監視体制を整備するとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

町は、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定実施関連団体との連携に努める。

1. 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の供与は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

(エ) 町独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

〔資料編：資料8 応急仮設住宅建設用候補地〕

(イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難であ

る程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

(エ) 町独自で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(3) 建設資材の確保

ア 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、

(ア) 一般社団法人プレハブ建築協会

(イ) 一般社団法人千葉県建設業協会

(ウ) 一般社団法人全国木造建設事業協会の斡旋する業者等を通じて確保する。

イ 災害応急復旧用材の確保

町は、災害復旧用の資材が不足した場合は、県に供給調整を要請する。

(4) 町営住宅の斡旋

町営住宅の空家戸数を常に把握し、台帳等を常に整備しておき、災害時に空家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋するものとする。その場合は要配慮者や高齢者・こども等の同居世帯を優先とする。

2. 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の実施が極めて重要である。

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 応急危険度判定体制の整備

町は、県や被災建築物応急危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

実施にあたっては、住家被害調査担当部局と応急危険度判定部局の情報共有に努める。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災建築物応急危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入体制の整備

判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

3. 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 実施体制の整備

町は、県や被災宅地危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

実施にあたっては、住家被害調査担当部局と応急危険度判定部局の情報共有に努める。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災宅地危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入体制の整備

判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

4. 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5. 罹災証明書の交付体制の確立

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、被災者台帳を整備し、早期に罹災証明書を税務住民課にて交付するものとする。なお、火災による罹災証明書の発行は、消防本部で行う。

(1) 町は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

(2) 町は、被災時において災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(3) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 町独自で対応不可能な場合は、県、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1. 水道施設

震災時において、町は長生郡市広域市町村圏組合水道部と連携し、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、町及び長生郡市広域市町村圏組合水道部のみで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(1) 震災時の活動体制

長生郡市広域市町村圏組合水道部は、地震が発生した場合、必要に応じて次のような手順で応急措置を講じる。

- ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- イ 併せて指定水道工事店に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- ウ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- エ 速やかに住民への広報を行う。

(2) 応急復旧

ア 復旧の優先順位

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

- (ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- (イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生 の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

オ 記録及び報告

復旧作業にあたっては、復旧状況の記録のため、写真撮影を行い、調書に所要事項を記載す

る。

(3) 住民への広報

広報は、町災害対策本部の協力を得て応急対策の進捗に合わせて実施する。

ア 地震発生直後は、できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するために行う。

イ 応急対策開始時は、円滑な応急対策の実施を図るために行う。

ウ 応急対策の進捗に伴う広報は、応急対策の実施状況や、復旧見込み等を発表し、当機関の活動への住民の理解と協力を得るため行う。

2. 電気施設

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を千葉総支社に、また支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行う。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動態勢を確立する。

3. ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、防災対策を実施する。

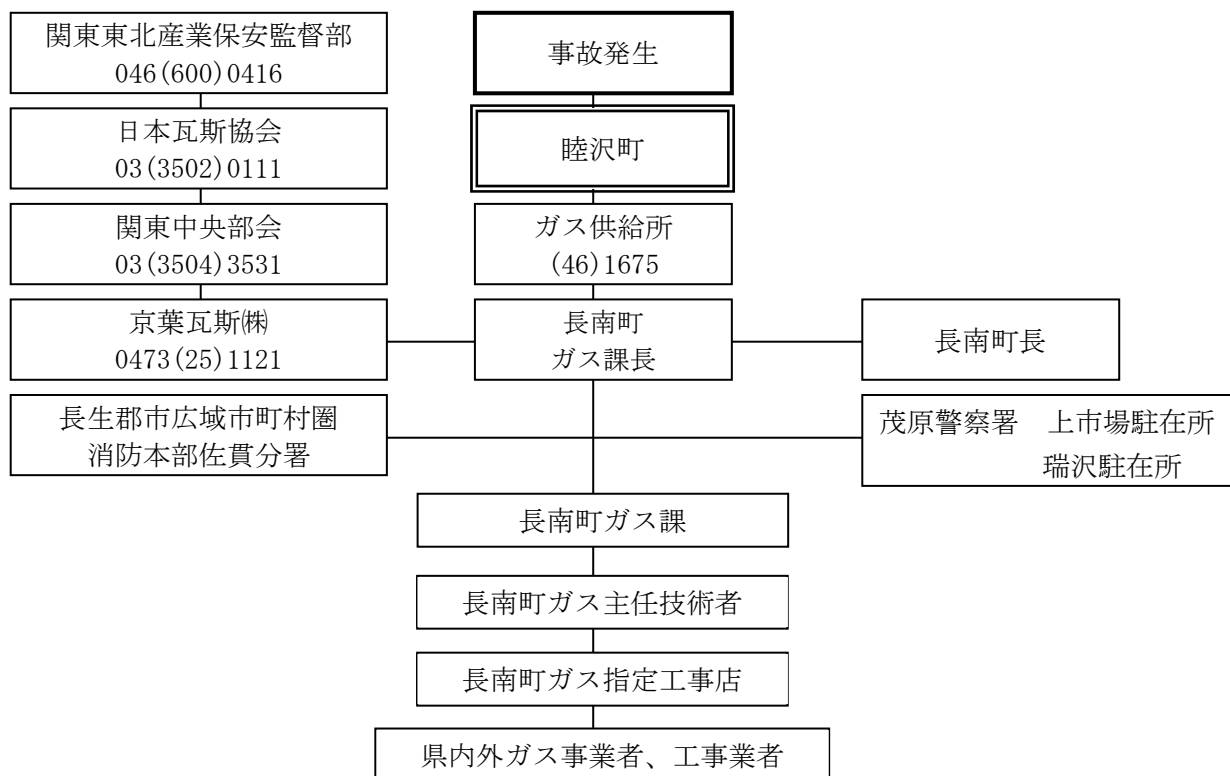
(1) 実施体制

ガス施設の応急対策は、長南町ガス課が実施する。

(2) 実施計画

出動体制は、別図事項連絡系統により報告を受けたガス課長がこれを行い（不在のときは副主幹）、機を失せず拡大の防止、安全の確保に努め、連絡、広報、その他必要と認める緊急措置の指示、連絡、報告を行い事後の処理の円滑な遂行に期するものとする。

■ 緊急連絡表（動員連絡系統）



4. 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱千葉事業部

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(2) ㈱NTTドコモ

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(3) KDDI㈱

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

(4) ソフトバンク㈱

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡をとりながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(5) 日本郵便㈱

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便

の開設等機宜の応急措置を講ずる。

5. 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

6. 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 実施体制

道路・橋梁施設が被害を受けた場合、原則として、当該施設の管理者が復旧活動を実施する。町が管理する道路の応急対策は、防災活動班が行う。応急復旧にあたっては、道路管理者間及び関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。

また、地震等による道路施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、町又は警察等に通報する。

(2) 町の実施計画

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

ア 被害調査

防災活動班は、早急にパトロール等を実施し、町内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、下記の内容を速やかに県に報告する。

(ア) 路線名

(イ) 箇所

(ウ) 拡大の有無

(エ) う回路線の有無

イ 道路の確保

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(ア) 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋梁等に被害が発生した時は、防災活動班は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期すものとする。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期すものとする。

(イ) 応急復旧

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施するものとする。

(ウ) 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合及び県道と交通上密接である町道については、必要に応じて、県、関係機関、団体、地域住民の協力の下に実施するための応援要請を行う。

7. その他の公共施設

地震が発生した場合、河川施設等、農業用施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関と協力し、災害活動を実施するとともに応急措置を行う。

(1) 河川施設等応急対策

ア 実施体制

町の河川管理施設の応急対策は防災活動班を実施責任者とし、被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急工事等を実施する。

イ 実施計画

(ア) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

a 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

b 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

c 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(イ) 住民への周知

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施するものとする。

(ウ) 資機材の調達

重機による水防活動が必要な場合において、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。

[資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書]

(エ) 応援要請

町は、災害が発生した場合において、町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要するなど、その維持が町のみでは対応不可能な場合は、県又は国に応援要請を行う。

(2) 農業用施設の応急復旧

ア 実施体制

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、防災活動班が被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急復旧に努める。

イ 実施計画

(ア) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については用水組合等受益者が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(エ) 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂のとり除き等を行い交通の確保を図る。

第16節 ボランティアの協力

大規模地震時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

町災害ボランティアセンターは睦沢町社会福祉協議会が運営することとし、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、睦沢町社会福祉協議会、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

1. 町災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、睦沢町社会福祉協議会に運営を委託する。

〔資料編：資料10 災害時における関係機関との協定・覚書〕

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動は次の通りとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次の通りとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び睦沢町社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

- ア 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。
- イ 毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。
- ウ 「千葉県県民活動推進計画」に基づき「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。
- エ 睦沢町防災基本条例に定める毎月25日の「町民防災の日」を中心に、「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、住民の理解と意識向上を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、町災害ボランティアセンターは、インターネットやSNS、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び近隣市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町災害ボランティアセンター、町、県災害ボランティアセンター及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 町災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受入れたボランティアは、町内のボランティアの需要状況を基に派遣する。

また、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町災害ボランティアセンター、県災害防災ボランティアセンターに派遣要請を行う。

(2) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(3) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、町、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

(4) 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町内を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6. ボランティアの受入体制

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターと連絡、調整し、福祉ボランティアや一般ボランティアなどの受入や支援活動を行うものとする。

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。また、必要に応じて町が対応する。

(2) 町災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

町は、むつざわ福祉交流センターを町災害ボランティアセンターの活動拠点として提供する。

(3) 活動費用の負担

ア ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受入れる町が負担する。

イ 町社会福祉協議会は、ボランティアが活動に必要とする資機材について備蓄に努める。

ウ 町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、睦沢町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7. 新型コロナウイルス感染症等対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」(令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD))、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」(令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会)の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

8. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要であるため、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

1. 被災者に関する支援の情報の提供等

- (1) 町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。
- (2) 町は被災者台帳を作成する際において、必要に応じ、県が実施した支援における被災者に関する情報等の提供を要請する。
- (3) 町は県及び国と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。
- (4) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (5) 町は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備に努める。

2. 災害弔慰金・災害見舞金

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

- (ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給遺族

- (ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (イ) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

エ 支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合：500万円

(イ) その他の者が死亡した場合：250 万円

オ 費用負担

国 1/2 県 1/4 町 1/4

(2) 災害障害見舞金

自然災害により住民が負傷し又は疾病にかかり、治ったときに以下に示す程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

(ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給者

上記イにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢、ひじ関節以上切断等）を受けた者

エ 支給額

(ア) 生計維持者：250 万円

(イ) その他の者が死亡した場合：125 万円

オ 費用負担

国 1/2 県 1/4 町 1/4

3. 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町

村にあっては2世帯以上)における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。
ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金の支給申請

支給申請は町に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

ア 申請窓口

睦沢町総務課

イ 申請時の添付書面

（ア）基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

（イ）加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

ウ 申請期間

（ア）基礎支援金：災害発生日から13月以内

（イ）加算支援金：災害発生日から37月以内

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から町への補助方式：補助率10/10）

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

4. 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、必要に応じ、県に指導・支援を要請する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

町は、県及び関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

5. 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

(ア) 自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が、次の所得制限未満の世帯の世帯主

(イ) 1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

ただし、住居が滅失した場合は、前年所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合	150万円
(イ) 家財の1/3以上の損害	250万円
(ウ) 住居の半壊	270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

(エ) 住居の全壊	350万円

- イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合
 - (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
 - (イ) 住居の半壊 170万円
 - ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円
 - (ウ) 住居の全壊（（エ）を除く。） 250万円
 - ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
 - (エ) 住居の全体が滅失、若しくは流失 350万円
- (3) 貸付条件
 - ア 貸付期間
10年（据置期間を含む。）
 - イ 据置期間
3年（特別な場合5年）
 - ウ 利子
年3%（据置期間中は無利子）
 - エ 保証人
連帯保証人になること
- (4) 償還方法
年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
- (5) 申込み先
睦沢町福祉課

〔資料編：資料11 関連条例〕

6. 生活福祉資金の貸付

- (1) 貸付対象
低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額
一世帯150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間
6ヶ月以内
 - イ 償還期間
据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - (ア) 保証人有り
無利子
 - (イ) 保証人無し

年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

(4) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法

官公署が発行する被災証明書を添付し、民生児童委員を通じ、睦沢町社会福祉協議会に申し込む。

7. 租税の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は町税条例の規定により、町税等の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

(1) 国税、地方税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期限の延長、国税・県税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(2) 町税等の徴収猶予及び減免等

町長は、町条例等の規定に基づき次の措置を実施する。

ア 災害等による期限の延長 …… 町税条例第18条の2

イ 町民税の減免 …… 町税条例第51条第1項第2号

ウ 固定資産税の減免 …… 町税条例第71条第1項第3号

エ 国民健康保険税の減免 …… 町国民健康保険税条例 第24条第1項第2号

オ 介護保険料の減免 …… 町介護保険条例第9条第1項第1号及び第2号

8. 被災者の生活相談

被災者の自立復興を支援するため、被災者のための相談所を役場庁舎内に設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

9. 雇用の維持に向けた支援

(1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

(2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

10. 義援金

町は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、町・県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、義援金募集团体、県と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、義援物資については「第3章第8節3. 衣料・生活必需品等供給計画」による。

(1) 実施体制

住民対応班は、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。なお、災害対策本部が解散した後の措置は、総務課が引き継いで行うものとする。

(2) 義援金品の募集及び受付

住民対応班は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口を税務住民課に設置し、義援金品の募集及び受付を実施するとともに、県及び義援金募集团体等から送付された義援金等、様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

(3) 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、住民対応班が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受け払い帳簿を作成する。義援品については、一時保管場所を定め、保管する。

(4) 義援金品の配分方法

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を町長が決定する。

なお、本部解散後は、町長が決定する。

11. その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便（株）	災害救助法が発動された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の通り、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。 - 郵便関係 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 - 災害時における窓口業務の維持 （株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労 働 局	- 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。 - 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、茂原公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 - 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 - 巡回職業相談の実施 - 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

12. 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。（※内容は、千葉県地域防災計画（令和2年度第2回修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って支給等を行う。）

（1）市町村認定枠

ア 融資対象者

（ア）激甚災害により被害を受けた者

（イ）中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者：8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金：10年以内、運転資金：7年以内

オ 融資利率

年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

（2）一般枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者：8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金：10年以内、運転資金：7年以内

オ 融資利率

年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

（3）激甚災害枠

ア 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者：8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金：10年以内、運転資金：7年以内

オ 融資利率

年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

（4）高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は災害による被害を受けた施設を復旧するにあたって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の 90%以内

13. 農林業者への融資

令和2年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500 万円 (600 万円) ・漁具の購入 5,000 万円 ・上記以外 200 万円 (250 万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000 万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500 万円 ・漁業を営む法人 2,000 万円 ・漁具の購入 5,000 万円 ※（ ）内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成 10 年の適用例 0.6%)	原則 6 年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則 5 年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成 10 年の適用例 0.6%)	原則 5 年以内

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家 畜・家さんの購 入等原則5年以 内)
県単農業災害資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定(標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定(標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:6年以内(据置2年以内))
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定(標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定(標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:6年以内(据置2年以内))
(株)日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年 (据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	漁業基盤整備資金	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
	農林漁業施設 資金 (主務大臣指定 施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設あたり300万円 (特認600万円、漁船1,000万円～11億円) 又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

※上表は、千葉県地域防災計画（令和2年度第2回修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

14. 医療費負担の減免、保険料の減免

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じる。

このため、被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う。

1. 河川

河川管理者は、管理する施設が被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次の通りである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2. 林地荒廃防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設管理者は、林地荒廃防止施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

3. 津波災害廃棄物処理

津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

町は長生広域市町村圏事務組合と連携して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、必要に応じて迅速な災害廃棄物処理について、県に支援を要請するものとする。

災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の生活関連施設、農林業用施設、また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1. 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ 施設の耐震化を図る。

ウ 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。

エ 町の計画的復興に伴う、施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2. 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

3. ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

4. 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)による復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

■ 重要通信を確保する機関の順位

順 位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

＊上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）等

5. 農林施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次の通りである。

ア 用水施設

（ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業用生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

（ア）堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次の通りである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6. 公共土木施設

（1）道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路附属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

（2）河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次の通りである。

ア 河川管理施設

（ア）堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の決壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 砂防設備

（ア）砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

（エ）天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

ウ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内的急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1. 激甚災害に関する調査

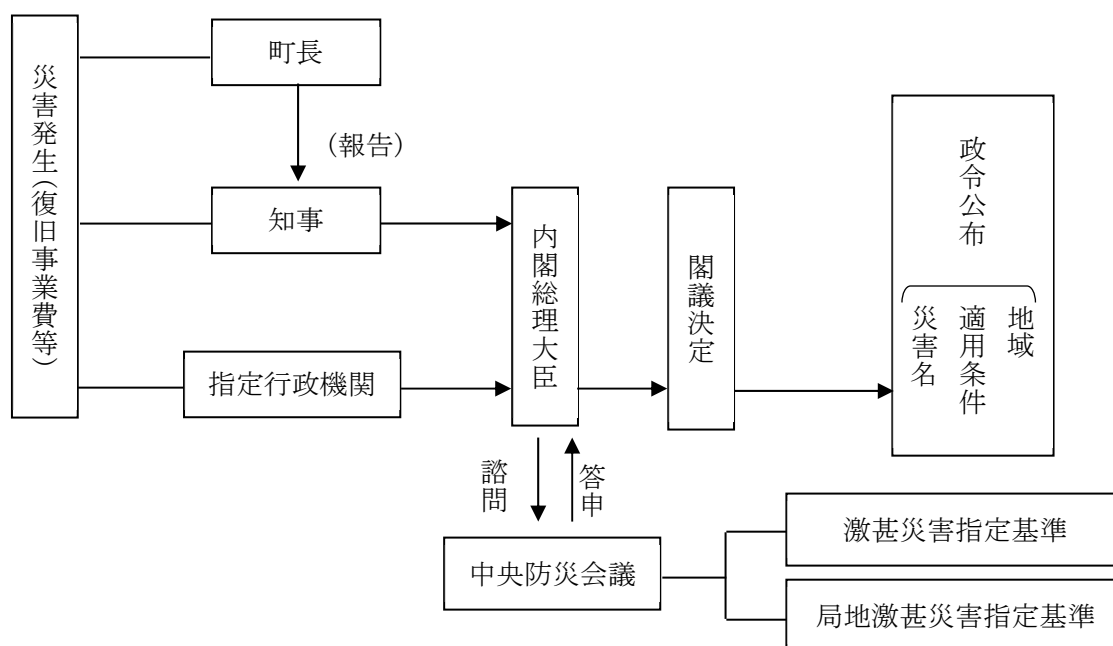
知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2. 特別財政援助額の交付手続き等

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

■ 激甚災害指定の流れ



第5節 災害復興

町は、壊滅的な被害を受けた場合、原型の復旧に加え、再度被害を被らないように被害発生防止を考慮した空間整備を実施し、必要な施設の新設や単なる復旧ではなく、将来に向け地域活性化させる「復興」までを視野に入れた改良復旧を行い、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1. 体制の整備

町は、住民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、復旧・復興本部を設置する。

2. 災害からの復興に関する基本的な考え方

町などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、町、県、国は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3. 想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、地域の特性や被害の状況に応じた復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 町の復興

壊滅的な被害を受けた町の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を

促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4. 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校・こども園における災害発生時の児童・生徒・園児等に対する支援の充実

(4) 農林業の再生と発展

- ア 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 地産農林産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進

- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上水道施設等ライフラインの機能強化

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、「第1編 総則」及び「第2編 地震・津波編」によるものとする。

2. 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

（2）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

（5）時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

また、法第10条第1項の規定により、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本町は、推進地域及び特別強化地域いずれも該当しないが、隣接する、いすみ市、一宮町、長生村が推進地域に指定されているため、南海トラフ地震の発生に備えて本章を掲載する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、「第1編第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

1. 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

2. 広域応援の要請

町は、応急措置の実施について町独自で処理不可能な場合は、県、国、近隣市町村、その他の関係機関の応援を要請する。

応援要請に関する事項は、「第2編第3章第9節 広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、「第2編第3章第10節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3. 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、「第2編第3章第12節 帰宅困難者等対策」を準用する。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

町は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。
津波防護施設等の整備については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」を準用する。

また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制については「第2編第3章第6節2. 救助・救急活動」を準用する。

2. 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、「第2編第3章第4節 津波避難計画」を準用する。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」を準用する。

3. 避難対策等

住民等の自主的な避難行動については、「第2編第2章第2節 津波災害予防対策」及び「同編第3章第4節 津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、「第2編第3章第3節 地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、「第2編第3章第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、「第2編第2章第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

4. 消防本部等の活動

(1) 町は、消防本部及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 町は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

- ア 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により収集する。
- イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、町が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

(3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

5. ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業体は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を

軽減するための措置をとるものとする。

なお、町の水道については、「第2編第3章第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、「第2編第3章第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、町及び県と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6. 交通

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

7. 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、社会福祉施設、学校・こども園等の管理上の措置は次の通りとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに「第10節 南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達にあたっては、町の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

- (イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消火用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入力するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 学校・こども園等
 - a 学校・こども園等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
 - b 学校・こども園等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- (イ) 社会福祉施設
 - 重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1) アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8. 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、第1配備体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備、若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、「第2編第3章第1節 災害応急

活動体制」によるものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 町は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ 町が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。

また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、「第2編第3章第1節 災害応急活動体制」によるものとする。

エ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

イ 町は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、「第2編第2章第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び「同編第3章第5節 要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行う。

ウ 町は、地域住民等からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

エ 町は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達及び報告等については、「第2編第3章

第2節 情報収集・伝達体制」により行う。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、「本節 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、「本節 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(ア) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

(イ) 住民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、「第2編第2章第2節 津波災害予防対策」及び「同編第3章第4節 津波避難計画」によるものとする。

イ 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、「第2編第3章第3節 地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、「同章第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(6) 関係機関のとるべき措置

ア 消防本部等の活動

町等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」、「同章第4節 津波避難計画」及び「同章第3節 地震・火災避難計画」によるものとする。

イ 警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、「第2編第3章第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

ウ 水道

町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

エ 交通

(ア) 道路

a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等

に努めるものとする。

b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。

c 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにする。この場合における周知については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

オ 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（ア）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

（イ）町は、河川施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

（ウ）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

カ 町が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は「本章第10節2（2）」に準ずるものとする。

（7）関係者との連携協力の確保

滞留旅客等に対する措置

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については「第2編第3章第12節 帰宅困難者対策」によるものとする。

イ 町以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、町が実施する活動との連携体制等の措置については、「本章第10節2（2）」に準ずるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 町は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよ

う留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ 町が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、第1配備体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備、若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、「第2編第3章第1節 災害応急活動体制」によるものとする。

キ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

（3）災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとる。

（4）町のとるべき措置

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、「第2編第3章第2節 情報収集・伝達体制」及び「同章第4節 津波避難計画」によるものとする。

イ 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

町は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

(6) 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

(7) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

(8) 医療機関、社会福祉施設、学校・こども園等

休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校・こども園、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

(9) ため池

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

(10) 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

(11) 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

(12) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(13) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第8節 防災訓練計画

町は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、県及び防災関係機関が実施する大規模な地震・津波を想定した防災訓練に協力・参加するものとする。

防災訓練については、「第2編第2章第1節 防災意識の向上」及び「同章第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町、県及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、「第2編第2章第1節 防災意識の向上」及び「同章第2節 津波災害予防対策」によるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

1. 町の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第10節 南海トラフ地震防災対策計画

町内の事業者について、南海トラフ地震に備えた自主的な対策計画の作成に努める。

また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

- (2) 個別の計画において定める事項

- ア 病院、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
 - (イ) 顧客等の避難のための措置
 - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置
- イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
- ウ 学校・こども園、社会福祉施設を管理する者
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- エ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
「本章第5節5」に準ずるものとする。

2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

- ア 各計画において共通して定める事項
南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

- ア 各計画において共通して定める事項
(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

(ア) 病院、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- a 病院等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。
- b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。
- c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

- a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。
- b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。
- c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

(ウ) 学校・こども園、社会福祉施設を管理・運営する者

- a 小・中学校、こども園等にあつては、児童・生徒・園児等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校・こども園の置かれている状況等に応じ、児童・生徒・園児等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
- b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
- c 学校・こども園、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

(オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a 水道

水道事業については、「本章第6節2（6）ウ」に準ずるものとする。

b 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

c ガス

（a）ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

（b）ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

d 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

e 放送

（a）放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。

（b）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供にあたっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

（ア）災害応急対策をとるべき期間等

（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等

（ウ）関係機関のとるべき措置

3. 防災訓練に関する事項

4. 地震防災上必要な教育及び広報

第6章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節 総 則

本章は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

1. 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2. 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「本編第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧計画」で対処する。

3. 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次の通りである。

- (1) 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

4. 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第2節 防災機関の業務

県、町及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次の通りである。

1. 県

機 関 名	業 務 大 綱
総務部	1 庁舎等の施設防災対策に関すること 2 私立学校の指導に関すること
総合企画部	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3 飲料水の供給指導に関すること
防災危機管理部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4 通信その他施設整備に関すること 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること
健康福祉部	1 被災者の医療の確保に関すること 2 被災者の健康の維持に関すること 3 被災者の生活衛生の確保に関すること 4 被災者の福祉の確保に関すること
環境生活部	1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること 2 環境大気及び公共用水域の監視に関すること 3 地質環境保全及び監視に関すること
商工労働部	1 物資の確保及び調達に関すること 2 商工業者、商工団体に対する指導に関すること 3 金融機関の業務確保に関すること 4 職業訓練施設の保全に関すること
農林水産部	1 農業施設の保全に関すること 2 農業金融の指導に関すること 3 非常食料の確保に関すること 4 農林業団体に対する指導に関すること 5 林地、治山施設の保全に関すること 6 漁業金融の指導に関すること 7 漁業団体に対する指導に関すること 8 農林水産部所属船舶の保全に関すること 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること 10 漁業無線による通信手段の確保に関すること 11 漁業漁港施設の保全に関すること
県土整備部	1 道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防に関すること 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4 港湾施設の保全に関すること 5 土木資材の確保に関すること 6 県営住宅の保全に関すること 7 建築物の防災に関すること 8 宅地の防災に関すること 9 下水道施設の保全に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
出納局	災害経費に関すること
水道局	1 県営水道施設の保全に関すること 2 飲料水の供給、確保に関すること
企業庁	1 県営水道施設の保全に関すること 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること 3 工業用水道施設の保全に関すること 4 工業用水の供給、確保に関すること 5 造成土地管理事業施設の保全に関すること
病院局	1 県立病院の保全に関すること 2 医療救護に関すること
教育庁	1 文教施設の保全に関すること 2 公立学校の児童・生徒・園児等の保護安全に関すること 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること 4 文化財の保護に関すること
警察本部	1 警備本部の設置、運営に関すること 2 各種情報の収集、伝達に関すること 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4 交通の混乱等の防止に関すること

2. 睦沢町

機 関 名	業 務 大 綱
睦沢町	1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る予防、応急対策に関すること 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること 5 広報、教育、防災訓練に関すること 6 消防、水防対策に関すること 7 町が管理又は運営する施設対策に関すること 8 例外措置としての住民避難に関すること

3. 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	1 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関すること 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関東農政局	1 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること 2 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること 3 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
関東森林管理局	1 国有林野の保全に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
関東経済産業局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山に関する災害の防止、及び災害時の応急対策に関する事
関東運輸局	1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事
関東地方整備局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関する事 2 河川施設、道路施設の保全に関する事 3 緊急輸送の確保助言に関する事
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する事 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関する事
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

4. 自 衛 隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊 第1空挺団	1 県との連絡・調整に関する事 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事

5. 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話(株)	電報、電話等の通信の確保に関する事
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ (株)	電話等の通信の確保に関する事
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関する事 2 こころのケアに関する事 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4 血液製剤の供給に関する事 5 義援金の受付及び配分に関する事 6 その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
日本通運(株)千葉支店	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド(株)	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事

6. 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
一般社団法人 千葉県LPガス協会	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関する事 2 医師会医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関する事 2 人員の緊急輸送の確保に関する事
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関する事
(株)ニッポン放送 千葉テレビ放送(株) (株)ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事

第3節 事前の措置

第1 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために平常時から防災体制の整備促進を図る。
特に緊急的に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	担当	業務内容
情報伝達手段の整備	総務課	(1) 県防災行政無線等の整備 町は、非常時において、地震情報等を迅速に収集・伝達するため、県防災行政無線、県防災情報システム、J-A L E R T、Lアラート等の整備を行う。 (2) 町防災行政無線の整備 町は、住民等に対し地震情報等を迅速に伝達するため、町防災行政無線の整備を行う。 (3) 他の通信施設の利用 町は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）を図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川等の対策	産業建設課	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 役場庁舎、学校・こども園、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 (2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。 (4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。
道路・河川・地すべり等の対策	産業建設課	(1) 施設等の点検整備 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 (2) 地すべり等危険地域の把握 町及び県は、地すべりの危険地域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。
食料確保の計画化	産業建設課	(災害応急食料の計画) (1) 発災時における応急食料の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受ける。

区分	担当	業務内容
		(2) 政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておく。
学校・こども園・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	町教育委員会	(小・中学校に対する指導事項) (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	福祉課・健康保険課	(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項) (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (社会福祉施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保
町税の対応措置	税務住民課	(1) 警戒宣言発令による混乱が発生し、町税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 (2) 警戒宣言発令中において町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。

第2 事業所等に対する指導及び協力要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、関係事業者の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、次の事項について指導及び協力要請するものである。

1. 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
総務課	(1) 本計画に基づき町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程にさだめるよう消防本部に指導を要請する。 ア 対象事業所 消防法第8条第1項、若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所 イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の手扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の手扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防設備等の点検、手扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔指導方法〕 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種の集会 (エ) 消防行政執行時、その他 (2) 高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。）を県へ要請する。 ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ （一社）千葉県LPガス協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。 (3) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導を県へ要請する。

機 関 名	指 導 事 項 等
	ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防本部と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
長生保健所（長生健康福祉センター）	警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して、次により指導を行う。 （１）施設等の緊急点検、巡回 （２）充填作業、移し換え作業等の自粛 （３）施設の損壊防止措置

2. 生活関連事業所に対する指導・要請

（１）食料品、生活物資等を扱う事業所

機 関 名	指 導 事 項 等
産業建設課	（１）生鮮食品の安定供給を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。 （２）食料品及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。 （３）これらの指導、要請については県の指示に基づき行う。

（２）金融機関

機 関 名	指 導 事 項 等
会計課	警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 （１）金融機関の業務対応 ア 警戒宣言が発令された場合においても原則として、平常通り営業を継続する。 イ 強化地域内に所在する金融機関向けの内国為替、手形交換為替業務の取扱いについては停止する。 （２）金融機関の防災体制の確立 ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。 （３）顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。 イ 警戒宣言の発令に伴い、金融機関のとるべき業務対応については、平常時より周知徹底を図る。 （４）住民に対する指導 警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。

第3 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1. 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 町における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次の通りである。なお、広報の実施にあたっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステムなど
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本町域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり対策について

(ウ) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、主に広報むつざわ等の印刷物によるほか、町ホームページ等を通じて実施する。

2. 教育

(1) 職員に対する教育

町は、警戒宣言が発令された場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童・生徒・園児等に対する教育

教育委員会は、学校・こども園等の児童・生徒・園児等に対し、東海地震を含む地震全般について正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次の通り実施する。

ア 教育内容

- (ア) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 地震・津波に関する情報の活用
- (ウ) 地震・津波に対する備えについての理解

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校・こども園行事の中で取扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導にあたって、地域、学校・こども園の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む地震全般に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校・こども園行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒・園児等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4 地震防災訓練

1. 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

2. 住民、事業所が実施する訓練

町、各防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第2 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置の準備をする等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

1. 災害対策本部設置準備

第2 配備体制をとるとともに、警戒宣言が発令された場合に備えて災害対策本部設置の準備をする。

2. 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、他市町村、各防災機関との連絡調整の準備をする。

第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

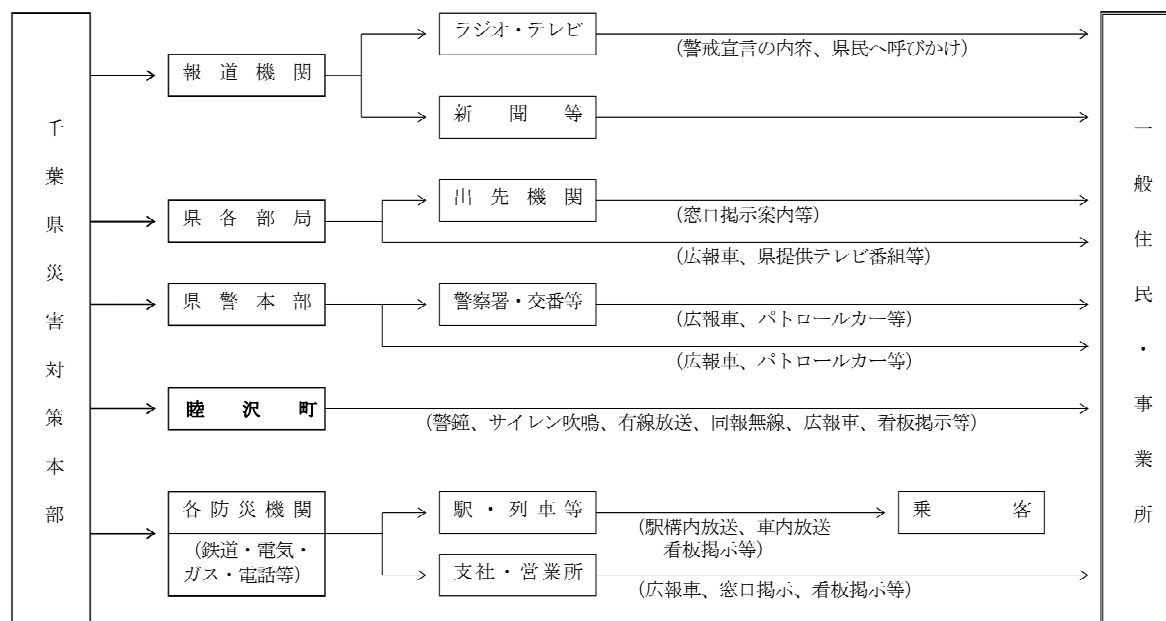
町内において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災行政無線、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等によって必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

イ 一般住民、事業所に対する伝達

一般住民、事業所に対しては、消防署（団）の協力を得て、サイレン、警鐘、防災行政無線、緊急速報メール、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

■ 一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段

一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



（2）伝達体制

ア 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体にに関して、直ちにその旨を伝達する。

イ 一般住民に対しては、消防署及び消防団の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

■ 警鐘・サイレン

警鐘	
サイレン	
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次の通りとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本町への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、町の所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 報道機関への発表

災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3 水防・消防等対策

1. 町

町及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) 津波浸水想定地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2. 水防管理団体（町）

町は水防管理団体として、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防本部と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

3. 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行う。

第4 交通対策

1. 道路管理者のとり措

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第5 上水道、電気、ガス、通信等対策

1. 上水道対策

町は長生郡市広域市町村圏組合水道部と連携し、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常通りの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、災害発生に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 要員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定工事店等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

災害発生に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づいて直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、災害発生後においても、薬品在庫の確保に

努める。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次の通り広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

(イ) 災害発生に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

a 飲料水の汲み置き

ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

b 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

(ウ) 災害発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

イ 広報手段

(ア) 広報車による広報

(イ) 水道工事店の店頭掲示等

(ウ) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼

(エ) 防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等による広報等

2. 電気対策

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

イ 資機材の確保

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

イ 通信網の確保

ウ 応急安全措置

エ 広報

3. ガス対策

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

応急措置対策の実施に向けて、人員の確保、緊急用工具・資機材及び車両の点検準備を行う。

(3) 施設の保安装置

無線、電話等の連絡網を確認するとともに、ガス供給施設等の施設の巡視、点検を行う。

また、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合せに対応できる受付体制を整える。

4. 通信対策

東日本電信電話（株）千葉事業部、（株）NTTドコモ千葉支店、KDDI（株）、ソフトバンク（株）は、警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、災害応急対策を進める。

第6 学校・こども園、病院、社会福祉施設対策

1. 学校・こども園対策

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒・園児等の安全を確保するとともに、学校・こども園施設の保全を図るため、次の通り対処する。

(1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、睦沢町地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2) 児童・生徒・園児等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童・生徒・園児等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

(3) 学校・こども園に残留し、保護する児童・生徒・園児等（上記ア・イ以外の者）については、氏名等を把握し、職員の職務内容に従って対処する。

(4) 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。

(5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校・休園とする。

(6) 校長・園長は、校舎・園舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎・園舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2. 病院対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、次の事項を基本方針とした医療体制を確保するよう医療機関に要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常通り行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3. 社会福祉施設対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設等で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、収容者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認
- (5) 要保護者の引取り方法及び引取りがない場合の措置
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第7 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難情報等の発令を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1. 警戒宣言時の措置

(1) 避難情報等の発令

町長は、消防署（団）等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難情報等の発令を行う。

(2) 避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食・給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2. 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校・こども園、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難情報等の発令体制の確立

防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等による避難情報等の発令体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第8 救護救援・防疫対策・保健活動

1. 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次の通りである。

ア (公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会

(ア) 発災に備え連絡体制を確保する。

(イ) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

2. 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次の通り推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織等の準備に関すること

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3. 保健活動

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次の通り推進する。

(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

町及び長生保健所（長生健康福祉センター）は連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

(2) 体制整備

町及び長生保健所（長生健康福祉センター）は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第9 その他の対策

1. 食料、医薬品等の確保対策

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり食料調達及び医薬品確保体制の確認をするとともに、食料及び医薬品の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

2. 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

町は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

「第2編第3章第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 関係団体による協力

町のみでは対応不可能な場合は、県、（一社）千葉県トラック協会その他の関係機関の応援を得て実施する。

3. 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する中央公民館、社会教育施設、社会体育施設、公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛する。

（1）教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。

各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

（2）産業建設課

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。

各施設においては利用者に協力を呼びかける。

4. 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次の通りとする。

（1）警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

（2）警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5. その他（特定動物の逸走防止）

町は長生保健所（長生健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと連携し、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次の通りである。

（1）「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

（2）動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6節 住民等のとるべき措置と対応

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、（１）壁に割れ目が入る（２）墓石・石どうろうが倒れる（３）煙突・石垣などが破損する（４）軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする（５）ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

町、県、国をはじめ防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	（１）家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 （２）家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 （３）火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に、可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 （４）消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 （５）非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。（1人1日分の飲料水約2～3ℓ） イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）と日頃の買い置きなどを合せて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など (10) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防本部（署）、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (12) 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自家用車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町の防災信号（サイレン、半鐘）、防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、町、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重い物をおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづける。

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、町、消防本部等防災関係機関に対する電話による問合せは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 児童・生徒・園児や要配慮者の安全を確認する。 ア 児童・生徒・園児や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童・生徒・園児が登園、登校している場合は定められた園、学校・こども園との打ち合せ事項に対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンボンベの点検を指導する。 (5) 防災資器材の整備をする。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整理しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。 (4) 防災資器材等を確認する。 (5) 児童・生徒・園児や要配慮者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない町内会組織等にあつては、町内会組織等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め防災計画を作成し、対応を図るものとする。 防災計画作成上の留意事項は、次によるものとする。 (1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ウ 従業員の安否確認方法 エ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練 災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危害防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 防災資器材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）事業所においては住民生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する (7) 不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第 3 編 風水害等編

第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 風水害等対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次の通りである。

- (1) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

風水害による災害の発生は想定を超えることも多く、ハード対策に依存した防災対策には限界がある。

したがって、今後想定すべき災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかななくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の活用と、災害発生や避難に関する情報などの連絡体制の充実を図るなど、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

- (2) 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

全国各地において、集中豪雨や台風等による風水害等が多く発生している。本町付近においては、平成8年9月の台風により発生した一宮水系の河川氾濫など、被害が発生している。

このため、過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- (3) 早期対応が実施できる計画であること。

気象関連情報等の精度向上により、災害に繋がるような状況の事前情報が充実しつつある。住民においても、防災意識の高まりにより、気象情報等を様々な手段により把握し、自らの判断で避難を開始することもある。

これらの状況を踏まえ、災害の発生が予想される状況となった場合には、現に災害が発生していない段階であっても、被害を軽減するために早期の体制を整え、災害対応が開始できる計画とすることが重要である。

第2節 町域の保全

本町は、房総半島の中央部よりわずか東南に位置し、地形は東に向かい西からなだらかな斜面をなし、標高は2～168mで、町のほぼ中央部を瑞沢川・長楽寺川・埴生川が流れ、町の北東部で一宮川に合流し太平洋に注いでいる。

一宮川水系では、平成8年9月の台風により発生した河川の氾濫を契機に、河川改修等が行われ、瑞沢川、長楽寺川の一部を除いてはほぼ完了している。

しかしながら、市街化の進展、住民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1. 治水

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害が発生する原因となっている。ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなることから、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を推進し、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

このため、町内河川の未改修部分の整備について、引き続き関係機関に要望していくものとする。

2. 治山

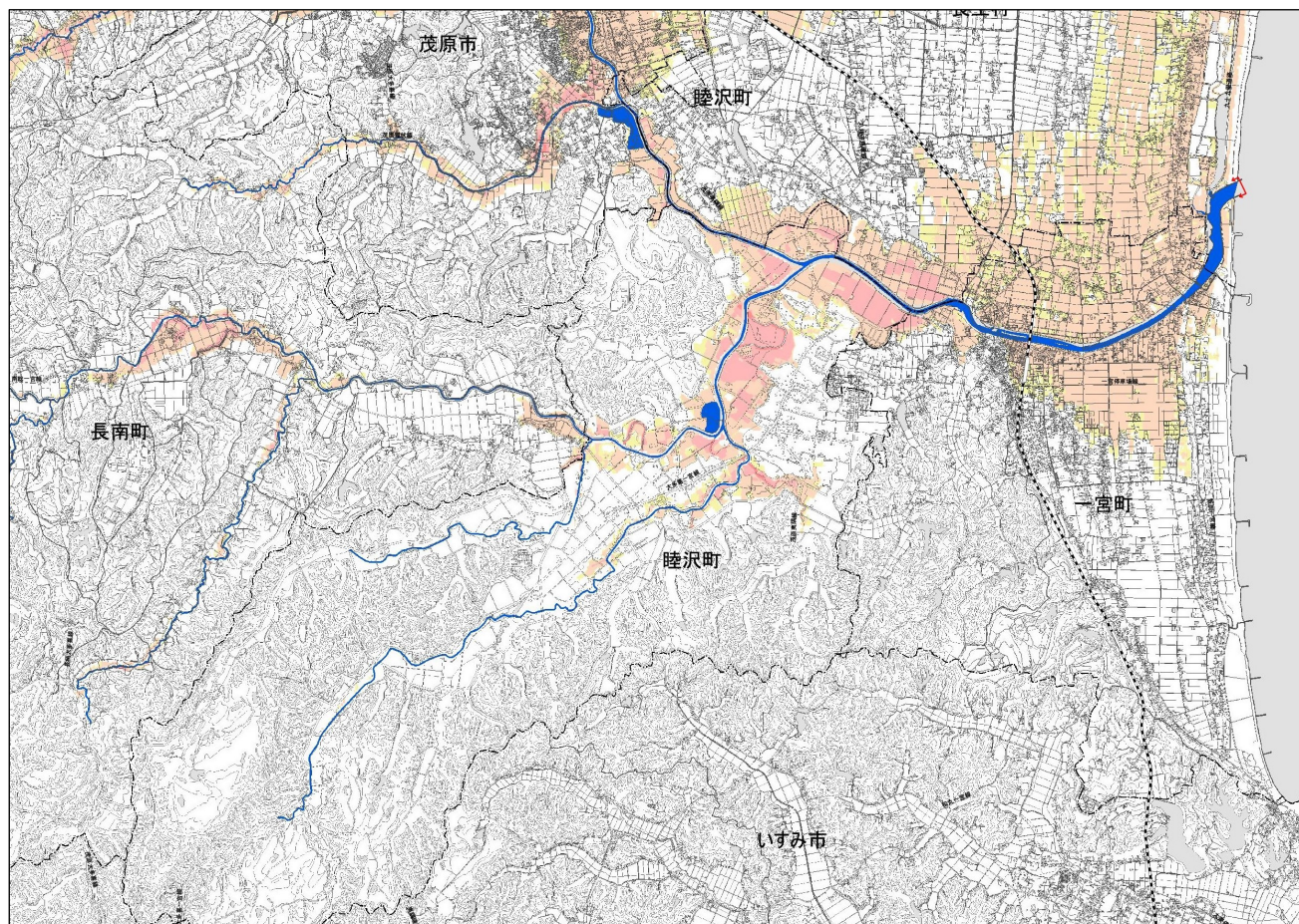
本町の土砂災害の危険箇所は、谷戸等土地が入り組んでいる斜面に多く、町内に点在している。土砂崩壊は、斜面がある一定の起伏量比であれば、地質・土質に関係なく降雨の大きさによってはどこでも全て崩壊の危険があることになる。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

第3節 浸水被害の想定

千葉県では、一級河川で県知事が管理している河川及び二級河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。このうち、本町にかかる河川として、一宮川の浸水想定区域が公表されている。

■ 一宮川水系一宮川 洪水浸水想定区域図（最大規模）



凡 例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 10.0 ～ 20.0m未満の区域
- 5.0 ～ 10.0m未満の区域
- 3.0 ～ 5.0m未満の区域
- 0.5 ～ 3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

洪水浸水想定区域の指定の
対象となる水位周知河川

市町村界

(資料：千葉県 洪水浸水想定区域図：一宮川（令和元年12月23日更新）)

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1. 防災教育

「第2編第2章第1節1. 防災教育」を準用する。

2. 過去の災害教訓の伝承

「第2編第2章第1節2. 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

3. 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、概ね次の通りである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 避難情報等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

- (カ) 避難予定場所と経路等
- (キ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ク) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、町によるハザードマップの活用を周知促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「睦沢町地域防災計画」の要旨の公表は、睦沢町防災会議が睦沢町地域防災計画を作成し、又は修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

イ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、広報むつざわ、電話帳（NTTハローページ）等に、防災知識に関する事項を掲載する。

ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童・生徒・園児等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校・こども園においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒・園児等への防災教育の充実を図る。

オ インターネットの活用

町ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

カ 専門家の活用

町は、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道にあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4. 自主防災体制の強化

「第2編第2章第1節4. 自主防災体制の強化」を準用する。

5. 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ各個別訓練を次の通り実施する。

実施にあたっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして改善に努める。

(1) 水防訓練

水防管理団体である町は、町の水防に関するに基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して近隣の水防管理団体と連合し、又は県と連合する等関係団体が実施する訓練に参加する。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施にあたり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

町及び消防本部は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

町その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校・こども園、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加し、防災計画の習熟や技能の向上等を図る。

第2節 水害予防計画

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策を推進する。

1. 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

2. 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

このため、治山・砂防事業は、崩壊や崩落のおそれがある地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

3. 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ 50mm の雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水など

の災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

(3) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムของ放流などを行い、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

イ 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものはとりかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

(4) 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

4. 河川改修等に関する治水事業

河川施設の破堤による被害は、宅地や工場用地、農地等に浸水被害をもたらす要因である。特に本町は、一宮川と瑞沢川との合流点となっているため、台風期の浸水被害が多い。

河川改修工事が逐次行われているが、宅地開発等の環境変化に伴い、被害が増大する傾向にある。

(1) 町内の河川

町内には、二級河川（県管理河川）の一宮水系一宮川・瑞沢川・埴生川・長楽寺川及びその他河川がある。

また、県管理河川の重要水防区域に指定されている河川区域は、次表の通りである。

■ 重要水防区域

級種別	河川名	危険箇所地名
二級	一宮川	茂原市下永吉（澤尻橋）～睦沢町寺崎
二級	瑞沢川	長柄町刑部（新川橋）～茂原市下永吉（澤尻）

（2）河川の改修

一宮川水系では、県の河川改修事業により河川改修等が行われ、瑞沢川、長楽寺川の一部を除いてはほぼ完了しており、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展などに起因する水害の発生がいまだ見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまうことや町の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 護岸施設、排水施設、樋門等については老朽度点検・維持管理を行うとともに、県に対し、瑞沢川、長楽寺川の計画的整備を要請する。

イ 雨水地下浸透施設の整備促進、遊水池等の整備を含む総合治水対策を推進する。

ウ 度々冠水する地域については家屋等の移転・河川断面の拡大を含む被害防止対策等を検討する。

エ 内水排除施設の整備に努める。

オ 町は、町長が管理を行う準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要するなど、その工事が町のみでは対応不可能な場合は、県又は国に支援要請を行う。

5. 浸水想定区域等の把握・周知

（1）浸水想定区域等の調査

一宮水系は、千葉県より浸水想定区域図が示されている。その他の河川については、町は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

ア 浸水想定区域等に基づいたハザードマップの活用

町は、浸水情報や避難場所等を記載したハザードマップについて、地域住民への公表・周知を図り、水害時の人的被害の防止、啓発活動などに活用する。

イ 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

埴生川や瑞沢川の流域に広がる沖積低地は、累積沈下量 200mm、若しくは平均満潮面以下の区域として内水による危険区域と決定されており、毎年の水準測量調査結果により見直すこととなっている。

（2）ハザードマップの更新

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、

県の浸水実績図や浸水想定区域図を基礎資料とする、ハザードマップの更新を適宜行う。

(3) 浸水想定区域指定外の中小河川対策

町長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供・助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

6. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内の、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対し、浸水、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

また、町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該施設の利用者の浸水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するよう指導するものとする。

■ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地	管理者	連絡先	備考
睦沢小学校	睦沢町小滝 450-1	町教育委員会	0475-44-0009	
睦沢町 農村環境改善センター	睦沢町下之郷 1666-1	町健康保険課	0475-44-2506	
特別養護老人ホーム 睦沢園	睦沢町川島 1458-1	社会福祉法人 恵洋会	0475-44-2525	

7. 道路災害による事故防止

(1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により、落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第 46 条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路交通規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

8. 気象、河川流量等の観測

次の雨量、河川水位の観測データ等を把握し、水防対策に資する。

■ 千葉県水防テレメーター観測所

種類	河川名	観測所名	位 置	備考
雨量観測所	－	上之郷	睦沢町上之郷 1654-1	
水位観測所	瑞沢川	寺崎	睦沢町大字寺崎下羽相沢 833-1	
	一宮川	金田	睦沢町川島字磨流 1372-2	
	瑞沢川	調節池（内）	睦沢町大谷木 606	
	瑞沢川	調節池（外）	睦沢町大谷木 606	

9. 電力・通信施設水害防止対策

電力・通信施設の水害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

第3節 土砂災害予防計画

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）等に基づいた対策に努めるものとする。

1. 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り次の手続を推進する。

（1）土砂災害警戒区域等の公表

町及び県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

（2）基礎調査の推進

町は、県の実施する土砂災害に関する基礎調査の実施に協力する。

（3）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

（4）土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 町は、土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対

して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

町は、県の実施する地すべりに関する緊急調査の実施に協力する。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域、若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する町長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2. 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等を発令する。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

また、町は、これらについて、必要に応じて銚子地方気象台、県等に助言を求める。

ウ 町は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内の、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対し、浸水、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

また、町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該施設の利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するよう指導するものとする。

■ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地	管理者	連絡先	備考
kit みずさわ (旧瑞沢小学校)	陸沢町大上 3220	(株) R. project	0475-43-0890	
介護老人保健施設 陸沢の里	陸沢町大上 1150	医療法人社団 健勝会	0475-43-1222	

エ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの区域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

オ 避難情報等の発令の際には、避難場所の開設に努めるが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

カ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3. 防災知識の普及啓発

(1) 町及び県は、住民に対し町ホームページ、広報むつざわ、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、町は、上記箇所が土砂災害発生のおそれがある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4. 県土保全事業の推進

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、町と協議の上「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

■ 千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

(ア) 町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

(イ) また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

ウ 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- (ア) 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- (イ) 避難所や避難路を有する危険箇所
- (ウ) 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

(2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれがある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策

地すべりの発生するおそれのある区域について、調査・計画を行う。

ア 地すべり防止区域の指定

県は、町と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、この防止区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、地すべり区域の指定を受けたときは、町と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

(5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、町は県の技術支援を受け、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化の実施に努める。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(6) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・

砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(7) ため池災害予防対策

ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農業従事者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。大規模災害によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがあるので、下記の各種マップの活用による避難体制の整備やため池の補強工事を実施し被害の発生を未然に防止する。

ア 陸沢町防災重点ため池マップ

平成30年7月の西日本豪雨を踏まえた防災重点ため池の再選定の結果、町内24箇所の農業用ため池が、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として防災重点ため池に選定されている。

このことから、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる基礎的な情報として、町内の防災重点ため池の名称、位置、緊急連絡先を掲載した、ため池マップを作成している。

イ 陸沢町ため池ハザードマップ

防災重点ため池について、大雨や地震等の発生により、ため池が決壊するおそれのある場合、又は決壊した場合に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、浸水が想定される区域や避難場所等を示したため池ハザードマップを作成している。

第4節 風害予防計画

台風、冬季の季節風、その他の局所的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、銚子地方气象台から発表される。各気象情報の内容は次表の通りである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 ～ 3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km 格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。

気象情報	内 容
	発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する。）可能性の程度」を示すものである

（２）身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

（ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

（イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

（ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

（エ）大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

（ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

（イ）雨戸・シャッターを閉める

（ウ）１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

（エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

（ア）車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

（イ）橋や陸橋の下に行かない

（ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

（エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

（３）風害に対する建築物の安全性の確保

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

２．農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

（１）多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

（２）防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の５倍程度、実距離で３０ｍ程度が望ましいが、農業地では１０ｍ程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキなどがある。

(3) 防風垣及び防風ネットの設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

3. 電力・通信施設風害防止対策

電力・通信施設の風害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

4. 水道施設の風害による停電対策

町は長生郡市広域市町村圏組合水道部と連携し、台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

ア 水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

イ 整備にあたっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業者間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

ア 平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

イ 燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

5. 共同溝・電線共同溝等の整備

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を進める。

第5節 雪害予防計画

本町は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などですぐに社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農産物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

大雪、又は道路が凍結した場合に備え、路面凍結防止剤を備蓄するとともに、散布・除雪委託業者との連絡系統の確立を図り、速やかに除雪等を行えるよう努める。

また、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。

イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切りとり、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

(エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

3. 電力・通信施設雪害防止対策

電力・通信施設の雪害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

第6節 火災予防対策

火災の予防を行い、その被害の低減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、「第4編第2章 大規模火災対策」、林野火災を想定した対策については、「第4編第3章 林野火災対策」によるものとする。

1. 火災予防に係る立入検査

消防本部は、消防法第4条及び第16条の5の規程に伴う防火対象物及び危険物施設の管理権限者に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(1) 消防法第4条第1項

消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第5条の3第2項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

(2) 消防法第16条の5第1項

市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

2. 住宅防火対策

消防本部は、住宅火災の予防とその被害の軽減を図るため、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して、関係機関と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(1) 住宅用防災機器等の展示

(2) 啓発用パンフレットの作成

(3) 住宅防火の指導

(4) 講演会の開催

3. 火災予防についての啓発

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動期間中に消防本部、消防団等による防火広報の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、こども園、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

「第2編第2章第4節 消防計画」を準用する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

「第2編第2章第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」を準用する。

第9節 情報連絡体制の整備

「第2編第2章第9節 情報連絡体制の整備」を準用する。

第10節 備蓄・物流計画

「第2編第2章第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

第11節 防災施設の整備

「第2編第2章第11節 防災施設の整備」を準用する。

第12節 帰宅困難者対策

帰宅困難者等対策は、大規模地震に伴う発災当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1. 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのものの困難な状況が想定されることから、交通機関に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2. 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3. 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校・こども園など関係機関において従業員や児童・生徒・園児等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、県や関係機関と連携して防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等の情報発信手段についても検討していく。

4. 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

「第2編第2章第13節 防災体制の整備」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

第1節 災害応急活動体制

1. 町の活動体制

町は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、睦沢町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

睦沢町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「睦沢町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「睦沢町職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

〔資料編：資料11 関連条例〕

■ 体制の種別及び配置内容

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 職 員
第1 配備体制	(自動配備) ・ 町内で次の気象等の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 ・ 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。 ・ 次の注意報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 ・ その他、被害の発生が予想され、町長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制	総務課の主査補相当職以上、防災担当
第2 配備体制	(自動配備) ・ 気象警報が発表され、かつ、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 ・ 深夜から明け方に上記いずれかの情報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。 ・ その他、大きな被害の発生が予想され、町長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	総務課職員 産業建設課職員、福祉課並びに健康保険課の主査相当職以上、保健師及び各課長相当職

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 職 員
第3 配備体制 (災害対策本部)	(自動配備) ・町内で次の気象等の特別警報が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 大雪特別警報 ・町内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 ・次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合で、町長が必要と認めたとき。 (1) 町内の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。 (4) 町内広範囲にわたる災害が発生したとき。 (5) 局地的災害であつても被害が甚大であるとき。 (6) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。 ・町内の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※) ※町内の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように災害対策本部を設置して活動する体制	全職員が配備につく

(1) 第1配備体制

ア 第1配備体制の時期

(ア) 町内で次の気象等の警報が発表されたとき。

- a 大雨警報
- b 洪水警報
- c 暴風警報
- d 暴風雪警報
- e 大雪警報

(イ) 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。

(ウ) 町域で次の注意報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき。

- a 大雨注意報
- b 洪水注意報

(エ) その他、被害の発生が予想され、町長が必要と認めたとき。

イ 第1配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、庁内総務課に参集し次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

ウ 第1配備体制の指揮者

第1配備の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長、又は総務課行政管財班長とする。

エ 第1配備体制の解除

災害発生のおそれなくなった場合、又は町長が必要ないと認めた場合は、第1配備体制を解除する。

(2) 第2配備体制

ア 第2配備体制の時期

(ア) 気象警報が発表され、かつ、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。

(イ) 深夜から明け方に上記いずれかの情報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。

(ウ) その他、大きな被害の発生が予想され、町長が必要と認めたとき。

イ 第2配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、平常時の勤務場所に参集し次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

(ウ) 応急対策

(エ) 災害対策本部の設置準備

ウ 第2配備体制の指揮者

第2配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長、又は総務課行政管財班長とする。

エ 第2配備体制の解除

災害発生のおそれなくなった場合、又は町長が活動の必要が無いと認めた場合は第2配備を解除する。

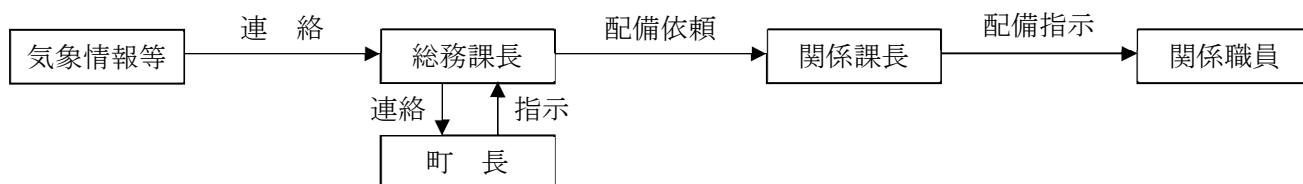
(3) 第3配備体制

町長は、局地的又は大規模な災害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合、並びに県下全域に大規模災害が発生した場合等、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急活動が必要と認められる時には、災害対策本部を設置する。また、全職員は速やかに所定の配置につき（勤務時間外は全職員登庁）、本節5.に掲げる「災害対策本部の事務分掌」の任務を遂行する。

2. 職員の動員伝達の方法

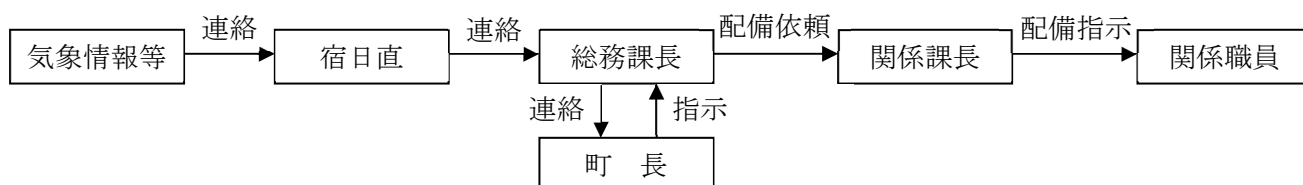
(1) 勤務時間中

庁内放送、電話、携帯電話のメールなどにより行う。



(2) 勤務時間外

電話、携帯電話のメールなどにより行う。



〔資料編：資料1 町の動員体制〕

3. 勤務時間外の初動要領

(1) 自動参集基準

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報がながされたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自動的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとるものとする。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

①	登庁時の手段	…… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
②	服 装	…… 応急活動に便利で安全な服装。
③	持 参 物	…… 災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの。
④	情 報 収 集	…… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を総務課に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(4) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶又は自分や家族の負傷等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転等に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

4. 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、風水害等による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

5. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限の下に設置又は廃止する。

ア 設置基準

災害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合等で町長が必要と認めたとき。

(ア) 町内で次の気象等の特別警報が発表されたとき。

- a 大雨特別警報
- b 暴風特別警報
- c 暴風雪特別警報
- d 大雪特別警報

(イ) 町内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。

(ウ) 次の a から f のいずれかに該当する場合で、町長が必要と認めたとき。

- a 町内の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。
- b 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- c 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。
- d 町内広範囲にわたる災害が発生したとき。
- e 局地的災害であっても被害が甚大であるとき。
- f 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。

(エ) 町内の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき（※）。

※町内の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策が概ね完了したとき。

(イ) その他町長が必要ないと認めたとき。

ウ 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

(ア) 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「睦沢町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ等によって住民への周知を図る。

- (イ) 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、県及び関係機関に通知する。
- (ウ) 本部を廃止した場合も（ア）、（イ）と同様の手続きを行う。

■ 災害対策本部設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各班	庁内放送、携帯電話、メール
一般住民	町防災行政無線、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、報道機関
知事（危機管理課）	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
長生地域振興事務所	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
茂原警察署	有線電話
近隣市町村	有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX

(2) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故がある場合は、次の順序でその職務を代理する。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 町 長	総 務 課 長

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（たとえば町役場本庁被災時）を除き、町役場防災対策室に設置するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

■ 災害対策本部設置の場所

優先順位	指 定 場 所	直 通 電 話
第 1 順位	睦沢町役場防災対策室	0475-44-2500（総務課）
第 2 順位	睦沢町農村環境改善センター	
第 3 順位	睦沢町中央公民館	0475-44-2509（教育課）

(4) 災害対策本部の組織体制

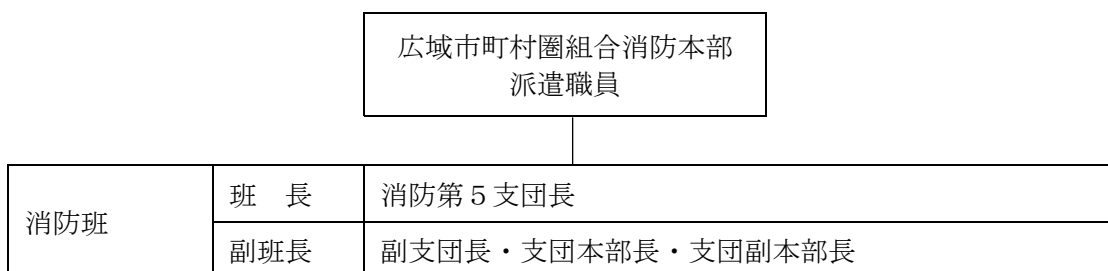
ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次の通りである。

■ 災害対策本部の組織編成



※各班長が不在の場合は、副班長から責任者を選任し災害対策にあたる。



[資料編：資料 11 関連条例]

イ 災害対策本部の機構及び事務分掌（風水害等対応）

本部長 町長

副本部長 副町長

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
各班共通		① 各班・係の動員配備、本部・各班・係間の連絡調整に関すること ② 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ③ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ④ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ⑤ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ⑥ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること ⑦ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査、報告すること） ⑧ 避難所外避難者の支援に関すること（各班で担当する業務での支援） ⑨ 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること ⑩ 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること ⑪ 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ⑫ 他班・係の応援に関すること ⑬ その他本部長の指示に関すること	

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
総務班	総務係	① 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること ② 職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること ③ 被害のまとめ及び状況図の作成、気象情報（河川水位、雨量計）等の伝達に関すること ④ 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難情報等、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること ⑤ 警戒区域の設定に関すること ⑥ 住民等への周知、報道機関等への広報に関すること ⑦ 消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること ⑧ 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること ⑨ 電話等の対応及び庶務 ⑩ 車両の借上や手配に関すること ⑪ 町議会との連絡調整に関すること [対策本部の設置場所] ・ 町役場庁舎 ただし、本庁が損傷等の被害を被った場合は、農村環境改善センター又は中央公民館に設置するものとする。 [現地災害対策本部] 必要に応じて現場近くに設置	総務課 行政管財班 庶務秘書班 会計課 議会事務局
	情報収集係	① 各班からの被害情報収集に関すること ② 住民からの被害情報収集に関すること	企画財政課 企画班 財政班
防災活動班	建設係	① 河川の水位情報の収集等に関すること ② 内水氾濫の情報収集等に関すること ③ 道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること ④ 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること ⑤ 災害箇所への応急復旧工事に関すること ⑥ 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ⑦ 応急仮設住宅の建設に関すること ⑧ 住宅の応急修理に必要な調査に関すること ⑨ がれき処理、障害物の除去に関すること	産業建設課 建設班
	環境・農林・商工係	① 排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場） ② 集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること ③ 農林商工業関係の被害調査 ④ ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること ⑤ 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること ⑥ 死亡獣畜の処理に関すること	産業建設課 産業振興班 生活環境班

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
住民対応班	物資係	① 飲料水・食料品調達に関すること ② 生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること ③ 物資集積所の管理及び救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること ④ ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関すること ⑤ 罹災証明書の発行に関すること	税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会事務局
	避難係	① 避難行動要支援者の避難援護、諸対応に関すること ② 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・管理・運営に関すること ③ 避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること ④ 要配慮者利用施設利用者の避難支援に関すること ⑤ 避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること ⑥ 避難者に対する炊出しに関すること ⑦ 福祉避難所に関すること ⑧ 被災者の行政相談に関すること	福祉課 福祉班 子育て推進班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校
	救護係	① 指定避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む。） ② 医療関係者（医者・看護師）の確保に関すること ③ 医療機関への連絡調整に関すること ④ 重傷者の搬送に関すること ⑤ 仮設トイレの設置に関すること ⑥ 被災者の健康相談に関すること ⑦ 遺体の検死・保管等に関すること ⑧ 防疫・衛生に関すること	福祉課 福祉班 子育て推進班 地域包括支援センター 健康保険課 保険班 健康推進班
教育班	教育施設係	① 教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること ② 社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること ③ 教育関係救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること ④ 関係団体との連絡調整 ⑤ 児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関すること ※安全の確保が確認された場合又は事務が発生するまでは住民対応班、防災活動班に属する	教育課 学校教育班 生涯学習班
	児童・生徒・園児係	① 児童・生徒・園児の避難に関すること	教育課 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校
消防班		① 救急、救助業務に関すること ② 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ③ 被災者の救助、救出に関すること ④ 被災地の警備、警戒に関すること	消防第5支団

（注意 1）災害の状況に応じ、各班は連絡を密にし、相互に応援協力して円滑な事務処理を図る。

（注意 2）白抜き文字は災害対応初期より実施する事務内容を示す。

(5) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、本部長は、知事の委任を受けて、法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助するものとする。

(6) 県・国の現地対策本部との連携

本部長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置及び廃止

(ア) 設置基準と設置場所

町長が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

(イ) 廃止基準

a 当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。

b 町長が必要ないと認めたとき。

イ 現地災害対策本部の開設

(ア) 町長は、職員のうちから職員等を指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。

(イ) 現地本部を開設したときは、立看板等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

(ウ) 現地本部には、町防災行政無線移動局、N T T 仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡をとる。

ウ 現地本部の責務

(ア) 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括

(ウ) 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告

(エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

■ 各班事務分掌対応表（風水害等対応）

		初動対応期	～3日～	担当課・班
各班共通		①各班・係の動員配備、本部・各班・係間の連絡調整に関すること		
		②職員・来庁者の救助・搬送に関すること		
		③各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること		
		④所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること		
		⑤使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること		
		⑥指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること		
		⑦所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査、報告すること）		
		⑧避難所外避難者の支援に関すること（各班で担当する業務での支援）		
		⑨所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること		
		⑩住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること		
	⑪物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること			
	⑫他班・係の応援に関すること			
	⑬その他本部長の指示に関すること			
総務係	総務係	①災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること		総務課 行政管財班、庶務秘書班 会計課 議会事務局
		②職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること		
		③被害のまとめ及び状況図の作成、気象情報（河川水位、雨量計）等の伝達に関すること		
		④防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難情報等、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること		
		⑤警戒区域の設定に関すること		
		⑥住民等への周知、報道機関等への広報に関すること		
		⑦消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること		
		⑧受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること		
		⑨電話等の対応及び庶務		
		⑩車両の借上や手配に関すること		
		⑪町議会との連絡調整に関すること		
	情報収集係	①各班からの被害情報収集に関すること		
		②住民からの被害情報収集に関すること		
防災活動班	建設係	①河川の水位情報の収集等に関すること		産業建設課 建設班
		②内水氾濫の情報収集等に関すること		
		③道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること		
		④二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること		
		⑤災害箇所の応急復旧工事に関すること		
		⑥被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること		
		⑦応急仮設住宅の建設に関すること		
		⑧住宅の応急修理に必要な調査に関すること		
		⑨がれき処理、障害物の除去に関すること		
環境・農林・商工係	①排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場）		産業建設課 産業振興班、生活環境班	
	②集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること			
	③農林商工業関係の被害調査			
	④ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること			
	⑤災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること			
	⑥死亡獣畜の処理に関すること			

経過時間の目安		初動対応期		～3日～			
住民対応班	物資係			①飲料水・食糧品調達に関すること		税務住民課 税務班、住民班 社会福祉協議会事務局	
				②生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること			
				③物資集積所の管理及び救援物資(義援金を含む。)の受入と支給に関すること			
				④ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関すること			
				⑤罹災証明書の発行に関すること			
	避難係			①避難行動要支援者の避難援護、諸対応に関すること		福祉課 福祉班、子育て推進班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 睦沢小学校 睦沢中学校	
				②指定避難所・指定緊急避難場所の開設・管理・運営に関すること			
				③避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること			
				④要配慮者利用施設利用者の避難支援に関すること			
		⑤避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること					
				⑥避難者に対する炊出しに関すること			
				⑦福祉避難所に関すること			
				⑧被災者の行政相談に関すること			
		救護係			①指定避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む。）		福祉課 福祉班、子育て推進班 地域包括支援センター 健康保険課 保険班、健康推進班
			②医療関係者（医者・看護婦）の確保に関すること				
			③医療機関への連絡調整に関すること				
			④重傷者の搬送に関すること				
	⑤仮設トイレの設置に関すること						
			⑥被災者の健康相談に関すること				
			⑦遺体の検死・保管等に関すること				
			⑧防疫・衛生に関すること				
	教育班		教育施設係			①教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること	
				②社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること			
		③教育関係救援物資（義援金を含む。）の受入と支給に関すること					
		④関係団体との連絡調整					
		⑤児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関すること					
	児童・生徒・園児係		①児童・生徒・園児の避難に関すること		教育課 睦沢こども園 睦沢小学校、睦沢中学校		
消防班			①救急、救助業務に関すること。 ②火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。		消防第5支団		
		③被災者の救助、救出に関すること。 ④被災地の警備、警戒に関すること。					

※災害の態様は様々であり、状況によっては各々の事務処理が前後することがあり得る。
※その他本部長の指示に関するものは除いてある。

6. 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

「第2編第3章第1節6. 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携」を準用する。

7. 県への応援要請

「第2編第3章第1節7. 県への応援要請」を準用する。

8. 災害救助法の提供手続き等

「第2編第3章第1節9. 災害救助法の提供手続き等」を準用する。

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1. 通信体制

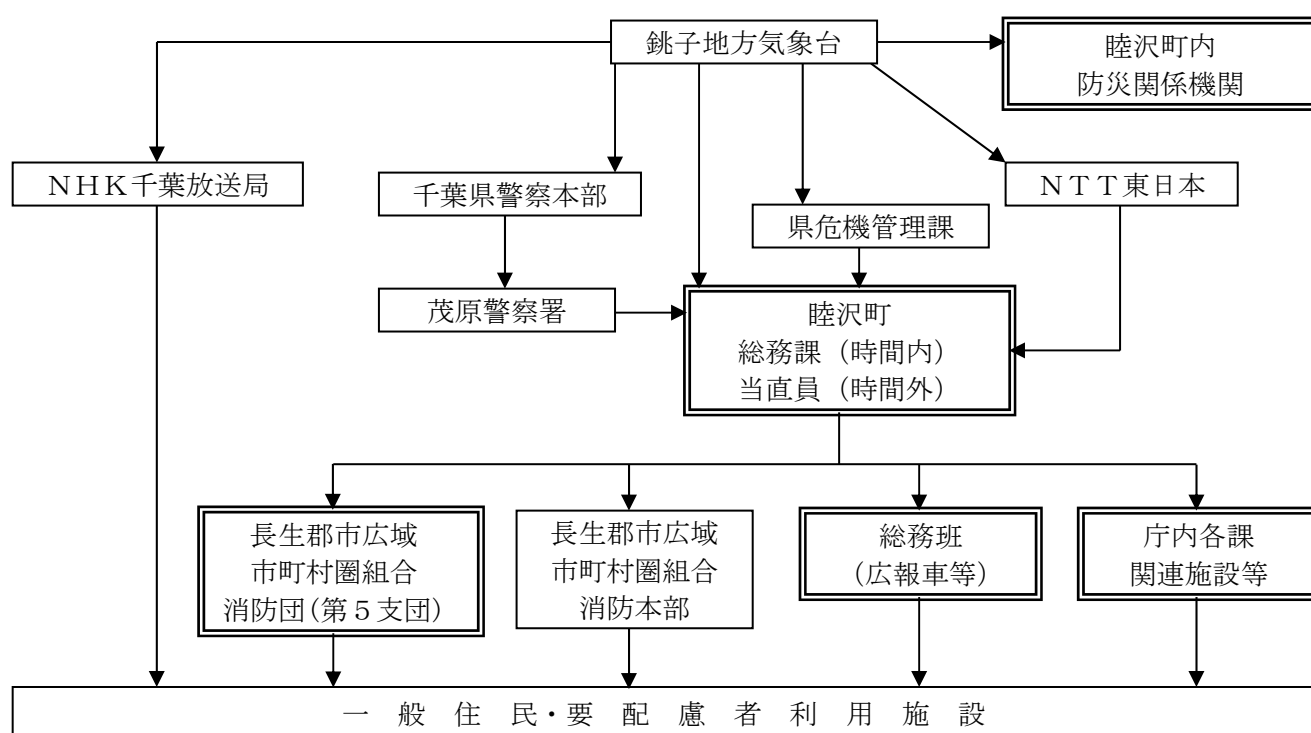
「第2編第3章第2節1. 通信体制」を準用する。

2. 気象注意報・警報等の収集・伝達及び気象業務組織

(1) 注意報・警報等の伝達

気象情報の受領及び伝達は、本部総務班が担当する。本部総務班は、必要と認められる場合には、速やかに総務課長を通じて町長、副町長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。銚子地方気象台から発せられる気象注意報・警報も同様に伝達する。

気象警報等の伝達系統は、次の通りである。



(2) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

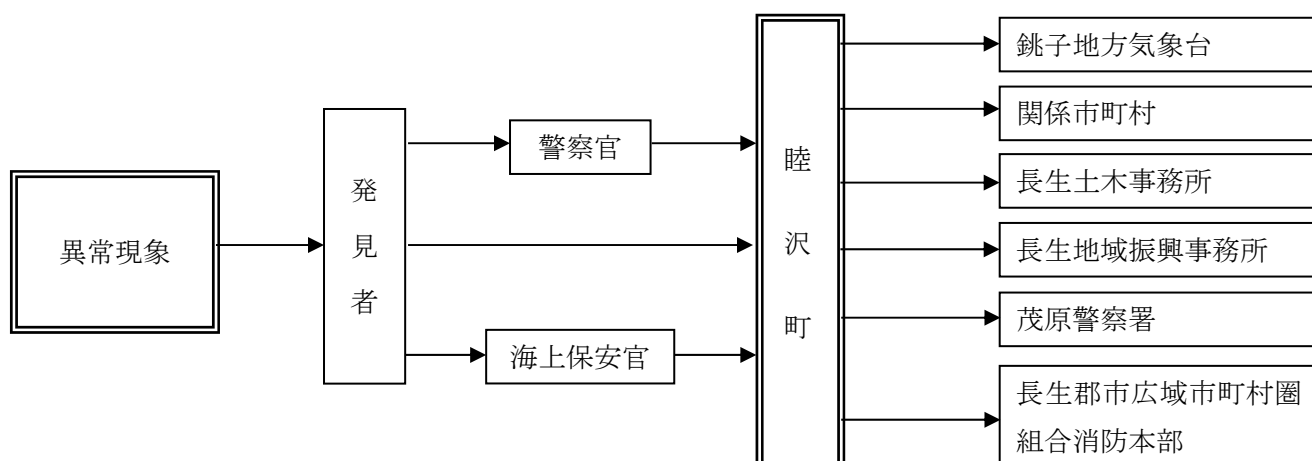
イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

（ア）銚子地方気象台

（イ）その災害に関係のある近隣市町

(ウ) 長生地域振興事務所、長生土木事務所、茂原警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部



(3) 気象業務組織

本町の予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次の通りである。

■ 細分区域名

府県予報区（担当気象官署）	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域の区域名	二次細分区域名
千葉県（銚子地方気象台）	北東部	山武・長生	睦沢町

注 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3. 気象に関する情報

(1) 警戒レベル

避難情報等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

住民は、町から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は町が発令する避難情報等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

■ 防災気象情報を基にとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 危険度分布 「非常に危険」 (うす紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 危険度分布 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3 相当
危険度分布 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

(資料：気象庁ホームページを基に作成)

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

■ 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
		があると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等「キキクル」

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）をとり込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

■ 警報・注意報発表基準

令和3年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台

睦沢町	府県予報区	千葉県	
	一次細分区域	北東部	
	市町村等をまとめた地域	山武・長生	
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	18
		土壌雨量指数基準	132
	洪水	流域雨量指数基準	埴生川流域＝15、瑞沢川流域＝10.2、 一宮川流域＝24.2
		複合基準※1	埴生川流域＝(9, 16.9)、瑞沢川流域＝(9, 9.1) 一宮川流域＝(9, 21.7)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	20m/ s
	暴風雪	平均風速	20m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 c m
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	93
	洪水	流域雨量指数基準	埴生川流域＝13.6、瑞沢川流域＝8.1、 一宮川流域＝19.3
		複合基準※1	埴生川流域＝(9, 13.6)、瑞沢川流域＝(6, 8.1) 一宮川流域＝(6, 19.3)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	13m/ s
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低温	夏期(最低気温)：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で－3℃以下、千葉特別地域気象観測所で－5℃以下	
	霜	4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

■ 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表

する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

■ 気象官署が発表する特別警報の基準

特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大前になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

■ 雨を要因とする特別警報の指標

以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと 予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。	
48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5 km格子が、ともに 50 格子以上まとまって出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5 km格子が、ともに 10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm以上となった格子のみをカウント対象とする。）
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。	

※ 土壌雨量指数：降った雨が地価の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※ 3時間雨量 150 mm：1 時間 50 mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨）が3時間続くことに相当

■ 雨に関する50年に一度の値（睦沢町）

地 域				50年に一度の値		
府県予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量指数
千葉県	北東部	山武・長生	睦沢町	400	126	241

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する50年に一度の値（勝浦）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最新積雪（cm）
千葉県	勝浦	—	37

※ 睦沢町に一番近い地点を選択。

※ 勝浦では、現在積雪深の観測を行っていないため、50年に一度の値は“—”としている。

（4）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（5）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

（6）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難情報等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

キキクル(危険度分布)上では、「雨雲の動き」「今後の雨」(1時間雨量又は3時間雨量)において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。

(9) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次の通りである。

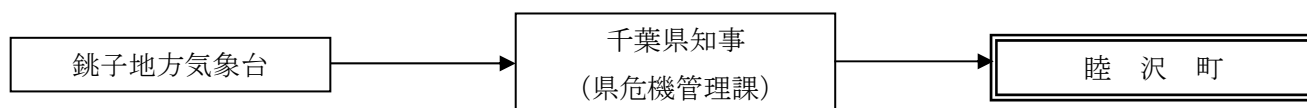
ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

(注) 基準値は気象官署の値(ただし、銚子地方気象台は15m/s以上)

■ 火災気象通報の伝達系統



(10) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

ア 大気汚染気象予報

イ スモッグ気象情報

4. 被害情報等収集・報告

「第2編第3章第2節5. 被害情報等収集・報告」を準用する。

5. 災害時の広報

「第2編第3章第2節6. 災害時の広報」を準用する。

第3節 水防計画

町内の各河川等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防本部や県及び近隣水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画の詳細は、「睦沢町水防計画」による。

1. 水防の目的

睦沢町水防計画に基づき、洪水、内水氾濫等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防本部等の活動、近隣水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

2. 水防の責任

(1) 町（水防管理団体）

水防管理団体である町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県(水防本部)は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域とともに助け合い、水防に協力しなければならない。

3. 安全配慮

洪水に対応する際は、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。

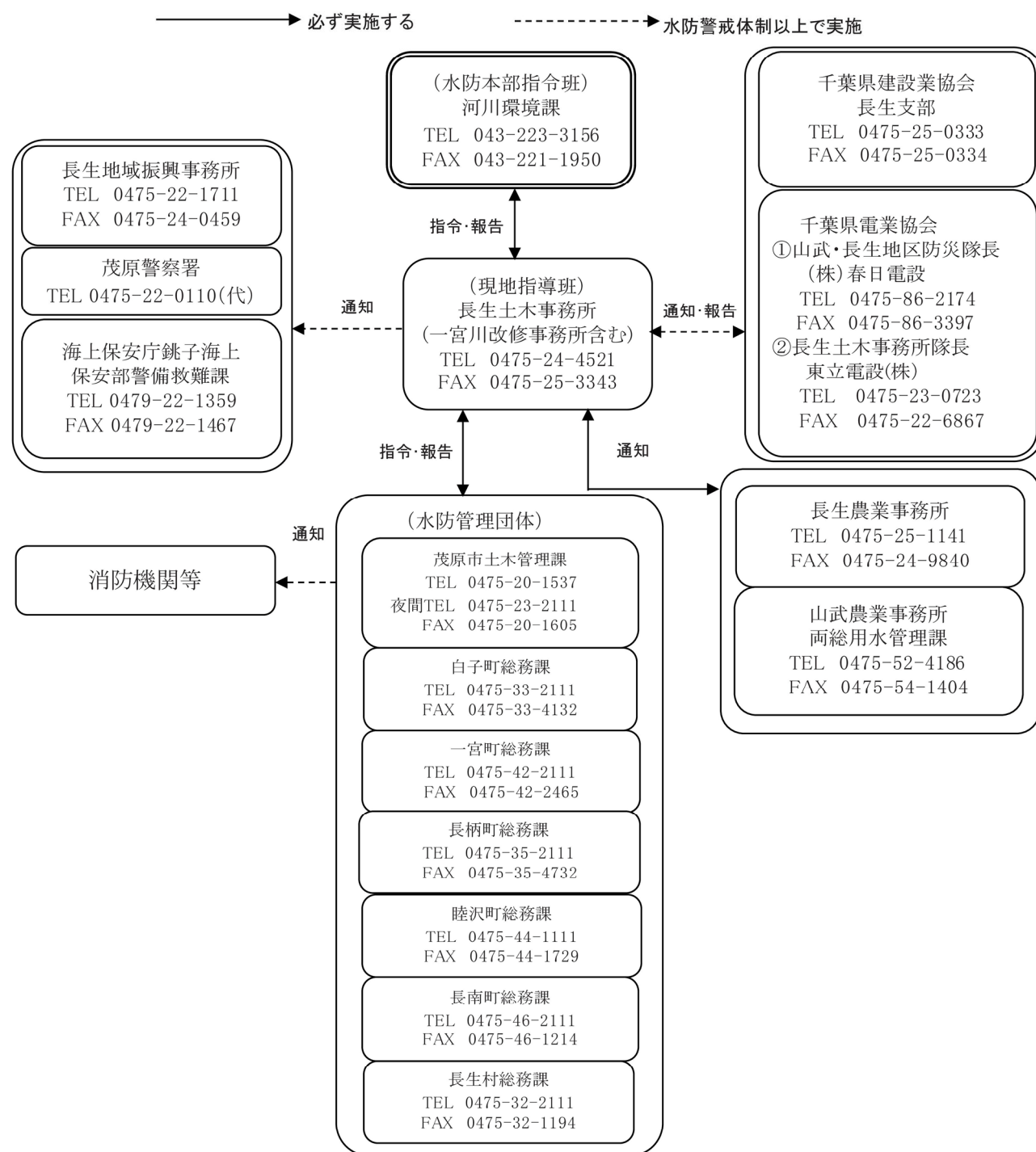
4. 水防組織

水防管理者（町長）は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、「第1節5. 災害対策本部」の定めるところにより災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

5. 連絡系統

長生土木事務所管内の連絡系統は次の通りである。

水防本部水防指令情報伝達系統 長生土木事務所

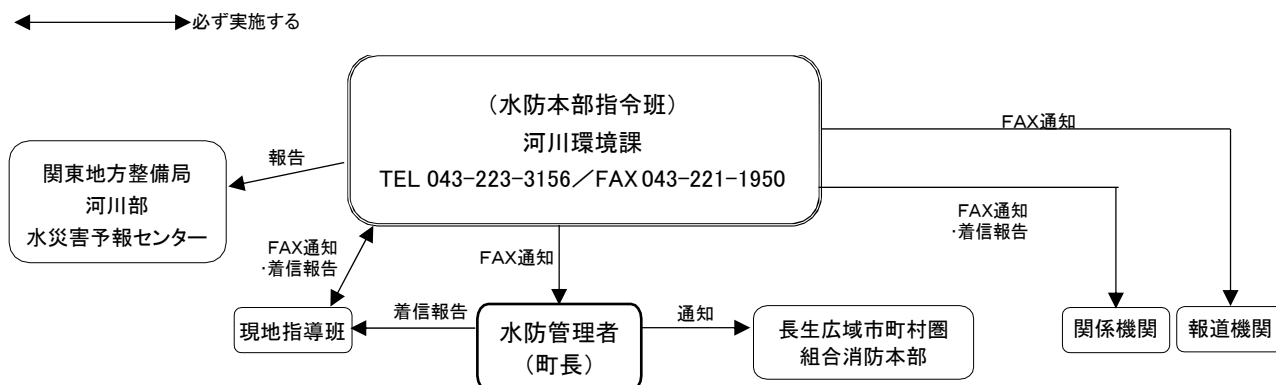


水防警報伝達系統 長生土木事務所

↔ 指令・報告
- - - - - 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統	
一宮川	はやの早野	氾濫危険 7.66m	長生土木事務所	河川環境課
		氾濫注意 5.25m	茂原警察署 長生地域振興事務所 長生農業事務所 山武農業事務所 海上保安庁	防災危機管理部危機管理課
		水防団待機 4.10m		銚子地方気象台 気象庁本庁

■ 氾濫危険情報の伝達系統



6. 水防管理団体

水防法第2条第2項による水防管理団体である町は、区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防又は消防機関を組織しておく。

(1) 水防管理団体の配備

ア 水防団員の配備

水防管理団体員（水防事務担当者）の配備については千葉県水防本部員に準ずるものとし、町はあらかじめその体制を整備する。

イ 作業員に対する出動準備並びに出動

(ア) 概要

水防警報が発せられたとき、水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（法第17条）

その基準は概ね次の通りである。

a 出動準備

水防管理者（水防管理団体の長）は次の場合、管轄する消防機関等に対し出動準備をさせるものとする。

- (a) 水防警報により待機又は準備の指令が発表されたとき。
- (b) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測される時。
- (c) 上記の外、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

(イ) 出動

水防管理者（町長）は次の場合直ちに管轄する消防機関等へ出動を要請し警戒配置につかせるものとする。

- a 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- b 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- c 上記の外、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

7. 水防訓練

町は、県の実施する水防訓練に参加する。

8. 洪水予報・水防警報

(1) 気象庁が単独で行う洪水の予報

ア 洪水予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めたとき、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び千葉県知事に通知し、さらに必要に応じ一般に周知しなければならない。

イ 予警報の種類

水防活動に関する予報警報の種類は次の通りである。

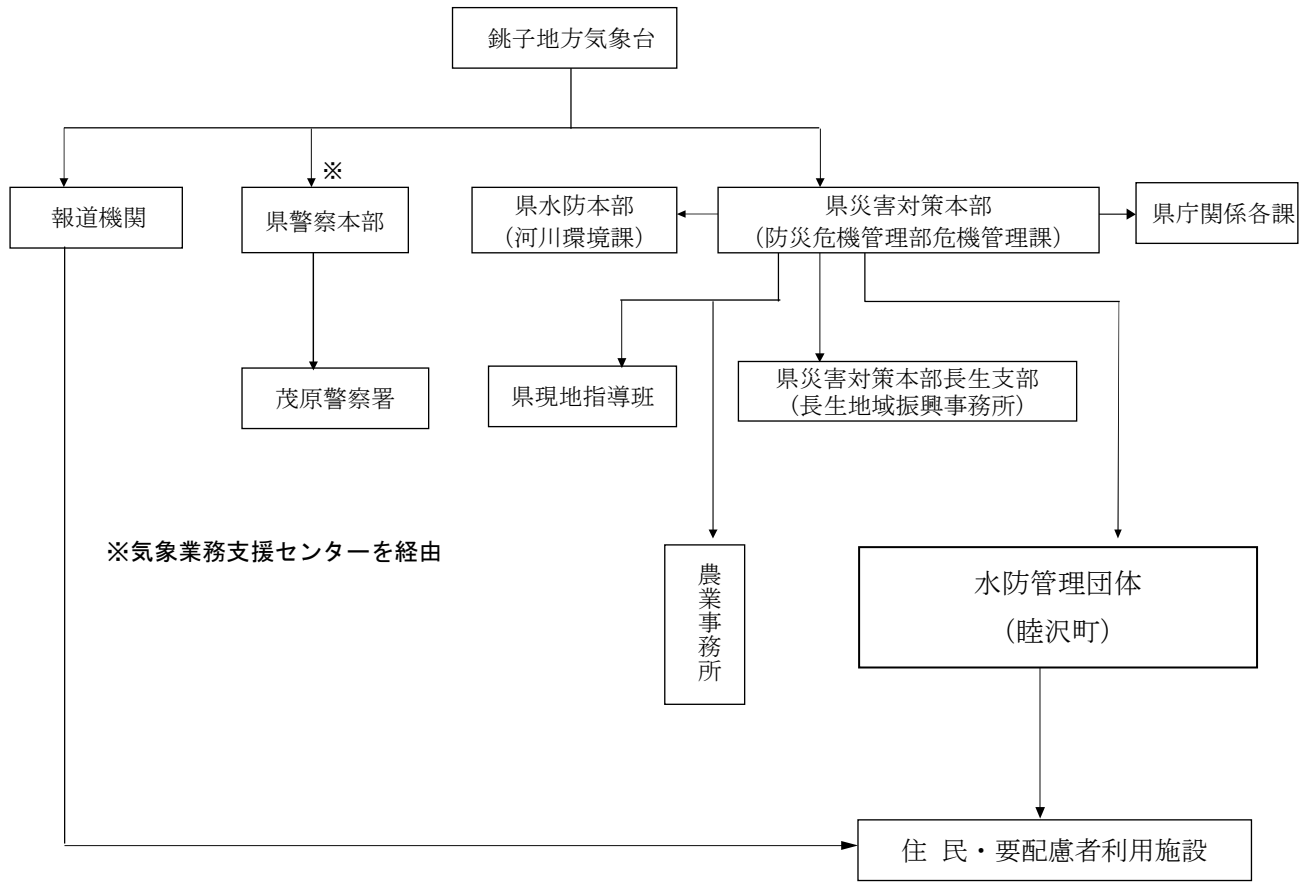
■ 水防活動に関する予報警報の種類

銚子地方気象台

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(2) 気象情報伝達系統図

■ 気象情報伝達系統図



(3) 知事が行う水防警報等

ア 知事が行う水防警報（水防法第16条）

河川名	水防警報区域	発表者	伝達者	受報者
(二) 一宮川	(左右岸) 自 茂原市茂原（三途川合流点） 至 太平洋	長生 土木事務所長	長生 土木事務所長	茂原市長、長生村長 睦沢町長、一宮町長

イ 知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条）

河川名	区間	上流端～下流端 (kp) ～ (kp)	延長 (km)	受報者	
				現地指導班	水防管理者
(二) 一宮川	茂原市茂原 ～太平洋	16.2～0.0	16.2	長生 土木事務所	茂原市長、一宮町長、睦沢町長 長生村長、白子町長、長柄町長 長南町長

ウ 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次の通りである。

■ 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)等により、又は既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

9. 情報収集及び巡視、警戒

(1) 雨の強さと降り方の目安

1 時間雨量 (mm)	10 以上～ 20 未満	20 以上～ 30 未満	30 以上～ 50 未満	50 以上～ 80 未満	80 以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい 雨	猛烈な雨
人の受ける イメージ	ざーざーと降 る	どしゃ降り	バケツをひっ くり返したよ うな雨	滝のように降 る（ゴーゴー と降り続く。）	息苦しい圧迫 感、恐怖を感 じる
人への影響	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内（木造）	雨の音で話し 声がよく聞き とれない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			

1 時間雨量 (mm)	10 以上～ 20 未満	20 以上～ 30 未満	30 以上～ 50 未満	50 以上～ 80 未満	80 以上
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のように になる	水しぶきであたり一面が白っぽ くなり、視界が悪くなる	
車に 乗っていて		ワイパーを速 くしても見づ らい	高速走行時車 輪と路面の間 に水膜が生 じ、ブレーキ が効かなくな る (ハイドロプレ ーニング現象)	車の運転は危険	
災害発生状況	この程度の雨 でも長時間続 くときは注意 が必要	側溝や下水、 小さな川があ ふれ、小規模 の崖崩れが始 まる	- 山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 - 都市では下水管から雨水があふれる	- 都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある - マンホールから水が噴出する・土石流が起こりやすい - 多くの災害が発生する	雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

(2) 情報収集手段

ア 県が行う情報提供

(ア) 水防本部職員専用情報

a 「雨量水位観測情報」パソコン版

<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/> (ID・PW 必要)

b 「土砂災害警戒情報システム」パソコン版

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/staff/inside/index.html> (ID・PW 必要)

c 「千葉県砂防GIS」パソコン版

<http://sabogis.bousai.pref.chiba.lg.jp/webGIS/map.aspx> (ID・PW 必要)

(イ) 一般向け情報提供

a 「雨量水位観測情報」「気象注警報」

パソコン版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

携帯電話版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/mobile/>

イ 国が行う情報提供

(ア) 行政向け

a 国土交通省「統一河川情報システム」

パソコン版 <http://city.river.go.jp/> (ID・PW 必要)

提供情報：雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報等

b 気象庁「防災情報提供システム」

<https://bosai.jmainfo.go.jp> (ID・PW 必要)

提供情報：気象警報・注意報、流域雨量指数の予測値、各種気象情報、お知らせ等

(イ) 一般向け

a 国土交通省「川の防災情報」

パソコン版 <http://www.river.go.jp/>

携帯電話版 <http://i.river.go.jp/>

提供情報：雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報 等

b 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

c 銚子地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/choshi/>

d 気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

提供情報：各種気象情報、洪水警報の危険分布等

(3) 報道機関を通じた情報提供

水位周知河川に指定された河川において、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時に、氾濫危険情報の周知として、報道機関へ千葉県報道広報課を通じて情報提供され放送される。

テレビ	ラジオ
千葉テレビ放送（株）	NHK千葉放送局（FM放送） 千葉 80.7、館山 79.0、白浜 82.9、勝浦 83.7、銚子 83.9（MHz）

(4) その他

ア 気象注意報警報等について

銚子地方気象台 0479-22-0074

イ その他インターネットなどの情報提供サイト

日本気象協会 <http://tenki.jp/>

東京電力 <http://thunder.tepco.co.jp/>

(5) 巡視（平常時）

水防法第9条に基づく巡視の要領又は基準は次の通りとする。

水防管理者（町長）、消防長は、管轄する区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(6) 警戒（出水時）

ア 洪水

水防管理者（町長）、消防長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに県現地指導班に報告するとともに水防活動を開始する。

(ア) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ

(イ) 堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれる状況
- (オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(7) 緊急通行

ア 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

イ 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

(8) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

(9) 避難のための立退き

水防法第 29 条に基づき洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、その命を受けた水防本部構成員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者（町長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

(10) 決壊時の処置並びに決壊後の処置

水防法 25 条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者（町長）、消防長は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者並びに管轄する県現地指導班）に通報しなければならない。

(11) 水防配備の解除

ア 県の水防配備の解除

県水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなつたと認めたときは、水防配備体制を解除する。

イ 水防管理団体（町）の水防配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、県現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告する。

(12) 協力応援

ア 応援体制

水防法第 23 条に基づき、水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

応援体制については、あらかじめ水防計画書に記載しておくこととする。

イ 応急対策に関する協力要請

水防本部は、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づき、風水害等の災害が発生するおそれのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務の施行に関し、下記協会に要請することができる。

一般社団法人	千葉県建設業協会
一般社団法人	千葉県電業協会
公益社団法人	千葉県測量設計業協会
一般社団法人	千葉県地質調査業協会
一般社団法人	関東地質調査業協会千葉県支部
一般社団法人	千葉県建設コンサルタント業協会
一般社団法人	建設コンサルタンツ協会関東支部
一般社団法人	日本埋立浚渫協会関東支部

ウ 水防体制の強化

(ア) 警察官の援助要請

水防法第 22 条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(イ) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年 11 月 21 日公布）により、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定が新たに盛りこまれ、道路管理者、警察官及び消防本部等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能となったことから、水防管理者（町長）は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図ることとする。

なお、消防本部は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

(ウ) 自衛衛隊の災害派遣要請

自衛隊派遣要請に基づき、町長は知事に自衛隊の災害派遣要請の要求をすることができる。

(エ) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

自治体は国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局企画部防災課及び最寄りの事務所となっている。

・ 関東地方整備局企画部防災課 電話 048(600)1333、FAX 048(600)1376

(13) 水防報告

ア 緊急報告

水防管理者（町長）が県現地指導班長に緊急に報告すべき事項は次の通りとする。

- （ア）消防機関等を出動させたとき。
- （イ）他の水防管理者に応援を要求したとき。
- （ウ）堤防が決壊、氾濫したとき。
- （エ）その他必要と認める事態の生じたとき。

イ 水防顛末報告

水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめて、水防管理者（町長）は水防活動実施報告書様式別紙様式により管轄する県現地指導班長に報告し、これを保管しなければならない。（水防法第47条第1項、第2項）

- （ア）降雨並びに水位記録
- （イ）出動並びに水防解除の時刻
- （ウ）消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- （エ）水防作業の状況
- （オ）堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- （カ）使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- （キ）水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- （ク）障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- （ケ）土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名とその事由
- （コ）他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況
- （サ）居住者出動の状況
- （シ）警察官の出動状況
- （ス）県現地指導班の出動人員名簿
- （セ）立退きの状況及びそれを指示した事由
- （ソ）水防関係者の死傷
- （タ）殊勲者及びその功績
- （チ）雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- （ツ）堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- （テ）その他必要なる事項
- （ト）社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1. 計画方針

「第2編第3章第3節1. 計画内容」を準用する。

2. 実施機関

「第2編第3章第3節2. 実施機関」を準用する。

3. 避難情報等

- (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、避難情報等を発令する。

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難情報等を発令するとともに知事へ報告する。

洪水等、土砂災害については、避難情報等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町長は、避難情報等の発令を行う場合、銚子地方気象台や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき避難情報等の発令等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

- (イ) 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難情報等の発令基準を策定する。

- (ウ) 町長は、住民に対する避難のための準備情報等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な

設定等に留意するとともに、避難情報等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

町は、災害の状況に応じて避難情報等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努める。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

イ 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置

知事等は地震に伴う津波の襲来等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

■ 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （町長が発令）	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 （町長が発令）	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から全員避難」 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （町長が発令）	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時にお	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	いては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	

■ 実施の責任者及び基準

区分 \ 事項	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き、若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町長 (災害対策基本法第60条)	命を守るために最善と考えられる安全確保行動の呼びかけ	災害が発生し、急を要すると認められるとき。

■ 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）

～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～

4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 （令和3年の災対法 改正以前の避難勧告 のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難情報等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報	
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 （氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2		大雨特別警報（土砂災害）
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 （氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：うす紫（非常に危険）※3	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫（非常に危険）※3
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 （避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤（警戒）
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 （氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）
1相当				

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸 200m 毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル 2～5 相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3) 「大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル 5 に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル 5 の発令対象区域の絞り込みに活用する。
注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(2) 避難情報等の発令の基準

災害に関する避難情報等は、次の状況が認められるときを基準として、災害発生の可能性を総合的に判断し、発令する。

■ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

種 別	条 件
高齢者等避難	状況により町長が必要と認めるとき。
避難指示	・河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発のおそれがあるとき。 ・有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。 ・地すべり、がけ崩れ及び土石流等により、著しく危険が切迫しているとき。 ・大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
緊急安全確保	避難指示時より条件が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合

■ 避難情報の発令の判断基準例（洪水等）

区分	判断基準
【対象地域の考え方】 ○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本 ○避難情報等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・一宮川の早野：5.25m ・一宮川の金田：2.97m ・瑞沢川の寺崎：2.97m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合 4：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合

区分	判断基準
	5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）に到達した場合 ・一宮川の早野：7.66m 2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2 水位）又は避難判断水位（警戒レベル3 水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・一宮川の早野：5.25m ・一宮川の金田：2.97m ・瑞沢川の寺崎：2.97m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：睦沢ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば次の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：町域に大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき 2：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

区分	判断基準
	・一宮川の早野 ・一宮川の金田 ・瑞沢川の寺崎 ・瑞沢川調節池外 ・瑞沢川調節池内 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

■ 避難情報の発令の判断基準例（土砂災害）

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	
○避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（同区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。） ・土砂災害危険区域 ・その他の場所
○避難情報等の発表単位	・土砂災害警戒区域等を避難情報等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報※1のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難情報等の発令を検討する必要がある。 ・土砂災害警戒情報を補足する情報※1で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難情報等を検討する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警

区分	判 断 基 準
	戒レベル3相当情報〔土砂災害〕に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば次の1～2のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合 ※1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

(3) 避難情報等の内容

町長が避難情報等の発令を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- イ 避難先（避難場所の名称）
- ウ 避難経路（安全な方向、経路）
- エ 避難情報等の発令の理由等（避難要因、避難に要する時間等）
- オ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

(4) 避難情報等の措置と周知

避難情報等の発令をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、次の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

- （ア）町防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- （イ）職員等による口頭伝達
- （ウ）広報車
- （エ）サイレン又は警鐘
- （オ）インターネット（町ホームページ、緊急速報メール、陸沢町情報配信メールサービス、防災アプリなど）、ツイッター等のSNS
- （カ）電話、FAX
- （キ）報道機関
- （ク）その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、警察、町及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

ウ 避難場所への連絡

避難情報等の発令及び解除を行った者並びに自主避難を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

4. 警戒区域の設定

「第2編第3章第3節4. 警戒区域の設定」を準用する。

5. 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の、要配慮者利用施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報等の情報を伝達するとともに、避難誘導に関しては、住民組織の協力を得るなどした、地域ぐるみで安全確保を図る。

6. 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

（２）避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保（※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 津波
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動（※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 （土砂災害と津波は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

7. 避難の誘導

「第2編第3章第3節5. 避難の誘導」を準用する。

8. 避難所の開設、運営

「第2編第3章第3節6. 避難所の開設、運営」を準用する。

9. 避難者の他地区への移送

「第2編第3章第3節7. 避難者の他地区への移送」を準用する。

10. 安否情報の提供

「第2編第3章第3節8. 安否情報の提供」を準用する。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

「第2編第3章第5節 要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第6節 救助救急・医療救護活動

「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」を準用する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 千葉県警察災害警備実施計画

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

千葉県内に大雨・洪水・暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近上陸するおそれがある場合、河川の増水により氾濫警戒情報が発表された場合

イ 対策室

各種警報に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合、自治体から避難指示以上が発令された場合、及び台風が接近上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備本部

特別警報が発表された場合、氾濫発生情報が発表された場合、又は台風の暴風域に入ることが見込まれる場合

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2. 交通対策計画

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

(2) 調査及び報告

産業建設課は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

ア 産業建設課は、町道について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告する。

イ 町長は、上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに長生土木事務所、警察、関係機関の長に報告する。

3. 道路管理者の通行の禁止又は制限

「第2編第3章第7節8. 道路管理者の通行の禁止又は制限」を準用する。

4. 交通規制計画

「第2編第3章第7節2. 交通規制計画」を準用する。

5. 道路啓開

「第2編第3章第7節9. 道路啓開」を準用する。

6. 緊急通行車両の確認等

「第2編第3章第7節5. 緊急通行車両の確認等」を準用する。

7. 規制除外車両の確認等

「第2編第3章第7節6. 規制除外車両の確認等」を準用する。

8. 緊急輸送

「第2編第3章第7節4. 緊急輸送」を準用する。

第8節 救援物資供給活動

「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

「第2編第3章第9節 広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

「第2編第3章第10節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

「第2編第3章第11節 学校等の安全対策・文化財の保護」を準用する。

第12節 帰宅困難者対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校・こども園など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校・こども園などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2. 企業、学校・こども園など関係機関における施設内待機

「第2編第3章第12節2. 企業、学校・こども園など関係機関における施設内待機」を準用する。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

「第2編第3章第12節3. 大規模集客施設等における利用者保護」を準用する。

4. 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

「第2編第3章第12節5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

「第2編第3章第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理」を準用する。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

「第2編第3章第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

第16節 ボランティアの協力

「第2編第3章第16節 ボランティアの協力」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

「第2編第4章第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

「第2編第4章第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

「第2編第4章第4節 激甚災害の指定」を準用する。

第4節 災害復興

「第2編第4章第5節 災害復興」を準用する。

第 4 編 大規模事故等災害編

第1章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、「原子力施設等の防災対策について（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下「対策指針」という。）、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、町地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定によ

り使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 予防計画

1. 町内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3. 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4. 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、町は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備へ協力する。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5. 放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリング

町は、必要に応じ、県が収集する平常時の空間放射線量率のデータやモニタリングポスト等の測定データ、緊急時における対策の基礎データ等の提供を要請する。

(2) 放射線測定器等の整備

町は、平常時又は緊急時において、町内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等の整備に努める。

6. 緊急時被ばく医療体制の整備

町は、あらかじめ県、消防本部、医療機関相互の連絡体制を整備する。

7. 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

警察は、町職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、町の職権を行う。この場合、警察は直ちにその旨を町へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、町職員が現場にいない場合に限り、町の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を町へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

8. 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問合せに係る窓口の設置や、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

9. 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4節 応急対策計画

1. 情報の収集・連絡

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

町内の放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに次の事項について、町、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

ア 事故発生時刻

イ 事故発生場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

町は、必要に応じ、県及び関係機関等と対応策を協議する。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防本部及び国の関係機関に（1）ア～カの内容について通報する。

(3) 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、町は、県、国、事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

2. 事業者による応急対策活動の実施

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に必要な要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

3. 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

町は、大気中の放射線量のモニタリングを行うとともに、県が実施したモニタリングの活動状況について把握する。

■ 県の実施する緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- | |
|---|
| (1) 大気汚染調査（環境生活部）
(2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）
(3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
(4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
(5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
(6) 市場流通食品検査（健康福祉部）
(7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
(8) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）
(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。 |
|---|

4. 町の活動体制

町は、県より特定事象発生の通報等又は内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言等各段階における活動体制をとり、防災対策にあたるものとする。

(1) 警戒体制

町は、県より特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう警戒体制をとる。

(2) 災害対策本部

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町長を本部長とする災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは本部長（町長）が、放射性物質事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなつたと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部の所掌事務は「第2編第3章第1節 災害応急活動体制」に定める内容に準ずる。

5. 避難等の防護対策

町は、県より退避又は避難の要請があつた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

■ 参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

6. 緊急時被ばく医療対策

町は、必要に応じ、県に緊急時被ばく医療対策の実施を要請する。

7. 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問合せに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- (1) 情報の伝達は、防災行政無線、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等により行う。
- (2) 住民等（外国人を含む。）からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。町は、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報する。

8. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

■ 参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

9. 消防活動

町内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

10. 広域避難

「第2編第3章第9節 12. 広域避難」を準用する。

第5節 復旧計画

1. 汚染された土壌等の除染等の措置

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

町内の放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、国、県及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2. 各種制限措置等の解除

町及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 被災住民の健康管理

町及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

町は、国、県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

町は、国、県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第2章 大規模火災対策

第1節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

「第2編第2章第3節2. 建築物不燃化の促進」を準用する。

2. 防災空間の整備・拡大

「第2編第2章第3節3. 防災空間の整備・拡大」を準用する。

3. 火災予防に係る立入検査

「第3編第2章第6節1. 火災予防に係る立入検査」を準用する。

4. 住宅防火対策

「第3編第2章第6節2. 住宅防火対策」を準用する。

5. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

町及び消防本部は、消防法第8条の2の2の定期点検報告制度に該当する多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

町及び消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6. 文化財の防火対策

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設

置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と町教育委員会等の協力の下に文化財建造物の消火訓練を行う。

7. 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町及び消防本部は消防職員・団員の確保に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防施設整備計画に基づき、消防施設等の整備強化を促進するため、必要に応じて、県に支援を要請する。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

(1) 町の活動体制

町及び消防本部は状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 現地災害対策本部の設置

町長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

(3) 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

2. 情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第2編第3章第1節9. 災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4. 消防活動

(1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2) 町及び消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 発災現場が町以外の場合で、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部と連携して応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5. 救助・救急計画

(1) 町及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県を通して国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

- (2) 町及び消防本部は県と連携し、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6. 交通規制計画

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

7. 避難計画

- (1) 災害発生時には、町、消防本部及び警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

8. 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」及び「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

第3章 林野火災対策

第1節 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も増加傾向にある。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策を定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

町及び消防本部は、防災行政無線、緊急速報メール、睦沢町情報配信メールサービス、防災アプリ、町ホームページ、SNS、広報車等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町及び消防本部は、こども園、小、中学校の児童・生徒・園児に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町、消防本部及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2. 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町及び消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における長生広域市町村圏組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町及び消防本部は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町及び消防本部は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3. 予防施設の設置

(1) すいがら入れの保持

町及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

町は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まる場所に立看板を設置する。

4. 体制の整備

町は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。

5. 消火施設の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

6. 林野等の整備

(1) 林業経営

林業所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

7. 林野火災特別地域対策事業

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に指定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

(1) 町の活動体制

林野火災が発生した場合、町及び消防本部が実施責任者となり、状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、初期消火、延焼拡大防止に努める。

また、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 現地災害対策本部の設置

町長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

(3) 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

2. 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町及び消防本部は、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

町及び消防本部は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

町及び消防本部は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

長生広域市町村圏組合消防本部の消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れるものとする。

3. 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

町及び消防本部は、火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立する。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町及び消防本部は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(4) 地域自衛組織の整備

町及び消防本部は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

町及び消防本部は、初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

町及び消防本部は、空からの消火については、県及び自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(8) 救護体制の確立

町及び消防本部は、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4. 避難計画

町及び消防本部は、警察と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

5. 立入禁止区域の設定等

警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6. その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

保険事務を所掌する団体は、未加入森林分の加入を促進する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第6章 道路事故災害対策」を準用する。

1. 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3. 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町との相互応援協

定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

町、消防本部及びその他関係機関は協力し、次の対策を実施する。

ア 防災資機材の整備

(ア) 町及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 町及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

町及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3. 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部及び県並びに関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4. 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は町及び消防本部と連携し、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

危険物等施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。町及び消防本部は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

(1) 町の活動体制

町及び消防本部は状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 現地災害対策本部の設置

町長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

(3) 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

2. 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、消防本部及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携の下に次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、町、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察、その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町は、警察と協力し、必要に応じ避難指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

警察は、関係機関協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者等は、災害の発生原因の究明にあたる。

3. 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、消防本部及びその他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 町及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、警察と協力し、必要に応じ避難指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(ウ) 警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

オ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

4. 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 町、消防本部及びその他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 町及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、警察と協力し、必要に応じ避難指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(ウ) 警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

オ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第5章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

第2節 予防計画

1. 情報の収集・連絡体制の整備

防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2. 協力・応援体制の整備

防災関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3. 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

防災関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4. 防災訓練

防災関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

航空会社は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、国、県、町、公共機関等と連携し、応急対策活動を行う。

(1) 町の活動体制

町は状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 現地災害対策本部の設置

町長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

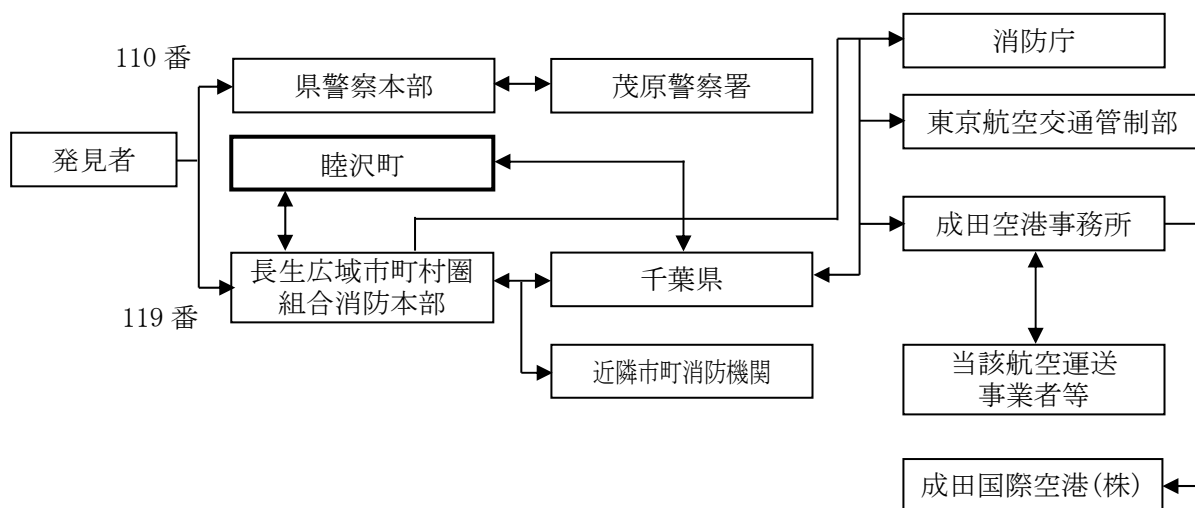
(3) 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

2. 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

■ 連絡系統図



3. 応急対策

航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

(1) 消防活動

町及び消防本部は、県、近隣市町消防機関、警察と協力し消防活動にあたる。

ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防機関の職員は、住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、町及び消防本部のみでは対応不可能な場合は、近隣市町消防機関等の応援を得て実施する。

(2) 救出救護活動

当該航空運送事業者、町、消防本部、警察、県は、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会等の協力を得て救出救護活動にあたる。

ア 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

イ 重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 死体の収容

町は、死体の一時保存所、検案場所を設置し、収容を行う。

(5) 交通規制(警察)

警察は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

町は航空会社及び警察等と協力して、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

ア 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難情報等の発令及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ そのほか必要な事項

(7) 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

4. 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資の派遣及び調達をするため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

第6章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、また災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出等とする。

第2節 予防計画

1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

(2) 資機材の管理

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

道路構造物の応急対策及び道路における危険物等の流出の応急対策は、当該施設の管理者が行う。
町の管理している道路の応急対策は、産業建設課が実施する。

(1) 町の活動体制

町は状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 現地災害対策本部の設置

町長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

(3) 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

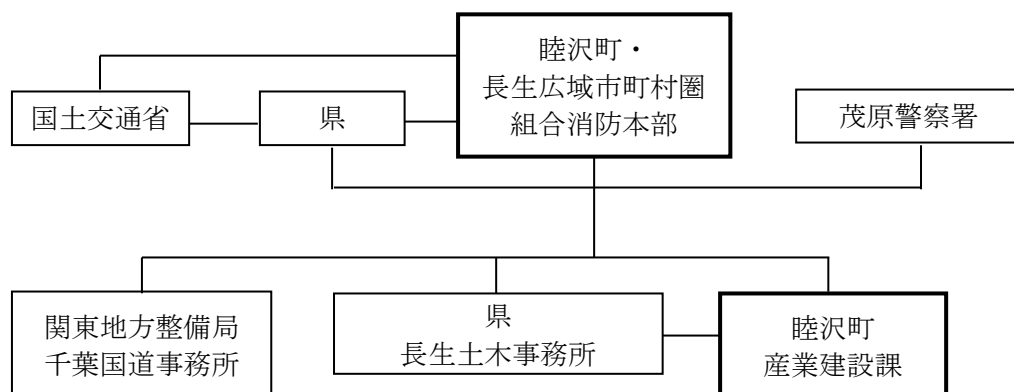
2. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集、伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

■ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実

施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、町は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次の通りである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道路管理者及び警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。 また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

町及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

睦沢町地域防災計画

令和4年3月
睦沢町防災会議

発 行：睦沢町

編 集：睦沢町 総務課

〒299-4492

千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

TEL：0475-44-1111（代表），FAX：0475-44-1729

